

第14章 評価書の補正

環境影響評価書の作成にあたっては、大臣意見を勘案するとともに、環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な追記・補正を行った。

補正前の環境影響評価書からの主な相違点を、表 14-1 に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っている。

表 14-1(1) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 3-21 表 3-4-2-1 各施設の対象事業実施区域	(保守用車留置施設) 環境影響評価関連図に保守用車留置場所の中心線を示すとともに、資材搬入口の概ねの位置を円で示しており、この位置に、図 3-4-6-10 に示す設備を計画する。	(保守用車留置施設) 環境影響評価関連図に保守用車留置場所の中心線を示すとともに、資材搬入口の概ねの位置を円で示しており、この位置に、 <u>図 3-4-6-10 に示す地上部分として非常口を含めて約1.4haの規模、大深度地下部分として内径約13mに外壁厚を加えた幅で延長約460mの設備を計画する。</u>
p. 3-25 4) 非常口	なお、都市部においてはトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から概ね5km間隔、直径約30mを基本として設けるものとし、避難用のエレベーター及び階段を設置する。	なお、都市部においてはトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から概ね5km間隔、直径約30mを基本として設けるものとし、避難用のエレベーター及び階段を設置する。 <u>なお、トンネルに列車が高速で突入することにより神奈川県内の非常口(都市部)から発生する微気圧波については、上り方向列車が相模川付近で突入する際にのみ発生する。また、非常口(都市部)においては、トンネルと地上部への換気経路の接続部に開閉設備を設置しており、この開閉設備は列車が通過する前に扉を遮断するため、列車が非常口を通過する時に新たな圧縮波が発生することはない。</u>
p. 3-26 5) 換気施設等	この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがない構造となっている。換気施設の概要を図 3-4-6-7 に示す。	この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがなく、 <u>受電・配電設備等の騒音や振動の影響が発生しない構造となっている。</u> 換気施設の概要を図 3-4-6-7 に示す。
p. 3-26 6) 車両基地	車両基地には、車両の留置、検査、整備等を行うため、留置線、検査庫、臨時修繕庫、及び事務所等の施設を設置する。また、本線と車両基地を接続する回送線を敷設する。敷地面積は、約50haを想定している。車両基地の概要を図 3-4-6-8 に示す。	車両基地には、車両の留置、検査、整備等を行うため、留置線、検査庫、臨時修繕庫、及び事務所等の施設を設置する。また、本線と車両基地を接続する回送線を敷設する。敷地面積は、約50haを想定している。 <u>車両の整備については基本的に検修庫内で実施することから、車両基地での作業に伴う騒音の影響は非常に小さくなる。</u> 車両基地の概要を図 3-4-6-8 に示す。

表 14-1(2) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 3-27 8) 保守用車留置施設</p>	<p>川崎市宮前区梶ヶ谷に設置を予定している非常口においては、地下に保守用車留置施設を併設する計画である。保守用車留置施設の大きさとしては、地上部分として非常口を含めて約 1.4ha の規模、大深度地下部分として延長約 460m の保守用車留置場所を考えている。保守用車留置施設の概要を図 3-4-6-10 に示す。</p>	<p>川崎市宮前区梶ヶ谷に設置を予定している非常口においては、地下に保守用車留置施設を併設する計画である。保守用車留置施設の大きさとしては、地上部分として非常口を含めて約 1.4ha の規模、大深度地下部分として内径約 13m に外壁厚を加えた幅で延長約 460m の保守用車留置場所を考えている。保守用車留置施設の概要を図 3-4-6-10 に示す。</p>
<p>p. 3-32 ウ. 山岳トンネル部（非常口含む）</p>	<p>工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する予定としている。また、周辺に住居等が存在する場合は、非常口出口に防音扉を設置する。なお、工事施工ヤードの面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。</p>	<p>工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンス（仮囲い等）を設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する予定としている。<u>工事施工ヤードの復旧にあたっては、可能な限り植栽工を施すなど緑化に配慮する予定としている。</u>また、周辺に住居等が存在する場合は、非常口出口に防音扉を設置する。なお、工事施工ヤードの面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。<u>工事用道路及び工事施工ヤードの設置においては、できる限り改変を小さくするとともに、良好な自然植生が存在する箇所はできる限り避けるよう計画する。また、仮囲い等については、必要により色彩などにより周辺と調和するよう地域の景観に配慮していく。</u></p>
<p>p. 3-36 エ. 都市トンネル部（非常口、保守用車留置施設含む）</p>	<p>非常口の施工に際しては、図 3-4-6-21 及び図 3-4-6-22 に示すとおり、鉄筋コンクリート製（以下、RC）地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。</p>	<p>非常口の施工に際しては、図 3-4-6-21 及び図 3-4-6-22 に示すとおり、鉄筋コンクリート製（以下、RC）地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。 <u>なお、非常口（都市部）では、止水性の高い地中連続壁等を設け、漏水による地下水の水位低下を防ぐ。</u></p>
<p>p. 3-38 エ. 都市トンネル部（非常口、保守用車留置施設含む）</p>	<p>工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等の設置を行う計画としている。なお、ヤード面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。</p>	<p>工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンス（仮囲い等）を設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等の設置を行う計画としている。<u>工事施工ヤードの復旧にあたっては、可能な限り植栽工を施すなど緑化に配慮する予定としている。</u>なお、ヤード面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。<u>工事用道路及び工事施工ヤードの設置においては、できる限り改変を小さくするとともに、良好な自然植生が存在する箇所はできる限り避けるよう計画する。また、仮囲い等については、必要により色彩などにより周辺と調和するよう地域の景観に配慮していく。</u></p>

表 14-1(3) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 3-45 (4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理等</p>	<p>工事で使用する道路は、既存道路を活用し、必要に応じて新たに工事用道路を設置する。 発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。また、新たに発生土置き場等が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。なお、発生土置き場等は、県及び関係市町村の協力を得て選定していくことを考えている。 工事排水は、各自治体において定められた排水基準等に従い適切に処理する。</p>	<p>発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。新たに発生土置き場等が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。なお、発生土置き場等は、県及び関係市町村の協力を得て選定していくことを考えている。また、場所の選定にあたっては、<u>地質調査や測量等を実施し、森林法や河川法等の関係法令に基づいて神奈川県や河川の管理者等と協議を行いつつ、生物多様性の保全上重要な自然環境・地域、具体的には環境省が選定した「特定植物群落」、「日本の重要湿地 500」等のほか、自然植生、湿地、希少な動植物の生息地・生育地、まとまった緑地等、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域、土砂の流出があった場合に近傍河川の汚濁のおそれがある区域等をできる限り避けるとともに、第 10 章に示す調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていく。設計段階においては、発生土の土質に応じたのり面勾配の確保や擁壁の設置、排水設備の設置を検討するとともに、工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に有効なのり面への播種や緑化を実施する。また、緑化されるまでの期間においても沈砂池を設置することなどにより土砂の流出や濁水を防止する対策を実施し、発生土置き場等からの流出土砂による河床上昇・溪床への堆積に伴う災害危険度の増大、発生土置き場等の崩壊に伴う土砂災害、発生土置き場等からの濁水に伴う河川への影響が生じないように努める。発生土を運搬する際には、飛散流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、ダンプトラックへのシート設置等の流出防止策を実施し、沿道への影響を低減していく。さらに、工事中及び完成後において周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を、箇所ごとに作成して、適切に管理を進める。これらの調査や影響検討の結果、環境保全措置内容、及び管理計画については公表するとともに、関係する住民の方々への説明やご意見を伺う機会を設けていく。第三者が最終的に管理を行うこととなる場合には、この管理計画を引き継ぎ、清掃による排水設備の機能確保等、適切な管理が継続して行われるようにしていく。</u> 工事排水は、各自治体において定められた排水基準等に従い適切に処理する。なお、沢や河川等の表流水へのトンネル湧水の放流にあたっては、表流水へ影響する可能性のある箇所では専</p>

表 14-1(4) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>門家等の助言や地方公共団体との協議を踏まえて多地点で放流を行うなど、できる限り影響を回避、低減すべく計画していく。また、河川等からの取水については、取水箇所における流量測定を行い、流量が取水量に対して非常に豊富であると確認出来た場合において、水生生物や生態系に影響を及ぼすおそれがないことについて専門家に助言を得るとともに、他に水を利用する関係機関との協議を行った上で取水する。</p>
<p>p. 3-45 (5) 工事実施期間</p>	<p>その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、付近の住民の方に対し事前に工事の実施期間、内容等についてご説明する。</p>	<p>その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、関係機関と適宜協議を行い、工事説明会などの場を通じて付近の住民の方に対し事前に工事の実施期間、内容等についてご説明する。</p>
<p>p. 4-2-1-59 1) 地下水</p>	<p>対象事業実施区域を含む周辺市区町村の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 4-2-1-42 に示す。これによると、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの達成率が川崎市高津区で88.9%、テトラクロロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市宮前区で91.7%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が相模原市中央区で90.9%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。</p>	<p>対象事業実施区域を含む周辺市区町村の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 4-2-1-42 に示す。これによると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市中原区で83.3%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。</p>
<p>p. 4-2-1-60 表 4-2-1-42 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成24年度）</p>	<p>平成23年度の地下水水質測定結果を記載</p>	<p>平成24年度の地下水水質測定結果を記載</p>
<p>p. 4-2-1-90 表 4-2-1-63 土壌の汚染に係る環境基準</p>	<p>(1,1-ジクロロエチレン/環境上の条件) 検液 1L につき 0.02mg 以下であること</p>	<p>(1,1-ジクロロエチレン/環境上の条件) 検液 1L につき 0.1mg 以下であること</p>
<p>p. 4-2-1-90 表 4-2-1-64 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準</p>	<p>—</p>	<p>備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定した値とみなす。 3. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>

表 14-1(5) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 4-2-2-100 2) 下水道の整備の状況	神奈川県全体の下水道の人口普及率 95.9%に対して、川崎は 99.3%、横浜市は 99.8%、相模原市は 100.0%、清川村は 97.3%であり県全体の普及率よりも高くなっている。また、愛川町は 91.3%であり県全体の普及率よりも低くなっている。	神奈川県全体の下水道の人口普及率 95.9%に対して、川崎は 99.3%、横浜市は 99.8%、清川村は 97.3%であり県全体の普及率よりも高くなっている。 <u>相模原市は 95.6%と県全体と同等の普及率となっている。</u> また、愛川町は 91.3%であり県全体の普及率よりも低くなっている。
p. 4-2-2-100 表 4-2-2-23 下水道の整備状況	(相模原市) 行政人口 (千人) 60.2 市街化区域面積 (ha) 832 処理区域 人口 (千人) 60.2 処理区域 面積 (ha) 865 人口普及率 (%) 100.0	(相模原市) 行政人口 (千人) <u>700.9</u> 市街化区域面積 (ha) <u>7,472</u> 処理区域の人口 (千人) <u>670.4</u> 処理区域の面積 (ha) <u>7,468</u> 人口普及率 (%) <u>95.6</u>
p. 5-2-33 表 5-2-4-11 土壌の予測結果	(大深度部) ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 4 箇所存在するため、トンネル、駅および非常口 (都市部) 等の工事における土地の掘削等により基準不適合土壌が拡散する可能性がある。	(大深度部) ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 4 箇所存在するため、トンネル、駅および非常口 (都市部) 等の工事における土地の掘削等により基準不適合土壌が拡散する可能性がある。 <u>また、要措置区域は 1 箇所存在するものの、該当区域は回避するよう計画することから、影響はない。</u>
p. 7-1-3 表 7-1-3(1) 環境影響評価の項目及びその選定理由等	(大気環境の微気圧波/環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由) 地下における列車の走行に伴い非常口 (都市部) 付近、山岳トンネルの坑口付近 (非常口 (山岳部) を含む) において微気圧波が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	(大気環境の微気圧波/環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由) 地下における列車の走行に伴い非常口 (都市部) 付近、山岳トンネルの坑口付近 (非常口 (山岳部) を含む) <u>及び地下駅付近</u> において微気圧波が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
p. 7-2-7 表 7-2-1(3) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(大気環境の列車走行騒音/予測の基本的な手法) 予測地域の内、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、列車の走行に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点を設定する。	(大気環境の列車走行騒音/予測の基本的な手法) 予測地域の内、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、列車の走行に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点を設定する。 <u>なお、予測高さは、地上 1.2m とする。</u>
p. 7-2-15 表 7-2-1(7) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(水環境の (工事の実施) /調査の基本的な手法) 現地調査 ; 「地下水調査および観測指針 (案)」 (平成 5 年、建設省河川局) に定める測定方法等に準拠する。自然由来の重金属等については、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)」 (平成 22 年 3 月 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会) に定める測定方法に準拠する。	(水環境の (工事の実施) /調査の基本的な手法) 現地調査 ; 地下水の水質については、「地下水調査および観測指針 (案)」 (平成 5 年、建設省河川局) に定める測定方法等に準拠する。自然由来の重金属等については、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)」 (平成 22 年 3 月 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会) に定める測定方法に準拠する。 <u>地下水の酸性化の測定項目については、地下水調査および観測指針 (案)」 (平成 5 年 建設省河川局)、「河川水質試験法 (案)」 (平成 7 年 建設省河川局) 等に定める測定方法に準拠する。水位については、地下水は、「地下水調査および観測指針 (案)」 (平成 5 年 建設省河川局)、湧水は「JIS K 0102 4」に定める測定方法に準拠する。</u>

表 14-1(6) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 7-2-15 表 7-2-1(7) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(水環境の(存在及び供用)/調査の基本的な手法) 現地調査;「地下水調査および観測指針(案)」(平成5年、建設省河川局)に定める測定方法等に準拠する。自然由来の重金属等については、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」(平成22年3月建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に定める測定方法に準拠する。</p>	<p>(水環境の(存在及び供用)/調査の基本的な手法) 現地調査;地下水の水質については、「地下水調査および観測指針(案)」(平成5年、建設省河川局)に定める測定方法等に準拠する。自然由来の重金属等については、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」(平成22年3月建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に定める測定方法に準拠する。<u>地下水の酸性化の測定項目については、地下水調査および観測指針(案)」(平成5年建設省河川局)、「河川水質試験法(案)」(平成7年建設省河川局)等に定める測定方法に準拠する。水位については、地下水は、「地下水調査および観測指針(案)」(平成5年建設省河川局)、湧水は「JIS K 0102 4」に定める測定方法に準拠する。</u></p>
<p>p. 7-2-21 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(土壌に係る環境その他の環境の磁界/調査の基本的な手法) 対象事業実施区域及びその周囲の内、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁を対象に列車の走行に係る磁界の影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p>	<p>(土壌に係る環境その他の環境の磁界/調査の基本的な手法) 対象事業実施区域及びその周囲の内、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、<u>車両基地</u>を対象に列車の走行に係る磁界の影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p>
<p>p. 7-2-27 表 7-2-1(13) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(動物の(工事の実施)/調査の基本的な手法) 土壌動物:1季(夏季~冬季)</p>	<p>(動物の(工事の実施)/調査の基本的な手法) 土壌動物:1季(夏季~<u>秋季</u>)</p>
<p>p. 7-2-27 表 7-2-1(13) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(動物の(存在及び供用)/調査の基本的な手法) 土壌動物:1季(夏季~冬季)</p>	<p>(動物の(存在及び供用)/調査の基本的な手法) 土壌動物:1季(夏季~<u>秋季</u>)</p>
<p>p. 7-2-35 表 7-2-1(17) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(温室効果ガスの(工事の実施)/影響要因の区分) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>(温室効果ガスの(工事の実施)/影響要因の区分) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u></p>
<p>p. 7-2-35 表 7-2-1(17) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(温室効果ガスの(工事の実施)/予測の基本的な手法) 1. 予測項目 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る建設工事に伴う温室効果ガス 2. 予測の基本的な手法 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案し予測する。</p>	<p>(温室効果ガスの(工事の実施)/予測の基本的な手法) 1. 予測項目 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>に係る建設工事に伴う温室効果ガス 2. 予測の基本的な手法 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>に係る温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案し予測する。</p>

表 14-1(7) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-1-37 表 8-1-1-20(1) 機械の稼働による二酸化窒素の予測結果	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.00789 0.019 0.02689 29.3	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.00729</u> 0.019 <u>0.02629</u> <u>27.7</u>
p. 8-1-1-38 表 8-1-1-20(2) 機械の稼働による浮遊粒子状物質の予測結果	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.00163 0.021 0.02263 7.2	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.00149</u> 0.021 <u>0.02249</u> <u>6.6</u>
p. 8-1-1-39 図 8-1-1-6(1) 予測結果図	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.00789 0.019 0.02689 0.00163 0.021 0.02263	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.00729</u> 0.019 <u>0.02629</u> <u>0.00149</u> 0.021 <u>0.02249</u>
p. 8-1-1-43 表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-1-43 表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>建設機械の使用、建設機械の点検及び整備について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-1-43 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「排出ガス対策型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」、「工事の平準化」及び「VOC の排出抑制」を実施する。	本事業では、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「排出ガス対策型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」、「工事の平準化」、 <u>「VOC の排出抑制」及び「工事従事者への講習・指導」</u> を実施する。
p. 8-1-1-45 表 8-1-1-22(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>

表 14-1(8) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-1-45 表 8-1-1-22(8) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-1-48 表 8-1-1-24(1) 予測結果及び建設機械の稼働による寄与率の状況（二酸化窒素）	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.00789 0.019 0.02689 29.3	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.00729 0.019 0.02629 27.7</u>
p. 8-1-1-49 表 8-1-1-24(2) 予測結果及び建設機械の稼働による寄与率の状況（浮遊粒子状物質）	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.00163 0.021 0.02263 7.2	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.00149 0.021 0.02249 6.6</u>
p. 8-1-1-50 表 8-1-1-25(1) 基準又は目標との整合の状況（二酸化窒素）	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.02689 0.046	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.02629 0.045</u>
p. 8-1-1-51 表 8-1-1-25(2) 基準又は目標との整合の状況（浮遊粒子状物質）	(地点番号 02 の直近の住居等) 0.02263 0.054	(地点番号 02 の直近の住居等) <u>0.02249 0.054</u>
p. 8-1-1-59 表 8-1-1-28 資材及び機械の運搬に用いる車両等の台数	(表下注) —	(表下注) <u>注 1. 表中の発生交通量は、両方向の合計交通量を示す。</u>
p. 8-1-1-59 ②排出係数	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料 No. 671 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（平成 24 年 国土技術政策総合研究所）に基づき、予測時点の排出係数を表 8-1-1-29 のとおり設定した。	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料 No. 671 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（平成 24 年 国土技術政策総合研究所）に基づき、予測時点の排出係数を表 8-1-1-29 のとおり設定した。 <u>また、設定した走行速度は、渋滞による速度低下等も考慮するため現地により実測した結果を踏まえて設定した。</u>
p. 8-1-1-69 表 8-1-1-32 環境保全措置の検討の状況	(環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底	(環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 <u>(資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転)</u>
p. 8-1-1-69 表 8-1-1-32 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事の平準化</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>

表 14-1(9) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-1-69 表 8-1-1-32 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>車両の点検及び整備、環境負荷低減を意識した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-1-1-69 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、「貨物列車による発生土の運搬」及び「VOCの排出抑制」を実施する。</p>	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底（資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転）」、「貨物列車による発生土の運搬」、「<u>工事の平準化</u>」、「VOCの排出抑制」及び「<u>工事従事者への講習・指導</u>」を実施する。</p>
<p>p. 8-1-1-70 表 8-1-1-33(3) 環境保全措置の内容</p>	<p>(実施内容の種類・方法) 環境負荷低減を意識した運転の徹底</p>	<p>(実施内容の種類・方法) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転</u>)</p>
<p>p. 8-1-1-70 表 8-1-1-33(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-1-1-71 表 8-1-1-33(7) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>

表 14-1(10) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																												
<p>p. 8-1-1-72 ①回避又は低減に係る評価</p>	<p>本事業では、工事用道路を含めて、これらの状況に加えて、表 8-1-1-33 に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。 なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺 35 号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>	<p>本事業では、工事用道路を含めて、これらの状況に加えて、表 8-1-1-33 に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。 <u>また、相模原市の山間部の狭隘な道路には、一部に工事用車両のすれ違いが困難な道路が存在する。しかしながら工事の実施に当たっては、工事用車両の運行ダイヤ等の作成、仮設の信号機の設定、交通誘導員の配備、運転手の指導等、様々な取り組みにより円滑な工事用車両運行とすることで、環境影響の低減を図っていく計画である。</u> 加えて、川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺 35 号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>																												
<p>p. 8-1-1-81 表 8-1-1-41 車両基地ボイラーの排出ガス等諸元</p>	<table border="1" data-bbox="470 1276 890 1422"> <tr> <td rowspan="2">排出ガス量</td> <td>乾き排ガス量</td> <td>m³/h</td> <td>47,233</td> </tr> <tr> <td>湿り排ガス量</td> <td>m³/h</td> <td>47,233</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">煙突出口大気汚染物質濃度</td> <td>窒素酸化物</td> <td>ppm</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>g/m³</td> <td>0.05</td> </tr> </table> <p>※1.稼働時期は1月～3月。</p>	排出ガス量	乾き排ガス量	m ³ /h	47,233	湿り排ガス量	m ³ /h	47,233	煙突出口大気汚染物質濃度	窒素酸化物	ppm	80	浮遊粒子状物質	g/m ³	0.05	<table border="1" data-bbox="922 1276 1342 1422"> <tr> <td rowspan="2">排出ガス量</td> <td>乾き排ガス量</td> <td>m³/h</td> <td>47,233^{※2}</td> </tr> <tr> <td>湿り排ガス量</td> <td>m³/h</td> <td>47,233^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">煙突出口大気汚染物質濃度</td> <td>窒素酸化物</td> <td>ppm</td> <td>80^{※3}</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>g/m³</td> <td>0.05</td> </tr> </table> <p>※1.稼働時期は1月～3月。 ※2.排出ガス量算出について、使用燃料を排出ガス量に変換する前提条件を精査し、再計算を行った結果、準備書記載時の数値(64,326)から低減した。 ※3.低 NOx 型ボイラーを使用する計画に見直しを行った結果、準備書記載時の数値(135)から低減した。</p>	排出ガス量	乾き排ガス量	m ³ /h	47,233 ^{※2}	湿り排ガス量	m ³ /h	47,233 ^{※2}	煙突出口大気汚染物質濃度	窒素酸化物	ppm	80 ^{※3}	浮遊粒子状物質	g/m ³	0.05
排出ガス量	乾き排ガス量		m ³ /h	47,233																										
	湿り排ガス量	m ³ /h	47,233																											
煙突出口大気汚染物質濃度	窒素酸化物	ppm	80																											
	浮遊粒子状物質	g/m ³	0.05																											
排出ガス量	乾き排ガス量	m ³ /h	47,233 ^{※2}																											
	湿り排ガス量	m ³ /h	47,233 ^{※2}																											
煙突出口大気汚染物質濃度	窒素酸化物	ppm	80 ^{※3}																											
	浮遊粒子状物質	g/m ³	0.05																											
<p>p. 8-1-1-94 表 8-1-1-54 建設機械の稼働による降下ばいじんの予測結果</p>	<p>(地点番号 02 の直近の住居等/予測値 (t/km²/月)) 3.82 6.37 2.91 2.31</p>	<p>(地点番号 02 の直近の住居等/予測値 (t/km²/月)) <u>0.80 1.21 0.96 1.03</u></p>																												
<p>p. 8-1-1-95 図 8-1-1-15(1) 予測結果図</p>	<p>(予測地点 02 の直近の住居等) 3.82 6.37 2.91 2.31</p>	<p>(予測地点 02 の直近の住居等) <u>0.80 1.21 0.96 1.03</u></p>																												

表 14-1(11) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-1-99 表 8-1-1-55 環境保全措置の検討の状況	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより</u> 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。
p. 8-1-1-100 表 8-1-1-56(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより</u> 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できる。
p. 8-1-1-102 表 8-1-1-58 基準又は目標との整合の状況	(地点番号 02 の直近の住居等/予測値 (t/km ² /月)) 3.82 6.37 2.91 2.31	(地点番号 02 の直近の住居等/予測値 (t/km ² /月)) <u>0.80 1.21 0.96 1.03</u>
p. 8-1-2-9 5) 調査期間等	現地調査の調査時期は、表 8-1-2-5 のとおり、騒音が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。	現地調査の調査時期は、表 8-1-2-5 のとおりである。 <u>調査範囲が広域に渡る</u> こと、 <u>調査員数に限りがある</u> こと、 <u>また、天候による調査日選定の関係もあ</u> ったことから、 <u>同一日における一斉調査は困難であり、地域毎に調査日が異</u> なっているが、 <u>騒音が年間を通して平均的な状況である</u> と考えられる平日の 24 時間とした。
p. 8-1-2-15 b) 予測式	<予測点から音源が見える場合> $\Delta L_d = \begin{cases} -5+15.2\sinh^{-1}(\delta ^{0.42}) & 0 \leq \delta < 0.073 \\ 0 & 0.073 < \delta \end{cases}$	<予測点から音源が見える場合> $\Delta L_d = \begin{cases} -5+15.2\sinh^{-1}(\delta ^{0.42}) & 0 < \delta \leq 0.073 \\ 0 & 0.073 < \delta \end{cases}$
p. 8-1-2-26 表 8-1-2-14 環境保全措置の検討の状況	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/適否の理由) 住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/適否の理由) 仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる (<u>防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている (ASJ CN-Model 2007)</u>) ことから、環境保全措置として採用する。
p. 8-1-2-26 表 8-1-2-14 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>建設機械の高負荷運転の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる</u> ことから、環境保全措置として採用する。

表 14-1(12) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-2-26 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、建設機械の稼働に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、建設機械の稼働に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」を実施する。
p. 8-1-2-27 表 8-1-2-15(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。	(環境保全措置の効果) <u>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる(防音シートの遮音性能は、透過損失10dBとされている(ASJ CN-Model 2007))。</u>
p. 8-1-2-28 表 8-1-2-15(7) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-2-29 a) 回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。	事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。
p. 8-1-2-30 b) 基準又は目標との整合性の検討	したがって、建設機械の稼働に係る騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。	したがって、建設機械の稼働に係る騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。 <u>なお、特定建設作業に該当する場合は、騒音規制法に基づく実施の届出を行う。</u>
p. 8-1-2-35 表 8-1-2-19 予測条件	(表下注) 注 1. 昼間：6:00～22:00	(表下注) 注 1. 昼間： <u>午前 6 時から午後 10 時</u> 注 2. 表中の発生交通量は、 <u>両方向の合計交通量を示す。</u>
p. 8-1-2-37～40 図 8-1-2-7 予測結果図	—	学校、病院及び福祉施設等の位置を図に追記
p. 8-1-2-41 表 8-1-2-21 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導(実施の適否)</u> <u>適</u> (適否の理由) <u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 14-1(13) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-2-41 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。</p>	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」<u>、</u>「工事の平準化」<u>及び</u>「工事従事者への講習・指導」を実施する。</p>
<p>p. 8-1-2-42 表 8-1-2-22(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-1-2-44 a) 回避又は低減に係る評価</p>	<p>事業の実施に当たっては、工食用道路を含めて、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。 なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺35号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>	<p>事業の実施に当たっては、工食用道路を含めて、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」<u>、</u>「工事の平準化」<u>及び</u>「工事従事者への講習・指導」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。 また、相模原市の山間部の狭隘な道路には、一部に工食用車両のすれ違いが困難な道路が存在する。しかしながら工事の実施に当たっては、工食用車両の運行ダイヤ等の作成、仮設の信号機の設置、交通誘導員の配備、運転手の指導等、様々な取り組みにより円滑な工食用車両運行とすることで、環境影響の低減を図っていく計画である。 加えて、川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>

表 14-1(14) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-2-45 b) 基準又は目標との整合性の検討	また、現況で騒音に係る環境基準以下となっている地点の予測結果は 63～71dB であり、騒音に係る環境基準を超える地点があるが、資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与は小さく、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により発生する道路交通騒音の影響は軽微なものであると評価する。	また、現況で騒音に係る環境基準以下となっている地点の予測結果は 63～71dB であり、騒音に係る環境基準を超える地点があるが、資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与は小さく、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により発生する道路交通騒音の影響は軽微なものであると評価する。 <u>なお、既に環境基準を超過している地点については、道路管理者と連絡、調整を密に図り、更なる環境影響の低減に努める。</u>
p. 8-1-2-49 表 8-1-2-27 換気装置のパワーレベル	(表下注) 注 PWL ₀ :換気装置 1 台のパワーレベル ※既存の装置における測定値より推定	(表下注) 注 1. PWL ₀ :換気装置 1 台のパワーレベル (既存の装置における測定値より推定)。 注 2. 同程度の既存換気装置を 80% 運転した時における測定値について、送風機ハンドブックに基づいて動力換算しパワーレベルを推定。また、既存換気装置の測定にあたっては、JIS B 8346 (送風機及び圧縮機—騒音レベル測定方法) に基づいて実施。 注 3. 計画している換気装置は、同形式の軸流式換気装置を予定。
p. 8-1-2-49 表 8-1-2-29 消音設備の減音量	(表下注) 注. ΔL_1 : 消音設備による減衰量 ※メーカーカタログによる	(表下注) 注. ΔL_1 : 消音設備による減衰量 (メーカーカタログによる)。また、サイレンサのメーカーカタログ値は、ISO 7235 (Acoustics-Measurement procedures for ducted silencers-) を参考に減音量を測定。
p. 8-1-2-55 表 8-1-2-32 環境保全措置の検討の状況	(換気ダクトの曲がり部の設置/適否の理由) 換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回折による減音効果により、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(換気ダクトの曲がり部の設置/適否の理由) 換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回折による減音効果により、騒音を低減できる (「実務的騒音対策指針等」(日本建築学会)に減音効果が記載されており、道路の換気設備の予測事例では、約 3dB の減音を見込んでいる) ことから、環境保全措置として採用する。
p. 8-1-2-55 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	環境保全措置の実施内容を、表 8-1-2-33 に示す。	環境保全措置の実施内容を、表 8-1-2-33 に示す。 また、環境対策型換気施設の詳細な設計時には、主な騒音源の騒音値を踏まえ設備を覆うコンクリートの厚さを検討する。

表 14-1 (15) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-2-56 表 8-1-2-33(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回折による減音効果により、騒音を低減できる。	(環境保全措置の効果) 換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回折による減音効果により、騒音を低減できる(「実務的騒音対策指針等」(日本建築学会)に減音効果が記載されており、道路の換気設備の予測事例では、約 3dB の減音を見込んでいる)。
p. 8-1-2-63 エ) 予測地点	予測地域の内、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点として、表 8-1-2-37 に示す集落の主な代表地点を設定した。予測高さは、地表から 1.2m とした。	予測地域の内、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点として、表 8-1-2-37 に示す集落の主な代表地点を設定した。 <u>集落の主な代表地点については、環境対策工の種類を考慮したうえで、基本的には路線近傍で比較的住居の集積が高いと考えられる箇所を選定した。</u> 予測高さは、地表から 1.2m とした。
p. 8-1-2-73 表 8-1-2-42 環境保全措置の検討の状況	(個別家屋対策/適否の理由) 家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	(個別家屋対策/適否の理由) <u>対象となる家屋の所有者と調整したうえで、防音型アルミサッシへの取替や防振パッキングといった家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-2-73 表 8-1-2-42 環境保全措置の検討の状況	(沿線の土地利用対策/適否の理由) 新幹線計画と整合した公共施設(道路、公園、緑地等)の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力を要請することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(沿線の土地利用対策/適否の理由) <u>新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設(道路、公園、緑地等)の配置等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力を要請することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-2-75 表 8-1-2-43(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>対象となる家屋の所有者と調整したうえで、防音型アルミサッシへの取替や防振パッキングといった家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。</u>
p. 8-1-2-75 表 8-1-2-43(6) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 新幹線計画と整合した公共施設(道路、公園、緑地等)の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設(道路、公園、緑地等)の配置等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できる。</u>

表 14-1(16) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-2-76～77 b) 基準又は目標との整合性の検討</p>	<p>評価の指標となる表 8-1-2-44 の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。具体的な類型の指定は、工事実施計画認可後に行われることになるが、本事業の列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に伴う騒音の影響に対しては、今後、防音壁等による騒音対策に加えて、前述の総合的な騒音対策の実施により、基準値との整合を図るよう努めることとする。</p>	<p>評価の指標となる表 8-1-2-44 の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「<u>新幹線鉄道騒音対策要綱</u>」（昭和51年3月5日閣議了解）においても、<u>音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。</u> <u>生活環境の保全に配慮すべき住居等が多く存在している集落の区域においては、音源対策として防音防災フードを設置することを基本に考えており、結果として、地上区間の多くの部分において、この考え方により防音防災フードを設置することを想定している。</u> <u>しかしながらその一方で、景観上からは、防音防災フードの景観への影響や日常的な視点場における圧迫感をできる限り低減する必要があるとともに、観光振興の観点等から、走行するリニア車両を一定の区間見えるようにしてほしい、との地元自治体からの要請もあるという現状がある。</u> <u>走行するリニア車両の騒音を音源対策として抑制するためには、防音防災フードのように隙間のない構造とする必要があるが、透明材でフードを構成することは技術的に極めて困難であり、現時点においてはコンクリート製のフードとする必要がある。一方で、走行するリニア車両が見えるようにするためには、防音防災フードではなく、防音壁とする必要がある。これにより、防音防災フードによる景観への影響や日常的な視点場における圧迫感を低減することにもつながる。</u> <u>したがって、連続した防音壁区間を確保するため、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある箇所に該当しない、河川部、農用地、工業専用地域となっている区間の他、これらに挟まれた比較的家屋の少ない区間についても防音壁とすることを想定している。仮に、こうした場所について類型指定がなされる場合、Ⅱ類型であったとしても防音壁という音源対策だけでは基準を達成することができないため、新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置といった土地利用対策を関係機関に要請していくが、それらの対策によっても環境基準が達成できない場合に</u></p>

表 14-1(17) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていく。</p> <p>これらの点を踏まえて、音源対策としての環境対策工の配置については、関係機関による土地利用対策の考え方も勘案し、現状の住居等の分布状況や土地利用の状況に基づいて、県および沿線市町と協議して決定し、計画の進捗に合わせて今後各段階で実施する説明会等の場で住民の皆様様に説明し、ご理解を深めて頂く考えである。</p> <p>また、土地利用対策については、昭和50年に環境庁大気保全局長から各都道府県の知事に通知された環大特第100号において、「新幹線鉄道沿線地域を含む土地利用計画を決定し、又は変更しようとする場合は、この基準の維持達成に資するよう配慮すること」とされていることから、工事期間中や供用後を含め、この趣旨に沿った取扱いが継続して進められるよう、関係機関に協力を要請していく。</p> <p>完成後は、環境対策工の配置を踏まえて測定地点を選定し、騒音測定を行う。その結果、環境基準との整合が図られていない場合には、原因を究明のうえ、必要な環境保全措置を講じていく。</p>
<p>p. 8-1-3-8 5) 調査期間等</p>	<p>現地調査の調査時期は、表 8-1-3-5 に示すとおり、振動が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日とした。</p>	<p>現地調査の調査時期は、表 8-1-3-5 に示すとおりである。調査範囲が広域に渡ること、調査員数に限りがあること、また、天候による調査日選定の関係もあったことから、同一日における一斉調査は困難であり、地域毎に調査日が異なっているが、振動が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日とした。</p>
<p>p. 8-1-3-24 表 8-1-3-15 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) 工事従事者への講習・指導 (実施の適否) 適 (適否の理由) 建設機械の高負荷運転の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>

表 14-1(18) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-3-24 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、建設機械の稼働に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、建設機械の稼働に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」 <u>及び「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」</u> を実施する。
p. 8-1-3-25 表 8-1-3-16(6) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-3-27 a) 回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。	事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」 <u>及び「工事従事者への講習・指導」</u> の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。
p. 8-1-3-27 b) 基準又は目標との整合性の検討	したがって、建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。	したがって、建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。 <u>なお、特定建設作業に該当する場合は、振動規制法に基づく実施の届出を行う。</u>
p. 8-1-3-31 表 8-1-3-20 予測条件	(表下注) 注 1. 昼間：8:00～19:00	(表下注) 注 1. 昼間： <u>午前 8 時から午後 7 時</u> 注 2. 表中の発生交通量は、両方向の合計交通量を示す。
p. 8-1-3-33～36 図 8-1-3-6 予測結果図	—	学校、病院及び福祉施設等の位置を図に追記
p8-1-3-37 表 8-1-3-22 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p8-1-3-37 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」 <u>及び「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」</u> を実施する。

表 14-1(19) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-3-38 表 8-1-3-23(5) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-3-39～40 a) 回避又は低減に係る評価	<p>事業の実施に当たっては、工事用道路を含めて、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。</p> <p>なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺35号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>	<p>事業の実施に当たっては、工事用道路を含めて、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、<u>「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」</u>の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。</p> <p><u>また、相模原市の山間部の狭隘な道路には、一部に工事用車両のすれ違いが困難な道路が存在する。しかしながら工事の実施に当たっては、工事用車両の運行ダイヤ等の作成、仮設の信号機の設置、交通誘導員の配備、運転手の指導等、様々な取り組みにより円滑な工事用車両運行とすることで、環境影響の低減を図っていく計画である。</u></p> <p><u>加えて、川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。</u>また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>
p. 8-1-3-41 1) 予測の基本的な手法	<p>鉄道施設（換気施設）の供用に係る振動は、事例の引用により予測を行った。</p>	<p>鉄道施設（換気施設）の供用に係る振動は、<u>高速横浜環状北線・南線、都市高速道路中央環状品川線、都市高速道路外郭環状線等、道路の換気所の環境影響評価で一般的に用いられている手法である、事例の引用により予測を行った。</u></p>
p. 8-1-3-50 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	<p>環境保全措置の実施内容を表 8-1-3-3に示す。</p>	<p>環境保全措置の実施内容を表 8-1-3-3に示す。</p> <p><u>「防振装置の設置」にあたっては、換気設備の仕様を踏まえ防振装置（防振ゴム、吊金具など）の検討をする。</u></p>

表 14-1 (20) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-4-8 ②基準又は目標との整合性の検討</p>	<p>また、緩衝工端部中心から 80m の距離においては最大でも 20Pa を下回ることから、今後、路線近傍の住居分布等の周辺環境に留意し、トンネルの配置に応じて適切な位置に緩衝工を設置し、必要な延長を確保することにより、基準値との整合が図られることを確認した。</p>	<p>また、緩衝工端部中心から 80m の距離においては最大でも 20Pa を下回ることから、今後、路線近傍の住居分布等の周辺環境に留意し、トンネルの配置に応じて適切な位置に緩衝工を設置し、必要な延長を確保することにより、基準値との整合が図られることを確認した。<u>また、環境対策工の具体的な設置位置を決める際には、可能な限り 80m 以内に民家が存在しないよう検討する。また、80m 以内に民家が存在する場合などはトンネル等の出入りに設置する緩衝工延長を評価書で予測した 150m から延ばすなどの対策を行い基準との整合が図られるよう検討していく。</u></p>
<p>p. 8-1-4-10 f) 予測条件</p>	<p>②非常口（都市部、山岳部）の条件 非常口（都市部、山岳部）の条件を、表 8-1-4-11 に示す。</p>	<p>②非常口（都市部、山岳部）<u>及び地下</u> 駅の条件 非常口（都市部、山岳部）<u>及び地下</u> 駅の条件を、表 8-1-4-11 に示す。</p>
<p>p. 8-1-4-13 b) 評価結果 ②基準又は目標との整合性の検討</p>	<p>これより、非常口（都市部、山岳部）中心及び地下駅の換気設備の換気口中心から 20m の位置においてはすべての予測地点において 20Pa 以下である。なお、換気設備に当たっては、できる限り住居等が換気口中心から 20m 以内に存在しない位置に計画し、20m 以内に住居が存在する場合にも適切な延長の多孔板及び緩衝工を設置することにより、基準値との整合が図られることを確認した。</p>	<p>これより、非常口（都市部、山岳部）中心及び地下駅の換気設備の換気口中心から 20m の位置においてはすべての予測地点において 20Pa 以下である。なお、<u>非常口（都市部、山岳部）及び地下</u> 駅の換気設備の設置に当たっては、できる限り住居等が<u>非常口（都市部、山岳部）中心又は地下</u> 駅の換気設備の換気口中心から 20m 以内に存在しない位置に計画し、20m 以内に住居が存在する場合にも適切な延長の多孔板及び緩衝工を設置することにより、基準値との整合が図られることを確認した。</p>
<p>p. 8-1-5-6 表 8-1-5-4 換気装置パワーレベル</p>	<p>※PWL₀: 換気装置 1 台のパワーレベル ※既存の装置における推定値により推定</p>	<p><u>注 1. PWL₀: 換気装置 1 台のパワーレベル（既存の装置における推定値により推定）</u> <u>注 2. 同程度の既存換気装置を 80% 運転した時における測定値について、送風機ハンドブックに基づいて動力換算しパワーレベルを推定</u> <u>注 3. 計画している換気装置は、同形式の軸流式換気装置を予定</u></p>
<p>p. 8-2-1-14 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること/適否の理由） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること/適否の理由） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-2-1-14 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（下水道への排水/適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（下水道への排水/適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、<u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1(21) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-2-1-15 表 8-2-1-12(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより</u> 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。
p. 8-2-1-16 表 8-2-1-12(7) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。
p. 8-2-1-19 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-1-19 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-1-19 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」及び「下水道への排水」を実施する。	本事業では、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」、 <u>「下水道への排水」及び「放流時の放流箇所及び水温の調整」</u> を実施する。
p. 8-2-1-20 表 8-2-1-15(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。
p. 8-2-1-20 表 8-2-1-15(5) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-2-1-24 表 8-2-1-17 環境保全措置の検討の状況	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより</u> 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。

表 14-1 (22) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-2-1-24 表 8-2-1-17 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-1-25 表 8-2-1-18(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。</u>
p. 8-2-1-26 表 8-2-1-18(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 8-2-1-37 g) 予測結果	文献調査では、環境基準の超過はなく、さらに切土工等又は既存の工作物の除去の内、高架橋・橋梁の施工等のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(昭和46年総理府令第35号、改正平成24年環境省令第15号)」及び「水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(昭和46年神奈川県条例第52号、改正平成23年条例第15号)」等に基づいて定められた排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の汚れの影響は小さいものと予測する。	文献調査では、環境基準の超過はなく、さらに切土工等又は既存の工作物の除去の内、高架橋・橋梁の施工等のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(昭和46年総理府令第35号、改正平成24年環境省令第15号)」及び「 <u>大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(昭和46年神奈川県条例第52号、改正平成23年条例第15号)</u> 」等に基づいて定められた排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の汚れの影響は小さいものと予測する。
p. 8-2-1-38 表 8-2-1-32 環境保全措置の検討の状況	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-1-38 表 8-2-1-32 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 14-1 (23) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-2-1-39 表 8-2-1-33(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できる。</u>
p. 8-2-1-40 表 8-2-1-33(7) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 8-2-1-44 表 8-2-1-35 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-1-44 表 8-2-1-35 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (実施の適否) 適 (適否の理由) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-1-44 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」及び「下水道への排水」を実施する。	本事業では、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」、 <u>「下水道への排水」及び「放流時の放流箇所及び水温の調整」</u> を実施する。
p. 8-2-1-45 表 8-2-1-36(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 8-2-1-46 表 8-2-1-36(5) 環境保全措置の内容	—	追記

表 14-1 (24) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-2-1-54 表 8-2-1-44 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(鉄道施設からの排水の適切な処理/適否の理由) 鉄道施設(車両基地)から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等の BOD、全窒素及び全磷を低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(鉄道施設からの排水の適切な処理/適否の理由) 鉄道施設(車両基地)から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、<u>活性汚泥処理等をはじめとした二次処理を行うことで</u> BOD、全窒素及び全磷を低減させるための処理をしたうえで排水するため、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-2-1-54 表 8-2-1-45(1) 環境保全措置の検討の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 鉄道施設(車両基地)から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等の BOD、全窒素及び全磷を低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 鉄道施設(車両基地)から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、<u>活性汚泥処理等をはじめとした二次処理を行うことで</u> BOD、全窒素及び全磷を低減させるための処理をしたうえで排水するため、公共用水域への影響を低減できる。</p>
<p>p. 8-2-3-26 表 8-2-3-10(1) 地下水の水位の現地調査結果(観測井)</p>	<p>(表下注) 注 1. 注水位は井戸孔口 (G L) からの深さ。</p>	<p>(表下注) 注 1. 注水位は井戸孔口 (G L) からの深さ。 <u>注 2. 地点番号 2、4 は地下水の被圧状況から水位が地表面より高い位置にあったため、井戸孔口に塩ビ管を装着し、自噴高を測定。</u></p>
<p>p. 8-2-3-28 図 8-2-3-4(1) 調査結果図(水位の現地調査)</p>	<p>—</p>	<p>(凡例下に追記) <u>注 1. 地点番号 2、4 は地下水の被圧状況から水位が地表面より高い位置にあったため、井戸孔口に塩ビ管を装着し、自噴高を測定。</u></p>
<p>p. 8-2-3-48 (都市部のトンネル区間)</p>	<p>また、シールドトンネルの標準的な断面の直径が約 13m 程度であり、これまでの文献及びボーリングによる地質調査結果から想定される帯水層の広がりに対して十分に小さいことから、その影響は小さいと予測する。</p>	<p>また、シールドトンネルの標準的な断面の直径が約 13m 程度であり、これまでの文献及びボーリングによる地質調査結果から想定される帯水層の広がりに対して十分に小さいことから、その影響は小さいと予測する。<u>また、図 8-2-3-16 の三次元浸透流解析の予測結果の拡大図のとおり、地下水の水位の変化は非常口(都市部)のごく近傍にとどまり、シールドトンネル部においては水位の変化はみられない。</u></p>
<p>p. 8-2-3-56 表 8-2-3-15 環境保全措置の検討の状況(トンネルの工事)</p>	<p>(適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 山岳部のトンネルにおいて、工事の施工に先立ち地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</p>	<p>(適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 山岳部のトンネルについては、工事の施工に先立ち<u>事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1 (25) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-2-3-57 表 8-2-3-16(2) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 地下水の水位の低下を抑制することにより影響を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 山岳部のトンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。 また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。 都市部のトンネルにおいて、シールド工法及び止水性の高い山留め工法等の採用によりトンネル内漏水の発生を抑えることで、地下水への影響を低減できる。</p>
<p>p. 8-2-3-57 ウ. 事後調査</p>	<p>地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した環境保全措置についても効果にかかる知見が蓄積されている。しかしながら、破碎帯付近や土被りの小さい箇所等、状況によっては工事中に集中的な湧水が発生する可能性があり水資源へ与える影響の予測について不確実性があることから、破碎帯や土被りの小さい箇所等において地下水を利用した水資源を対象として、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</p>	<p>地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されている。しかしながら、山岳部のトンネル及び非常口（山岳部）において、破碎帯付近や土被りの小さい箇所等、状況によっては工事中に集中的な湧水が発生する可能性があり水資源へ与える影響の予測について不確実性があることから、山岳部のトンネル及び非常口（山岳部）において、破碎帯や土被りの小さい箇所等において地下水を利用した水資源を対象として、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</p>

表 14-1 (26) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-2-4-34 表 8-2-4-7 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水/適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-4-35 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」、「止水性の高い山留め工法等の採用」、「地下水の継続的な監視」及び「下水道への排水」を実施する。	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「 <u>下水道への排水</u> 」、「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」、「止水性の高い山留め工法等の採用」及び「地下水の継続的な監視」を実施する。
p. 8-2-4-35 表 8-2-4-8(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。
p. 8-2-4-39 (都市部のトンネル区間)	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在による地下水の水位への影響は小さいと予測する。	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在による地下水の水位に係る水資源への影響は小さいと予測する。
p. 8-2-4-39 7) 環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、「適切な構造および工法の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。	本事業では、計画の立案の段階において、「適切な構造および工法の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 <u>検討にあたっては、「工事排水の適切な処理」、「薬液注入工法における指針の順守」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u>
p. 8-2-4-40 表 8-2-4-9 環境保全措置の検討の状況	(適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	(適切な構造及び工法の採用/適否の理由) <u>山岳部のトンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。</u> <u>また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に</u>

表 14-1 (27) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-2-4-40 表 8-2-4-9 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水資源への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-2-4-40 表 8-2-4-9 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(代替水源の確保/適否の理由) 他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(代替水源の確保/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても、水量の不足等重要な水源の機能をやむを得ず確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-2-4-41 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在による水資源に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」、「適切な構造及び工法の採用」、「薬液注入工法における指針の順守」、「地下水の継続的な監視」、「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」を実施する。</p>	<p>本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在による水資源に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理設備の点検・整備による性能維持」、「適切な構造及び工法の採用」、「薬液注入工法における指針の順守」、「地下水の継続的な監視」、「<u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u>」、「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」を実施する。</p>
<p>p. 8-2-4-42 表 8-2-4-10(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる</p>	<p>(環境保全措置の効果) <u>山岳部のトンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。</u> また、非常口（山岳部）についても、<u>工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に</u></p>

表 14-1 (28) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-2-4-42 表 8-2-4-10(7) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-2-4-43 表 8-2-4-10(9) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置については、他のトンネル工事においても実績があることから確実な効果が見込まれる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) <u>回避、低減のための措置を講じて、水量の不足等重要な水源の機能をやむを得ず確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。</u>なお、本措置については、他のトンネル工事においても実績があることから確実な効果が見込まれる。</p>
<p>p. 8-2-4-44 表 8-2-4-11(1) 事後調査の内容</p>	<p>(調査内容の調査地域・地点) ・予測検討範囲内で、上記「井戸の利用状況等の調査」を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。</p>	<p>(調査内容の調査地域・地点) ・<u>非常口(山岳部)も含む</u>予測検討範囲内で、上記「井戸の利用状況等の調査」を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・<u>断層や破碎帯の性状や連続性及び地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。</u></p>
<p>p. 8-2-4-45 表 8-2-4-11(2) 事後調査の内容</p>	<p>(調査内容の調査地域・地点) ・工事着手前：トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があるとして想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等</p>	<p>(調査内容の調査地域・地点) ・工事着手前：<u>断層や破碎帯の性状や連続性も考慮のうえで、非常口(山岳部)も含む</u>トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があるとして想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等</p>
<p>p. 8-2-4-45 表 8-2-4-11(2) 事後調査の内容</p>	<p>(調査内容) —</p>	<p>(調査内容) <u>※なお、河川、沢における調査については、定常的なものと考えられる流水等が新たに確認された場合はその流量等の把握を行ったうえで、水系ごとに、流量の少ない源流部や支流部を含めて複数の地点を定める。</u></p>
<p>p. 8-2-4-45 表 8-2-4-11(2) 事後調査の内容</p>	<p>(表下注) —</p>	<p>(表下注) <u>※地表水の流量の測定にあたっては、専門家等の助言を踏まえて計測地点や計測頻度に係る計画を策定のうえで、実施する。</u></p>

表 14-1 (29) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書										
<p>p. 8-3-2-4 表 8-3-2-3 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(地下水等の継続的な監視/適否の理由) 工事の実施にあたっては、工事の施工中に地下水の水位の観測を行い、必要に応じて地盤沈下を監視することで、地盤沈下が周辺環境に影響を与える前に対策の実施をして、その影響を低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(地下水等の継続的な監視/適否の理由) 工事の実施にあたっては、<u>工事着手前及び工事の施工中に地下水の水位の観測を行い、必要に応じて地盤沈下を監視することで、地盤沈下が周辺環境に影響を与える前に対策の実施をして、その影響を低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。</u></p>										
<p>p. 8-3-2-7 ウ) 予測結果</p>	<p>山岳部のトンネル区間は、「8-3-1 重要な地形及び地質」で示すとおり概ね岩盤で、地山が安定しているため地盤沈下が生じることはないと考える。また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下はないと予測する。</p>	<p>山岳部のトンネル区間は、「8-3-1 重要な地形及び地質」で示すとおり概ね岩盤で、地山が安定しているため地盤沈下が生じることはないと考える。また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下は<u>小さい</u>と予測する。</p>										
<p>p. 8-3-2-8 表 8-3-2-5 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(地下水等の継続的な監視/適否の理由) 工事の実施にあたっては、工事の施工中に地下水の水位の観測を行い、必要に応じて地盤沈下を監視することで、地盤沈下が周辺環境に影響を与える前に対策の実施をして、その影響を低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(地下水等の継続的な監視/適否の理由) <u>非常口(都市部)において、工事着手前及び工事の施工中に地下水の水位の観測を行い、必要に応じて地盤沈下を監視することで、地盤沈下が周辺環境に影響を与える前に対策の実施をして、その影響を低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。</u></p>										
<p>P. 8-3-2-9 ウ. 事後調査</p>	<p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査はしない。</p>	<p>7) 事後調査を行うこととした理由 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されている。<u>しかしながら、トンネル(山岳部)の土被りが小さく、地質的に未固結である区間においては、地表面の沈下量の予測に不確実性がある。従って、トンネル(山岳部)の土被りが小さく、地質的に未固結である区間のうち、地上に住宅等が存在する区間においては環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</u> イ) 事後調査の項目及び手法 <u>実施する事後調査の内容を表 8-3-2-7 に示す。</u> 表 8-3-2-7 事後調査の内容 <table border="1" data-bbox="1002 1733 1426 1890"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地表面の沈下量</td> <td>○調査期間 工事着手前：工事着手前に1回 工事中：トンネルの切羽が掘削地点から一定の範囲内にある期間(月1回)毎の観測を継続し、及び掘削工事後、覆工コンクリートの施工が完了するまでの期間中に1回</td> <td rowspan="2">東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>○調査地点・地点 土被りが小さく、地質的に未固結であるトンネル区間(山岳部)のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○調査方法 水位計測の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>7) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針</p>	調査項目	調査内容	実施主体	地表面の沈下量	○調査期間 工事着手前：工事着手前に1回 工事中：トンネルの切羽が掘削地点から一定の範囲内にある期間(月1回)毎の観測を継続し、及び掘削工事後、覆工コンクリートの施工が完了するまでの期間中に1回	東海旅客鉄道株式会社	○調査地点・地点 土被りが小さく、地質的に未固結であるトンネル区間(山岳部)のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定		○調査方法 水位計測の実施	
調査項目	調査内容	実施主体										
地表面の沈下量	○調査期間 工事着手前：工事着手前に1回 工事中：トンネルの切羽が掘削地点から一定の範囲内にある期間(月1回)毎の観測を継続し、及び掘削工事後、覆工コンクリートの施工が完了するまでの期間中に1回	東海旅客鉄道株式会社										
	○調査地点・地点 土被りが小さく、地質的に未固結であるトンネル区間(山岳部)のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定											
	○調査方法 水位計測の実施											

表 14-1 (30) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p><u>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。</u></p> <p>エ) 事後調査の結果の公表方法 事後調査の結果の公表は、原則として事業者が行うものとし、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとする。</p>
p. 8-3-3-9 表 8-3-3-5(3) 酸性化可能性試験結果	(地点番号 05/pH (H ₂ O ₂) (pH)) 2.6	(地点番号 05/pH (H ₂ O ₂) (pH)) <u>2.1</u>
p. 8-3-5-4 表 8-3-5-3(1) テレビジョン電波の送信所及び電波発信の状況	(送信出力) 鶴川中継局 2kW、3kW 小仏城山中継局 3kW 相模原局 3kW 津久井中継局 3kW	(送信出力) 鶴川中継局 <u>2W、3W</u> 小仏城山中継局 <u>3W</u> 相模原局 <u>3W</u> 津久井中継局 <u>0.3W</u>
p. 8-3-10-43 表 8-3-10-14(1) 工事用車両の運行に伴う交通流への影響予測結果 (信号交差点)	(地点番号 16/設計交通量 (台/時)) 1,841	(地点番号 16/設計交通量 (台/時)) <u>1,847</u>
p. 8-3-10-44 表 8-3-10-14(2) 工事用車両の運行に伴う交通流への影響予測結果 (一時停止交差点)	(地点番号 22 の県道 517 号右左折交通 / B 交通容量 (台/時)) 現況 576 工事中 470	(地点番号 22 の県道 517 号右左折交通 / B 交通容量 (台/時)) 現況 <u>580</u> 工事中 <u>474</u>
p. 8-3-10-44 表 8-3-10-15 環境保全措置の検討の状況	—	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート</u>の配慮 (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺 35 号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯 (ゼブラゾーン) を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
p. 8-3-10-44 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事用車両の運行による交通量、交通流に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「貨物列車による発生土の運搬」及び「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」を実施する。	本事業では、工事用車両の運行による交通量、交通流に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「貨物列車による発生土の運搬」及び「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」及び「 <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート</u> の配慮」を実施する。

表 14-1(31) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-3-10-45 表 8-3-10-16(3) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-3-10-46 ①回避又は低減に係る評価	また、貨物列車により発生土を運搬することで工事用車両台数の低減を行うとともに、運行時間帯を管理すること等により、交通量、交通流への影響をできる限り低減する。	また、貨物列車により発生土を運搬することで工事用車両台数の低減を行うとともに、運行時間帯を管理すること等により、交通量、交通流への影響をできる限り低減する。 <u>鉄道施設（地下駅）周辺の交通広場やアクセス道路等の都市施設は、今後、計画が具体化され都市計画決定等の手続きを経て整備されるものと考えており、これらの環境影響の確認や評価等については、交通広場等の整備を行う者により行われるものとする。</u> <u>なお、事業の推進にあたっては、関係自治体等と必要なやり取りを実施して、環境の保全に充分配慮し、環境影響の低減を図っていく。</u>
p. 8-3-10-46 ①回避又は低減に係る評価	なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺35号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。	なお、 <u>川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、環境保全措置として市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。</u> また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。
p. 8-3-10-50 表 8-3-10-18 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの配慮</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 14-1 (32) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-3-10-50 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事用車両の運行による交通安全に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事に使用する道路、搬入時間及び法定制限速度の遵守」、「工事従事者への講習・指導」、「工事計画の周知」、「交通誘導員による誘導」、「迂回ルートの設定時に対する配慮」及び「車両整備の徹底」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事用車両の運行による交通安全に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事に使用する道路、搬入時間及び法定制限速度の遵守」、「工事従事者への講習・指導」、「工事計画の周知」、「交通誘導員による誘導」、「迂回ルートの設定時に対する配慮」<u>及び「車両整備の徹底」及び「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの配慮」</u>を実施する。</p>
<p>p. 8-3-10-52 表 8-3-10-19(7) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-3-10-53 ①回避又は低減に係る評価</p>	<p>本事業では、工事に使用する道路は、可能な限り狭あいな道路を避け、主要幹線道路を主に使用する計画であり、工事に使用する道路や搬入時間、法定制限速度の遵守、工事従事者への講習・指導や、通学路、通学時間帯など安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、周辺住民に対する工事期間などの工事計画内容の周知徹底、交通誘導員による誘導、迂回ルートの設定時に対する配慮、車両整備の徹底などにより、交通安全の確保を徹底する。</p>	<p>本事業では、工事に使用する道路は、可能な限り狭あいな道路を避け、主要幹線道路を主に使用する計画であり、工事に使用する道路や搬入時間、法定制限速度の遵守、工事従事者への講習・指導や、通学路、通学時間帯など安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、周辺住民に対する工事期間などの工事計画内容の周知徹底、交通誘導員による誘導、迂回ルートの設定時に対する配慮、車両整備の徹底などにより、交通安全の確保を徹底する。 <u>鉄道施設（地下駅）周辺の交通広場やアクセス道路等の都市施設は、今後、計画が具体化され都市計画決定等の手続きを経て整備されるものと考えており、これらの環境影響の確認や評価等については、交通広場等の整備を行う者により行われるものとする。</u> <u>なお、事業の推進にあたっては、関係自治体等と必要なやり取りを実施して、環境の保全に充分配慮し、環境影響の低減を図っていく。</u></p>
<p>p. 8-3-10-53 ①回避又は低減に係る評価</p>	<p>なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺35号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>	<p>なお、<u>川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、環境保全措置として市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯（ゼブラゾーン）を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響の低減を図る。</u>また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</p>

表 14-1 (33) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-11 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(哺乳類/調査手法) 任意確認 (フィールドサイン法)、夜間調査 小型哺乳類捕獲調査 (ネズミ類等) 小型哺乳類捕獲調査 (カワネズミ) 小型哺乳類捕獲調査 (モグラ類) コウモリ類捕獲調査 小型哺乳類巣箱調査 (ヤマネ確認調査)	(哺乳類/調査手法) 任意確認 (フィールドサイン法)、夜間調査 <u>(1 晩設置)</u> 小型哺乳類捕獲調査 (ネズミ類等) <u>(2 晩設置)</u> 小型哺乳類捕獲調査 (カワネズミ) <u>(2 晩設置)</u> 小型哺乳類捕獲調査 (モグラ類) <u>(2 晩設置)</u> コウモリ類捕獲調査 <u>(日没前後から 3 ～4 時間)</u> 小型哺乳類巣箱調査 (ヤマネ確認調査) <u>(巣箱は 1 年間設置)</u>
p. 8-4-1-11 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(鳥類の一般鳥類/調査手法) ラインセンサス法 ポイントセンサス法 夜間調査	(鳥類の一般鳥類/調査手法) ラインセンサス法 ポイントセンサス法 <u>(早朝に実施)</u> 夜間調査 <u>(日没後 1～2 時間)</u>
p. 8-4-1-11 表 8-4-1-4(1) 調査期間等の脚注	—	<u>注 1. 哺乳類、鳥類の任意確認調査は日中に行った。</u>
p. 8-4-1-12 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	(爬虫類/調査手法) 夜間調査	(爬虫類/調査手法) 夜間調査 <u>(日没後 1～2 時間)</u>
p. 8-4-1-12 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	(両生類/調査手法) 夜間調査	(両生類/調査手法) 夜間調査 <u>(日没後 1～2 時間)</u>
p. 8-4-1-12 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	(昆虫類/調査手法) 任意確認 ライトトラップ法 ベイトトラップ法	(昆虫類/調査手法) 任意確認 ライトトラップ法 <u>(ボックス法：1 晩設置)</u> ベイトトラップ法 <u>(1 晩設置)</u>
p. 8-4-1-12 表 8-4-1-4(2) 調査期間等の脚注	—	<u>注 1. 猛禽類の定点観察法、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物の任意調査は日中に行った。</u>
p. 8-4-1-13 6) 調査結果	哺乳類、鳥類(猛禽類)、爬虫類、両生類、魚類、底生動物及び土壌動物について現地調査の結果を、以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表 8-4-1-5 に基づいて整理した。	哺乳類、鳥類(一般鳥類、猛禽類)、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物及び土壌動物について現地調査の結果を、以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表 8-4-1-5 に基づいて整理した。

表 14-1 (34) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-15 表 8-4-1-7(2) 重要な哺乳類確認種一覧	(No. 10/選定基準⑨) 空欄 (計/選定基準⑨) 16種	(No. 10/選定基準⑨) <u>絶滅</u> (計/選定基準⑨) 17種
p. 8-4-1-17 表 8-4-1-10(1) 重要な鳥類確認種一覧	(No. 5/選定基準①) 空欄	(No. 5/選定基準①) 天
p. 8-4-1-19 表 8-4-1-10(3) 重要な鳥類確認種一覧	(No. 90/選定基準②) 空欄	(No. 90/選定基準②) <u>国内</u>
p. 8-4-1-20 表 8-4-1-10(4) 重要な鳥類確認種一覧	(No. 128/選定基準⑧) 空欄 (No. 128/選定基準⑨) 準絶滅危惧 (計/選定基準①) 3種 (計/選定基準②) 7種 (計/選定基準⑧) 39種	(No. 128/選定基準⑧) <u>N T</u> (No. 128/選定基準⑨) <u>希少種</u> (計/選定基準①) <u>4種</u> (計/選定基準②) <u>8種</u> (計/選定基準⑧) <u>40種</u>
p. 8-4-1-33 表 8-4-1-19(4) 重要な昆虫類確認種一覧	(No. 123/選定基準⑧) 空欄 (No. 139/選定基準⑨) 空欄	(No. 123/選定基準⑧) <u>N T</u> (No. 139/選定基準⑨) <u>絶滅</u>
p. 8-4-1-35 表 8-4-1-19(6) 重要な昆虫類確認種一覧	(No. 194/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(No. 194/選定基準⑨) <u>情報不足B</u>
p. 8-4-1-37 表 8-4-1-19(8) 重要な昆虫類確認種一覧	(計/選定基準⑧) 80種 (計/選定基準⑨) 286種	(計/選定基準⑧) <u>81種</u> (計/選定基準⑨) <u>287種</u>
p. 8-4-1-43 表 8-4-1-24(1) 重要な魚類確認種一覧	(No. 4/選定基準⑧) N T	(No. 4/選定基準⑧) <u>V U</u>
p. 8-4-1-44 表 8-4-1-24(2) 重要な魚類確認種一覧	(計/選定基準⑧) 12種 (計/選定基準⑨) 22種	(計/選定基準⑧) <u>13種</u> (計/選定基準⑨) <u>23種</u>
p. 8-4-1-59 キ. 予測結果	なお、文献調査により対象事業実施区域周辺に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種は、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。	なお、文献調査により対象事業実施区域周辺に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種は、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。また、 <u>魚類や底生動物等の移動範囲に関する知見は限られているが、個別の種ごとの一般生態、確認地点の生息環境を踏まえて、予測評価を実施した。</u>

表 14-1 (35) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-75 表 8-4-1-37(5) 重要な鳥類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>
<p>p. 8-4-1-92 表 8-4-1-37(30) 重要な鳥類の予測結果</p>	<p>(確認状況) その内、11 ペアの繁殖行動が確認され、7 ペアの繁殖の成功が確認された。</p>	<p>(確認状況) その内、11 ペアが確認され、7 ペアの繁殖の成功が確認された。</p>
<p>p. 8-4-1-99 表 8-4-1-37(37) 重要な鳥類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>
<p>p. 8-4-1-118 表 8-4-1-37(66) 重要な鳥類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>
<p>p. 8-4-1-119 表 8-4-1-37(67) 重要な鳥類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>

表 14-1 (36) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-132 表 8-4-1-39(1) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 非常に貪食で、動物質なら種類は選ばず食する。</p>	<p>(一般生態) 非常に貪食で、動物質なら種類は選ばず食する。 <u>なお、竹内ら (2008) によると、平均移動距離は 17.23m である。また、小林ら (2009) によると、最も遠くまで移動したものは 45m である。</u></p>
<p>p. 8-4-1-132 表 8-4-1-39(1) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-133 表 8-4-1-39(2) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 繁殖期は2～7月頃と地域及び標高によりばらつきがある。産卵期には比較的狭い産卵場所に多数の個体が集まり雌の奪い合いをする。繁殖期間の長さは地域により差があり、それぞれの繁殖地できわめて短い期間に産卵が行われる。</p>	<p>(一般生態) 繁殖期は2～7月頃と地域及び標高によりばらつきがある。産卵期には比較的狭い産卵場所に多数の個体が集まり雌の奪い合いをする。繁殖期間の長さは地域により差があり、それぞれの繁殖地できわめて短い期間に産卵が行われる。 <u>なお、Kusano ら (1995) によると、分散距離は生まれた池からの直線距離で 27m から 260m で、大半は 200m 以内である。</u></p>
<p>p. 8-4-1-133 表 8-4-1-39(2) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-134 表 8-4-1-39(4) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>

表 14-1 (37) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-136 表 8-4-1-39(6) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 繁殖期は4～7月で、水田の畦、林道の水たまり、池及び沼の周辺の樹林の枝先に白い泡状の卵塊を産み付ける。道路の側溝及び人家の貯水槽等で産卵する場合もある。暗褐色から緑色をした中型のカエルである。</p>	<p>(一般生態) 繁殖期は4～7月で、水田の畦、林道の水たまり、池及び沼の周辺の樹林の枝先に白い泡状の卵塊を産み付ける。道路の側溝及び人家の貯水槽等で産卵する場合もある。暗褐色から緑色をした中型のカエルである。 <u>なお、徳江ら(2011)によると、本種の移動距離は、平均80mで最大125mである。</u></p>
<p>p. 8-4-1-136 表 8-4-1-39(6) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-136 表 8-4-1-39(7) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 繁殖期は4～8月で、溪流中の岩石及び瀬の転石等の下に潜って卵塊を産み付ける。幼生は川底の岩等についた藻類を食べて成長する。成体は繁殖期以外は河川の周辺の草原及び森林で生活する。</p>	<p>(一般生態) 繁殖期は4～8月で、溪流中の岩石及び瀬の転石等の下に潜って卵塊を産み付ける。幼生は川底の岩等についた藻類を食べて成長する。成体は繁殖期以外は河川の周辺の草原及び森林で生活する。 <u>なお、本種の行動圏は十分に知られていないが、千田ら(2006)によると、繁殖期は河川の縦断方向に5.3～80m、横断方向に3～7mの移動を確認しており、雄は水際から全く離れず、雌も水面から10m以内に滞在する。</u></p>
<p>p. 8-4-1-136 表 8-4-1-39(7) 重要な両生類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>

表 14-1 (38) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-138 表 8-4-1-40(3) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は4月下旬～10月上旬まで見られる。	(一般生態) 成虫は4月下旬～10月上旬まで見られる。 なお、徳江ら(2011)によると、同じイトトンボ亜科のアジアイトトンボの移動距離は最大約700mである。
p. 8-4-1-138 表 8-4-1-40(3) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u>
p. 8-4-1-139 表 8-4-1-40(5) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u>
p. 8-4-1-141 表 8-4-1-40(8) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u>
p. 8-4-1-142 表 8-4-1-40(9) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は6月中旬～11月上旬まで見られる。	(一般生態) 成虫は6月中旬～11月上旬まで見られる。 なお、徳江ら(2011)によると、同じヤンマ科のアオヤンマの移動距離は平均2,260mで最大3,047mである。

表 14-1 (39) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-142 表 8-4-1-40(9) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>
<p>p. 8-4-1-142 表 8-4-1-40(10) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 成虫は 6 月下旬から 9 月下旬まで見られる。</p>	<p>(一般生態) 成虫は 6 月下旬から 9 月下旬まで見られる。 なお、徳江ら (2011) によると、同じヤンマ科のアオヤンマの移動距離は平均 2,260m で最大 3,047m である。</p>
<p>p. 8-4-1-143 表 8-4-1-40(11) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 成虫は 6 月中旬～11 月中旬頃まで見られる。</p>	<p>(一般生態) 成虫は 6 月中旬～11 月中旬頃まで見られる。 なお、徳江ら (2011) によると、同じヤンマ科のアオヤンマの移動距離は平均 2,260m で最大 3,047m である。</p>
<p>p. 8-4-1-143 表 8-4-1-40(11) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>
<p>p. 8-4-1-145 表 8-4-1-40(13) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>

表 14-1 (40) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-146 表 8-4-1-40 (15) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>
<p>p. 8-4-1-146 表 8-4-1-40 (16) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>
<p>p. 8-4-1-147 表 8-4-1-40 (17) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>
<p>p. 8-4-1-148 表 8-4-1-40 (19) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため</u>、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>

表 14-1(41) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-148 表 8-4-1-40(20) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるので、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u>
p. 8-4-1-149 表 8-4-1-40(21) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は7～9月に見られる。	(一般生態) 成虫は7～9月に見られる。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、徳江ら(2011)によると、同じバツタ目のクツワムシの移動距離は最大約100mである。</u>
p. 8-4-1-153 表 8-4-1-40(28) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は4月～6月上旬に見られる。	(一般生態) 成虫は4月～6月上旬に見られる。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、沼田ら(2007)によると同じセミ科のクマゼミで最大1,200mの移動が確認されている。</u>
p. 8-4-1-153 表 8-4-1-40(29) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 沼地及び小流に生息する。	(一般生態) 沼地及び小流に生息する。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、中尾(2007)によると、同じアメンボ科のエサキアメンボの飛翔距離は一般に400-500mとされている。</u>
p. 8-4-1-153 表 8-4-1-40(29) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるので、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u>
p. 8-4-1-154 表 8-4-1-40(30) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) ヨシ等の挺水植物の多い池沼の水際近くに生息する。	(一般生態) ヨシ等の挺水植物の多い池沼の水際近くに生息する。 <u>なお、中尾(2007)によると、飛翔距離は一般に400-500mとされている。</u>

表 14-1 (42) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-154 表 8-4-1-40(31) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-155 表 8-4-1-40(32) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-155 表 8-4-1-40(33) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-157 表 8-4-1-40(39) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 水生植物の豊富な水田及びため池に分布する。</p>	<p>(一般生態) 水生植物の豊富な水田及びため池に分布する。 なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、<u>四方(1999)によると、同じオサムシ上科のゲンゴロウの移動距離は、約1kmである。</u></p>
<p>p. 8-4-1-158 表 8-4-1-40(40) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 清流に生息する。</p>	<p>(一般生態) 清流に生息する。 なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、<u>四方(1999)によると、同じゲンゴロウ科のゲンゴロウは、1km程は移動することが確認された。</u></p>

表 14-1(43) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-158 表 8-4-1-40(41) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 湧水のある植生の豊富な流れに生息する。	(一般生態) 湧水のある植生の豊富な流れに生息する。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、四方(1999)によると、同じオサムシ上科のゲンゴロウの移動距離は、約1kmである。</u>
p. 8-4-1-159 表 8-4-1-40(42) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 湧水に関連した植生の豊富な水田及び池沼の流水に見られる。	(一般生態) 湧水に関連した植生の豊富な水田及び池沼の流水に見られる。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、四方(1999)によると、同じオサムシ上科のゲンゴロウの移動距離は、約1kmである。</u>
p. 8-4-1-159 表 8-4-1-40(43) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は昆虫の死骸を食する。	(一般生態) 成虫は昆虫の死骸を食する。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、四方(1999)によると、同じオサムシ上科のゲンゴロウの移動距離は、約1kmである。</u>
p. 8-4-1-159 表 8-4-1-40(43) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u>
p. 8-4-1-160 表 8-4-1-40(44) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は7～8月に見られる。	(一般生態) 成虫は7～8月に見られる。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、徳江ら(2011)によると、ノコギリクワガタの移動距離は最大約60mである。</u>
p. 8-4-1-161 表 8-4-1-40(47) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は6～9月に見られる。	(一般生態) 成虫は6～9月に見られる。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、前河(2005)によると、同じコガネムシ科のアオカナブンの移動距離は150m～450mである。</u>
p. 8-4-1-162 表 8-4-1-40(50) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は4～10月に見られる。	(一般生態) 成虫は4～10月に見られる。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、宮下ら(1998)によると、同じホタル科のゲンジボタルは蛹になるために上陸した幼虫は、ほとんどが水面からの高さが1m以下の場所で蛹となった。</u>

表 14-1 (44) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-163 表 8-4-1-40 (51) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は5～8月にかけて見られる。	(一般生態) 成虫は5～8月にかけて見られる。 なお、本種の移動距離は知られていないが、佐藤 (2005) によると、フライトミル法によるカミキリムシ科のケブカトラカミキリの飛翔距離は、平均 122m、最長 1,170m である。また、遠田 (1985) によると、フライトミル法によるカミキリムシ科のマツノマダラカミキリの飛翔距離は、平均 600m、最大 3,200m である。
p. 8-4-1-163 表 8-4-1-40 (52) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫出現期は 6～8 月。	(一般生態) 成虫出現期は6～8月。 なお、本種の移動距離は知られていないが、佐藤 (2005) によると、フライトミル法によるカミキリムシ科のケブカトラカミキリの飛翔距離は、平均 122m、最長 1,170m である。また、遠田 (1985) によると、フライトミル法によるカミキリムシ科のマツノマダラカミキリの飛翔距離は、平均 600m、最大 3,200m である。
p. 8-4-1-164 表 8-4-1-40 (54) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は3～11月頃まで見られる。	(一般生態) 成虫は 3～11 月頃まで見られる。 なお、青柳 (2008) によると、活発な飛翔行動をみせず、水系間の移動能力が低い可能性がある。
p. 8-4-1-165 表 8-4-1-40 (55) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) クロオオアリ等に一時的社会寄生する。立木の根際のうろに巣を作る。	(一般生態) クロオオアリ等に一時的社会寄生する。立木の根際のうろに巣を作る。 なお、久保田 (1988) によると、アリ科のクロヤマアリの移動距離は、巣から 100m 以上である。
p. 8-4-1-167 表 8-4-1-40 (60) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は 3 月下旬～5 月下旬に出現する。	(一般生態) 成虫は 3 月下旬～5 月下旬に出現する。 なお、HIRANO ら (2006) によると、直線距離で互いに約 125-460m 離れた 4 つのピークの間で、雄個体において、累計 52 回のピーク間移動が計 27 個体で確認された。
p. 8-4-1-168 表 8-4-1-40 (61) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は 7 月～8 月に出現する。	(一般生態) 成虫は 7 月～8 月に出現する。 なお、本種の行動圏に関する十分な知見はないが、徳江ら (2011) によると、オオルリシジミは最大 560m 移動する。
p. 8-4-1-170 表 8-4-1-40 (65) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は 6～8 月頃まで見られる。	(一般生態) 成虫は 6～8 月頃まで見られる。 あいちミティゲーション定量評価ツール利用マニュアル (愛知県) によると、移動範囲は 1km 程度である。
p. 8-4-1-171 表 8-4-1-41 (2) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 夜間に活動し、水生昆虫類、小型魚類、貝類及びエビ類等を食する。	(一般生態) 夜間に活動し、水生昆虫類、小型魚類、貝類及びエビ類等を食する。 なお、本種は、産卵後に日本沿岸に到着するまでの 4～5 ヶ月で移動する距離は約 5,500km である。

表 14-1 (45) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-173 表 8-4-1-41 (4) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 雑食性で、底生動物、付着藻類及び落下昆虫等を食する。	(一般生態) 雑食性で、底生動物、付着藻類及び落下昆虫等を食する。 <u>なお、棟方 (2009) らによると、本種の移動距離は約 600m の河川区間内を移動・分散する。</u>
p. 8-4-1-173 表 8-4-1-41 (4) 重要な魚類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u>
p. 8-4-1-174 表 8-4-1-41 (5) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 雑食性で、付着藻類、水生昆虫、魚類、けもの等の死体、小魚及び魚卵等を食する。	(一般生態) 雑食性で、付着藻類、水生昆虫、魚類、けもの等の死体、小魚及び魚卵等を食する。 <u>なお、KATANO ら (2010) によると、本種の移動距離は海を経由して別の河川へ移動する。</u>
p. 8-4-1-174 表 8-4-1-41 (5) 重要な魚類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u>
p. 8-4-1-175 表 8-4-1-41 (6) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 主に底生動物をとる雑食性で、幼魚は藻類も食する。	(一般生態) 主に底生動物をとる雑食性で、幼魚は藻類も食する。 <u>なお、山嶋ら (2009) によると、本種の行動圏は約 300m である。</u>
p. 8-4-1-176 表 8-4-1-41 (7) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 雑食性で、カゲロウ類、トビケラ類、カワゲラ類及びユスリカ類を主体に、付着藻類や小魚等も食する。	(一般生態) 雑食性で、カゲロウ類、トビケラ類、カワゲラ類及びユスリカ類を主体に、付着藻類や小魚等も食する。 <u>なお、竹下ら (1991) によると、本種の産卵遡上距離は約 21km 以上に及ぶ。</u>
p. 8-4-1-177 表 8-4-1-41 (8) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 雑食性で藻類、底生動物及び植物の茎、根、種を食する。	(一般生態) 雑食性で藻類、底生動物及び植物の茎、根、種を食する。 <u>なお、西田ら (2005) によると、本種の移動距離は 100~300m である。</u>

表 14-1 (46) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-178 表 8-4-1-41 (9) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) なお近年、別種レベルで分化しているとされる 4 集団が認められており、それぞれに標準和名が提唱されている。	(一般生態) なお近年、別種レベルで分化しているとされる 4 集団が認められており、それぞれに標準和名が提唱されている。 <u>なお、本種が生活史の中でどれほどの距離を移動するかは不明であるが、吉田 (2013) によると、産卵のために河川や、細流、農業用水路に移動する。</u>
p. 8-4-1-178 表 8-4-1-41 (9) 重要な魚類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u>
p. 8-4-1-179 表 8-4-1-41 (10) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 主に浮遊性から底生性の小動物を食する。	(一般生態) 主に浮遊性から底生性の小動物を食する。 <u>なお、加地ら (2011) によると、本種の移動距離は約 400m 以上であることを調査より得ている。</u>
p. 8-4-1-180 表 8-4-1-41 (12) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 降海個体をサクラマスという。	(一般生態) 降海個体をサクラマスという。 <u>なお、本種の移動距離は十分に知られていないが、NAKANO ら (1990) によると、亜種であるアマゴは非繁殖期には 20m 以下、繁殖期には移動距離がわずかに増加する傾向があるが、定住性がみられる。</u>
p. 8-4-1-180 表 8-4-1-41 (12) 重要な魚類の予測結果	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。	(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、 <u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u>

表 14-1(47) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-180 表 8-4-1-41(13) 重要な魚類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 近年、本種とメダカ北日本集団 (<i>Oryzias sakaizumii</i>) の2種に分けられ、分布が異なるほか、体側鱗の黒い縁取りの有無等外部形態によっても区別される。</p>	<p>(一般生態) 近年、本種とメダカ北日本集団 (<i>Oryzias sakaizumii</i>) の2種に分けられ、分布が異なるほか、体側鱗の黒い縁取りの有無等外部形態によっても区別される。 <u>なお、佐原(私信)によると、水路のみで生息する本種の移動距離は条件がよければ1500m程度である。</u></p>
<p>p. 8-4-1-181 表 8-4-1-41(14) 重要な魚類の予測結果</p>	<p>(一般生態) 肉食性で、主に水生昆虫を食するほか、流下昆虫、底生小動物、小魚も食する。</p>	<p>(一般生態) 肉食性で、主に水生昆虫を食するほか、流下昆虫、底生小動物、小魚も食する。 <u>なお、齋田(2007)によると、最外郭法によって算出された夜間の行動圏サイズは平均 9.8m²、レンジ 0.3-79.9m²である。</u></p>
<p>p. 8-4-1-181 表 8-4-1-41(14) 重要な魚類の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-182 表 8-4-1-42(2) 重要な底生動物の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>

表 14-1(48) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-183 表 8-4-1-42(3) 重要な底生動物の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」により、<u>破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u></p>
<p>p. 8-4-1-185 表 8-4-1-43 重要な土壌動物の予測結果</p>	<p>(一般生態) 体長は雌 12~20mm、雄 10~15mm。背甲及び歩脚腿節は黒褐色、それ以外の歩脚の節はやや赤みを帯び、腹部は黒褐色ないし紫褐色で、対になった白色横条が顕著な個体とそうでない個体がいる。</p>	<p>(一般生態) 体長は雌 12~20mm、雄 10~15mm。背甲及び歩脚腿節は黒褐色、それ以外の歩脚の節はやや赤みを帯び、腹部は黒褐色ないし紫褐色で、対になった白色横条が顕著な個体とそうでない個体がいる。 なお、中西ら (2009) によると、キシノウエトタテグモの仔グモの親巣からの移動直線距離は 32.3 ± 7.8 cm (平均±標準偏差) である。</p>
<p>p. 8-4-1-185 り) 文献調査でのみ確認された重要な種に対する予測結果</p>	<p>文献調査により対象事業実施区域周辺に生息する可能性が高いと考えられる重要な種の内、現地調査では確認されなかった重要な種は、哺乳類 9 種、鳥類 39 種、爬虫類 1 種、両生類 4 種、昆虫類 245 種、魚類 8 種、底生動物 2 種、土壌動物類 0 種であった。</p>	<p>文献調査により対象事業実施区域及びその周囲に生息する可能性が高いと考えられる重要な種のうち、現地調査では確認されなかった重要な種は、哺乳類 8 種、鳥類 37 種、爬虫類 1 種、両生類 4 種、昆虫類 206 種、魚類 8 種、底生動物 2 種、土壌動物類 0 種であった。</p>
<p>p. 8-4-1-185 a) 哺乳類</p>	<p>予測対象種は、カワネズミ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ホンドオコジョ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドモモンガ、スミスネズミ、ハタネズミの9種である。 事業の実施によりこれら重要な種の生息環境の一部が縮小・消失する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、重要な哺乳類の生息環境は保全されると予測する。</p>	<p>予測対象種は、カワネズミ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドモモンガ、スミスネズミ、ハタネズミの8種である。 <u>これらの種のうち、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドモモンガ、スミスネズミは、山地や里地・里山、低地・平地の樹林が主な生息環境である。ハタネズミは、山地や里地・里山、低地・平地の草地が主な生息環境である。カワネズミは、山地の水域が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>

表 14-1(49) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-186 b) 鳥類</p>	<p>予測対象種は、ウズラ、ヤマドリ、ヒシクイ、マガン、<u>シジュウカラガン</u>、アカツクシガモ、シマアジ、トモエガモ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ヒクイナ、タゲリ、ケリ、ムナグロ、シロチドリ、ヤマシギ、<u>タカブシギ</u>、キョウジョシギ、ヒバリシギ、<u>タマシギ</u>、オジロワシ、チュウヒ、イヌワシ、オオコノハズク、コノハズク、トラフズク、ヤマセミ、オオアカゲラ、ヤイロチョウ、チゴモズ、エゾムシクイ、ゴジュウカラ、マミジロ、コマドリ、コルリ、ニュウナイスズメ、ホオアカ、ノジコ、コジュリンの39種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>予測対象種は、ウズラ、ヤマドリ、ヒシクイ、マガン、<u>アカツクシガモ</u>、シマアジ、トモエガモ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ヒクイナ、タゲリ、ケリ、ムナグロ、シロチドリ、ヤマシギ、キョウジョシギ、ヒバリシギ、<u>タマシギ</u>、オジロワシ、チュウヒ、イヌワシ、オオコノハズク、コノハズク、トラフズク、ヤマセミ、オオアカゲラ、ヤイロチョウ、チゴモズ、エゾムシクイ、<u>ゴジュウカラ</u>、マミジロ、コマドリ、コルリ、ニュウナイスズメ、ホオアカ、ノジコ、コジュリンの<u>37種</u>である。 <u>これらの種のうち、ヤマドリ、イヌワシ、オオコノハズク、コノハズク、トラフズク、オオアカゲラ、ヤイロチョウ、チゴモズ、エゾムシクイ、ゴジュウカラ、マミジロ、コマドリ、コルリ、ニュウナイスズメ、ノジコは、山地や里地・里山、低地・平地の樹林が主な生息環境である。ウズラ、チュウヒ、ホオアカは、山地や里地・里山、低地・平地の草地が主な生息環境である。ヒシクイ、マガン、アカツクシガモ、シマアジ、トモエガモ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ヒクイナ、タゲリ、ケリ、ムナグロ、シロチドリ、キョウジョシギ、ヒバリシギ、タマシギ、オジロワシ、ヤマセミ、コジュリンは、山地や里地・里山、低地・平地の湿地や水域が主な生息環境である。ヤマシギは、山地や里地・里山、低地・平地の樹林と湿地が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>
<p>p. 8-4-1-186 c) 爬虫類</p>	<p>予測対象種は、ニホンイシガメの1種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>予測対象種は、ニホンイシガメの1種で、池や河川が主な生息環境である。 <u>このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>
<p>p. 8-4-1-186 d) 両生類</p>	<p>予測対象種は、ヒダサンショウウオ、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル、ナガレタゴガエルの4種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>予測対象種は、ヒダサンショウウオ、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル、ナガレタゴガエルの4種である。 <u>これらの種のうち、ヒダサンショウウオ、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエルは、山地や里地・里山、低地・平地の湿地や水域が主な生息環境である。また、ナガレタゴガエルは、山地の樹林や溪流が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>

表 14-1 (50) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-187, 188, 189 e) 昆虫類</p>	<p>予測対象種は、ガガンボカゲロウ、チュエルノバマダラカゲロウ、キイトトンボ、<u>ヒヌマイトトンボ</u>、モートンイトトンボ、セスジイトトンボ、オオセスジイトトンボ、オオイトトンボ、モノサシトンボ、オオモノサシトンボ、ホソミオツネントンボ、オツネントンボ、アオハダトンボ、ムカシヤンマ、キイロサナエ、ホンサナエ、アオサナエ、コサナエ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、ヨツボシトンボ、ハラビロトンボ、チョウトンボ、<u>キトンボ</u>、マイコアカネ、<u>オオキトンボ</u>、<u>ミネトワダカワゲラ</u>、ジョウクリカワゲラ、<u>イズササキリ</u>、クツワムシ、マツムシ、スズムシ、ニセハネナガヒシバツタ、ハネナガイナゴ、セグロイナゴ、カワラバツタ、イナゴモドキ、ツマグロバツタ、チッチゼミ、<u>タガメ</u>、コムズムシ、ヤブガラシグンバイ、アシボソトビイロサシガメ、オオアシナガサシガメ、ミナミトゲヘリカメムシ、フトハサミツノカメムシ、キバネツノトンボ、カワラゴミムシ、ホソハンミョウ、<u>カワラハンミョウ</u>、<u>ホソアカガネオサムシ</u>、セアカオサムシ、<u>タンザワアルマンオサムシ</u>、キベリマルクビゴミムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アシグロチビヒョウタンゴミムシ、コチビヒョウタンゴミムシ、ホソチビヒョウタンゴミムシ、オサムシモドキ、フタボシチビゴミムシ、タカオチビゴミムシ、ヨウザワメクラチビゴミムシ、ニシタンザワメクラチビゴミムシ、アオヘリミズギワゴミムシ、ウメヤルリミズギワゴミムシ、ヒロムネナガゴミムシ、オオナガゴミムシ、コホソナガゴミムシ、ニッコウオオズナガゴミムシ、<u>ヤツオオナガゴミムシ</u>、オオキンナガゴミムシ、アシミゾナガゴミムシ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、キアシツヤヒラタゴミムシ、チョウセンゴモクムシ、キュウシュウツヤゴモクムシ、セグロマメゴモクムシ、クロズカタキバゴミムシ、ヨツモンカタキバゴミムシ、オオヨツボシゴミムシ、ヨツボシゴミムシ、クロケブカゴミムシ、ヒトツメアオゴミムシ、コアトワアオゴミムシ、オオトックリゴミムシ、<u>オオヒラタトックリゴミムシ</u>、フタモンクビナガゴミムシ、ダイミョウアトクリゴミムシ、アリスアトクリゴミムシ、クロサヒラタアトクリゴミムシ、オオアオホソゴミムシ、アオバネホソクビゴミムシ、クビボソコガシラミズムシ、キボシケシゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、チャイロシマチビゲンゴロウ、コシマチビゲンゴロウ、ツブゲンゴロウ、シャープツ</p>	<p>予測対象種は、ガガンボカゲロウ、チュエルノバマダラカゲロウ、キイトトンボ、モートンイトトンボ、セスジイトトンボ、オオイトトンボ、モノサシトンボ、ホソミオツネントンボ、オツネントンボ、アオハダトンボ、ムカシヤンマ、キイロサナエ、ホンサナエ、アオサナエ、コサナエ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、ヨツボシトンボ、ハラビロトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、ジョウクリカワゲラ、クツワムシ、マツムシ、スズムシ、ニセハネナガヒシバツタ、ハネナガイナゴ、セグロイナゴ、カワラバツタ、イナゴモドキ、ツマグロバツタ、チッチゼミ、コムズムシ、ヤブガラシグンバイ、アシボソトビイロサシガメ、オオアシナガサシガメ、ミナミトゲヘリカメムシ、フトハサミツノカメムシ、キバネツノトンボ、カワラゴミムシ、ホソハンミョウ、セアカオサムシ、キベリマルクビゴミムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アシグロチビヒョウタンゴミムシ、ホソチビヒョウタンゴミムシ、オサムシモドキ、フタボシチビゴミムシ、タカオチビゴミムシ、ヨウザワメクラチビゴミムシ、ニシタンザワメクラチビゴミムシ、アオヘリミズギワゴミムシ、ウメヤルリミズギワゴミムシ、ヒロムネナガゴミムシ、オオナガゴミムシ、コホソナガゴミムシ、ニッコウオオズナガゴミムシ、オオキンナガゴミムシ、アシミゾナガゴミムシ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、キアシツヤヒラタゴミムシ、チョウセンゴモクムシ、キュウシュウツヤゴモクムシ、セグロマメゴモクムシ、クロズカタキバゴミムシ、ヨツモンカタキバゴミムシ、オオヨツボシゴミムシ、ヨツボシゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コアトワアオゴミムシ、オオトックリゴミムシ、フタモンクビナガゴミムシ、ダイミョウアトクリゴミムシ、アリスアトクリゴミムシ、クロサヒラタアトクリゴミムシ、オオアオホソゴミムシ、アオバネホソクビゴミムシ、クビボソコガシラミズムシ、キボシケシゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、コシマチビゲンゴロウ、セスジゲンゴロウ、クロズマメゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、オオミズスマシ、コムズスマシ、クロサワツブミズムシ、チビヒラタガムシ、マルヒラタガムシ、シジミガムシ、コガムシ、ガムシ、タマガムシ、ヤマハマベエンマムシ、ドウガネエンマムシ、ルリエンマムシ、ヤマトモンシデムシ、ヒメヒ</p>

表 14-1 (51) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	<p>ブゲンゴロウ、セスジゲンゴロウ、クロズマメゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、<u>ゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、オオミズスマシ、コミズスマシ、クロサワツブミズムシ、チビヒラタガムシ、マルヒラタガムシ、シジミガムシ、コガムシ、ガムシ、タマガムシ、ヤマハマベエンマムシ、ドウガネエンマムシ、ルリエンマムシ、ヤマトモンシデムシ、ヒメヒラタシデムシ、チュウジョウデオキノコムシ、ミフシタマキノコムシモドキ、チビクワガタ、ヒラタクワガタ、ナガスネエンマコガネ、ダルママグソコガネ、ヤマトケシマグソコガネ、ツヤチャイロコガネ、オオチャイロハナムグリ、アカマダラコガネ、シラホシハナムグリ、ムラサキツヤハナムグリ、ケスジドロムシ、ウバタマムシ、クロチビタマムシ、ウバタマコメツキ、スジグロボタル、キイロジョウカイ、キムネヒメジョウカイモドキ、オオキマダラケシキスイ、チャイロズマルヒメハナムシ、ルリヒラタムシ、キバラチビオオキノコ、トカラナガツツキノコムシ、キスジヘリハネムシ、マメハンミョウ、<u>オオユミアシゴミムシダマシ、オオマルクビヒラタカミキリ、ケブカヒラタカミキリ、クビアカハナカミキリ、ニセハムシハナカミキリ、ムネアカクロハナカミキリ、キベリカタビロハナカミキリ、カタキハナカミキリ、モモグロハナカミキリ、アオスジカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、ヨツボシカミキリ、ミドリカミキリ、アカネトラカミキリ、クロトラカミキリ、クリストフコトラカミキリ、トラフカミキリ、ブドウトラカミキリ、イタヤカミキリ、ヒゲナガモモブトカミキリ、ナカバヤシモモブトカミキリ、ルリカミキリ、ハンノキカミキリ、イネネクイハムシ、キアシクビボソハムシ、ヨツボシナガツツハムシ、ヨツボシアカツツハムシ、コヤツボシツツハムシ、ムツキボシツツハムシ、<u>ドロノキハムシ、ヤナギハムシ、クロセスジハムシ、スジカミナリハムシ、フタホシカギアシゾウムシ、トサヤドリキバチ、コンボウアメバチ、オオセイボウ、エゾアカヤマアリ、アオスジベッコウ、ヤマトハキリバチ、ルリモンハナバチ、ナガマルハナバチ、ハマダラハルカ、ウシアブ、ミツオビヒゲナガハナアブ、ニトベベッコウハナアブ、カワムラモモブトハナアブ、ケブカハチモドキハナアブ、ヒメハチモドキハナアブ、ツマモンハススジハマダラミバエ、<u>オオナガレトビケラ、トチギミヤマトビケラ、ルリイロスカシクロバ、ニホンセ</u></u></u></u></p>	<p>ラタシデムシ、チビクワガタ、ヒラタクワガタ、ナガスネエンマコガネ、ダルママグソコガネ、ツヤチャイロコガネ、アカマダラコガネ、ムラサキツヤハナムグリ、ケスジドロムシ、ウバタマムシ、クロチビタマムシ、ウバタマコメツキ、スジグロボタル、キイロジョウカイ、キムネヒメジョウカイモドキ、オオキマダラケシキスイ、チャイロズマルヒメハナムシ、ルリヒラタムシ、キバラチビオオキノコ、トカラナガツツキノコムシ、キスジヘリハネムシ、マメハンミョウ、オオマルクビヒラタカミキリ、ケブカヒラタカミキリ、ムネアカクロハナカミキリ、カタキハナカミキリ、モモグロハナカミキリ、アオスジカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、ヨツボシカミキリ、ミドリカミキリ、アカネトラカミキリ、クロトラカミキリ、クリストフコトラカミキリ、トラフカミキリ、ブドウトラカミキリ、イタヤカミキリ、ヒゲナガモモブトカミキリ、ナカバヤシモモブトカミキリ、ルリカミキリ、ハンノキカミキリ、イネネクイハムシ、キアシクビボソハムシ、ヨツボシナガツツハムシ、ヨツボシアカツツハムシ、コヤツボシツツハムシ、ムツキボシツツハムシ、ヤナギハムシ、クロセスジハムシ、スジカミナリハムシ、フタホシカギアシゾウムシ、トサヤドリキバチ、コンボウアメバチ、オオセイボウ、エゾアカヤマアリ、アオスジベッコウ、ヤマトハキリバチ、ルリモンハナバチ、ハマダラハルカ、ウシアブ、ミツオビヒゲナガハナアブ、ニトベベッコウハナアブ、カワムラモモブトハナアブ、ケブカハチモドキハナアブ、ヒメハチモドキハナアブ、ツマモンハススジハマダラミバエ、ルリイロスカシクロバ、ニホンセセリモドキ、ギンイチモンジセセリ、ホシチャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、コキマダラセセリ、ミヤマチャバネセセリ、ヒメシロチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマキチョウ、ムモンアカシジミ、ウラクロシジミ、ダイセンシジミ、オナガシジミ、ウスイロオナガシジミ、ミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、キマダラルリツバメ、シルビアシジミ、クロツバメシジミ、ウラギンズシジミヒョウモン、ウラギンヒョウモン、アサマイチモンジ、ホシミスジ、オオミスジ、シータテハ、クジャクチョウ、スミナガシ、ツマジロウラジャノメ、ギフウスキナミシヤク、サザナミフユナミシヤク、フチグロトゲエダシヤク、オナガミズアオ、ウスミモンキリガ、シロミハイイロヨトウ、オオチャバネヨトウ、コシ</p>

表 14-1 (52) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	<p>セリモドキ、ギンイチモンジセセリ、ホシチャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、コキマダラセセリ、ミヤマチャバネセセリ、ヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマキチョウ、ムモンアカシジミ、ウラクロシジミ、ダイセンシジミ、オナガシジミ、ウスイロオナガシジミ、ミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、キマダラルリツバメ、<u>クロシジミ</u>、シルビアシジミ、クロツバメシジミ、<u>ミヤマシジミ</u>、<u>アサマシジミ</u>、ウラギンスジヒョウモン、<u>オオウラギンヒョウモン</u>、<u>ウラギンヒョウモン</u>、<u>アサマイチモンジ</u>、ホシミスジ、オオミスジ、シータテハ、クジャクチョウ、スミナガシ、ツマジロウラジャノメ、ギフウスキナミシャク、サザナミフユナミシャク、<u>イツスジエダシャク</u>、フチグロトゲエダシャク、オナガミズアオ、<u>ヤネホソバ</u>、ウスミモンキリガ、シロミハイイロヨトウ、オオチャバネヨトウ、コシロシタバ、ナミグルマアツバの245種である。</p> <p>工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>ロシタバ、ナミグルマアツバの206種である。</p> <p>これらの種のうち、<u>チッチゼミ</u>、<u>ヤブガラシグンバイ</u>、<u>オオアシナガサシガメ</u>、<u>ミナミトゲヘリカメムシ</u>、<u>フトハサミツノカメムシ</u>、<u>コチビヒョウタンゴミムシ</u>、<u>タカオチビゴミムシ</u>、<u>ヨウザワメクラチビゴミムシ</u>、<u>ニシタンザワメクラチビゴミムシ</u>、<u>ニッコウオオズナガゴミムシ</u>、<u>オオキンナガゴミムシ</u>、<u>キュウシュウツヤゴモクムシ</u>、<u>ダイミョウアトキリゴミムシ</u>、<u>クロサヒラタアトキリゴミムシ</u>、<u>ドウガネエンマムシ</u>、<u>チビクワガタ</u>、<u>ヒラタクワガタ</u>、<u>ツヤチャイロコガネ</u>、<u>アカマダラコガネ</u>、<u>ムラサキツヤハナムグリ</u>、<u>ウバタマムシ</u>、<u>ウバタマゴメツキ</u>、<u>キムネヒメジョウカイモドキ</u>、<u>オオキマダラケシキスイ</u>、<u>チャイロズマルヒメハナムシ</u>、<u>ルリヒラタムシ</u>、<u>キバラチビオオキノコ</u>、<u>トカラナガツツキノコムシ</u>、<u>キスジヘリハネムシ</u>、<u>オオマルクビヒラタカミキリ</u>、<u>ケブカヒラタカミキリ</u>、<u>ムネアカクロハナカミキリ</u>、<u>カタキハナカミキリ</u>、<u>モモグロハナカミキリ</u>、<u>アオスジカミキリ</u>、<u>マルクビケマダラカミキリ</u>、<u>ヨツボシカミキリ</u>、<u>ミドリカミキリ</u>、<u>アカネトラカミキリ</u>、<u>クロトラカミキリ</u>、<u>クリストフコトラカミキリ</u>、<u>トラフカミキリ</u>、<u>ブドウトラカミキリ</u>、<u>イタヤカミキリ</u>、<u>ヒゲナガモモブトカミキリ</u>、<u>ナカバヤシモモブトカミキリ</u>、<u>ルリカミキリ</u>、<u>ムツキボシツツハムシ</u>、<u>トサヤドリキバチ</u>、<u>コンボウアメバチ</u>、<u>オオセイボウ</u>、<u>エゾアカヤマアリ</u>、<u>ハマダラハルカ</u>、<u>ニトベベッコウハナアブ</u>、<u>カワムラモモブトハナアブ</u>、<u>ケブカハチモドキハナアブ</u>、<u>ヒメハチモドキハナアブ</u>、<u>ツマモンハススジハマダラミバエ</u>、<u>ルリイロスカシクロバ</u>、<u>ニホンセセリモドキ</u>、<u>ムモンアカシジミ</u>、<u>ウラクロシジミ</u>、<u>ダイセンシジミ</u>、<u>オナガシジミ</u>、<u>ウスイロオナガシジミ</u>、<u>ハヤシミドリシジミ</u>、<u>キマダラルリツバメ</u>、<u>アサマイチモンジ</u>、<u>オオミスジ</u>、<u>シータテハ</u>、<u>スミナガシ</u>、<u>ギフウスキナミシャク</u>、<u>サザナミフユナミシャク</u>、<u>オナガミズアオ</u>、<u>コシロシタバ</u>、<u>ナミグルマアツバ</u>は、<u>山地や里地・里山</u>、<u>低地・平地の樹林</u>が主な生息環境である。<u>クツワムシ</u>、<u>マツムシ</u>、<u>スズムシ</u>、<u>ハネナガイナゴ</u>、<u>セグロイナゴ</u>、<u>イナゴモドキ</u>、<u>ツマグロバッタ</u>、<u>キバネツノトンボ</u>、<u>ホソハンミョウ</u>、<u>セアカオサムシ</u>、<u>アオヘリミズギワゴミムシ</u>、<u>オオナガゴミムシ</u>、<u>アリスアトキリゴミムシ</u>、<u>オオアオホソゴミムシ</u>、<u>ヤマトモンシデムシ</u>、<u>ナガスネエンマコガネ</u>、<u>ダルマ</u></p>

表 14-1 (53) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>マグソコガネ、クロチビタマムシ、ヨツボシナガツツハムシ、クロセスジハムシ、アオスジベッコウ、ウシアブ、ホシチャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、コキマダラセセリ、ヒメシロチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマキチョウ、ウラギンヒョウモン、ホシミスジ、クジャクチョウ、ツマジロウラジャノメ、フチグロトゲエダシヤク、シロミミハイイロヨトウは、山地や里地・里山、低地・平地の草地が主な生息環境である。ヒメヒラタシデムシ、ルリモンハナバチ、ウラギンスジヒョウモンは、山地や里地・里山、低地・平地の樹林や草地が主な生息環境である。オオヨツボシゴミムシ、ヨツボシゴミムシ、ハンノキカミキリは、山地や里地・里山、低地・平地の樹林や湿地及び水域が主な生息環境である。アシボソトビイロサシガメ、ミヤマチャバネセセリは、山地や里地・里山、低地・平地の草地や湿地及び水域が主な生息環境である。ガガンボカゲロウ、チェルノバマダラカゲロウ、キイトトンボ、モートンイトトンボ、セスジイトトンボ、オオイトトンボ、モノサシトンボ、ホソミオツネントンボ、オツネントンボ、アオハダトンボ、ムカシヤンマ、キイロサナエ、ホンサナエ、アオサナエ、コサナエ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、ヨツボシトンボ、ハラビロトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、ジョウクリカワゲラ、ニセハネナガヒシバッタ、カワラバッタ、コミズムシ、カラゴミムシ、キベリマルクビゴミムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アシグロチビヒョウタンゴミムシ、ホソチビヒョウタンゴミムシ、オサムシモドキ、フタボシチビゴミムシ、ウメヤルリミズギワゴミムシ、ヒロムネナガゴミムシ、コホソナガゴミムシ、アシミゾナガゴミムシ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、キアシツヤヒラタゴミムシ、チョウセンゴモクムシ、セグロマメゴモクムシ、クロズカタキバゴミムシ、ヨツモンカタキバゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コアトワアオゴミムシ、オオトックリゴミムシ、フタモンクビナガゴミムシ、アオバネホソクビゴミムシ、クビボソコガシラミズムシ、キボシケシゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、コシマチビゲンゴロウ、セスジゲンゴロウ、クロズマメゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、オオミズスマシ、コミズスマシ、クロサワツブミズムシ、チビヒラタガムシ、マルヒラタガムシ、シジミガムシ、コ</p>

表 14-1 (54) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p><u>ガムシ、ガムシ、タマガムシ、ヤマハマベエンマムシ、ルリエンマムシ、ケスジドロムシ、スジグロボタル、キエロジョウカイ、マメハンミョウ、イネネクイハムシ、キアシクビボソハムシ、ヨツボシアカツツハムシ、コヤツボシツツハムシ、ヤナギハムシ、スジカミナリハムシ、フタホシカギアシゾウムシ、ヤマトハキリバチ、ミツオビヒゲナガハナアブ、ギンイチモンジセセリ、ミドリシジミ、シルビアシジミ、ウスミモンキリガ、オオチャバネヨトウ</u>は、<u>山地や里地・里山、低地・平地の湿地や水域が主な生息地である。クロツバメシジミは、岩場、石垣が主な生息地である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>
<p>p. 8-4-1-190 f) 魚類</p>	<p>予測対象種は、キンブナ、アカヒレタビラ、ギバチ、アカザ、アマゴ、カマキリ、ボウズハゼ、オオヨシノボリの8種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>予測対象種は、キンブナ、アカヒレタビラ、ギバチ、アカザ、アマゴ、カマキリ、ボウズハゼ、オオヨシノボリの8種である。 <u>これらの種は、山地や里地・里山、低地・平地の水域が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>
<p>p. 8-4-1-190 g) 底生動物</p>	<p>予測対象種は、オオタニシ、ヒラマキミズマイマイの2種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>予測対象種は、オオタニシ、ヒラマキミズマイマイの2種である。 <u>これらの種は、低地・平地や里地・里山の湿地が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u></p>

表 14-1 (55) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-193 ア. 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>	<p>さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 <u>検討にあたっては、「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u></p>
<p>p. 8-4-1-193 表 8-4-1-45(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由） 重要な種の生息地の変更をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息地の変更をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-1-193 表 8-4-1-45(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置） 小動物等が脱出可能な側溝の設置 （小動物が脱出可能な側溝の設置/保全対象種） アカハライモリ、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル等 （小動物が脱出可能な側溝の設置/適否の理由） 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置） <u>小動物が脱出可能な側溝の設置</u> （小動物が脱出可能な側溝の設置/保全対象種） <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保全対象種全般</u> （小動物が脱出可能な側溝の設置/適否の理由） <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-1-193 表 8-4-1-45(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（小動物の移動経路の確保/環境保全措置） 小動物等の移動経路の確保 （小動物の移動経路の確保/保全対象種） 哺乳類・爬虫類・両生類等の保全対象種全般 （小動物の移動経路の確保/適否の理由） 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（小動物の移動経路の確保/環境保全措置） <u>小動物の移動経路の確保</u> （小動物の移動経路の確保/保全対象種） <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保全対象種全般</u> （小動物の移動経路の確保/適否の理由） <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1 (56) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-194 表 8-4-1-45(2) 環境保全措置の検討の状況	(照明の漏れ出しの抑制/適否の理由) 走光性の強い昆虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(照明の漏れ出しの抑制/適否の理由) 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けられないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の強い昆虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-1-194 表 8-4-1-45(2) 環境保全措置の検討の状況	(工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保/適否の理由) 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化及び林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	(工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保/適否の理由) 改変する区域の一部において、工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りを実施し、適切に管理しながら緑化及び林縁の保護植栽を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-1-194 表 8-4-1-45(2) 環境保全措置の検討の状況	-	以下を追記 (環境保全措置) 放流時の放流箇所及び水温の調整 (保全対象種) トンネルからの湧水を放流する河川・沢を生息環境とする保全対象種全般 (実施の適否) 適 (適否の理由) トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、河川・沢を生息環境とする保全対象種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-1-195 表 8-4-1-45(3) 環境保全措置の検討の状況	(動物の生息環境の創出/適否の理由) 重要な種の生息環境を創出することで、重要な種の生息環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(動物の生息環境の創出/適否の理由) 回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息環境を創出することで、重要な種の生息環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-1-195 表 8-4-1-45(3) 環境保全措置の検討の状況	(動物個体の移植/適否の理由) 重要な種の生息地の消失等を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(動物個体の移植/適否の理由) 回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息地の消失等を代償できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-1-195 表 8-4-1-45(3) 環境保全措置の検討の状況	(代替巣等の設置/適否の理由) 鳥類等の生息地の消失等を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(代替巣等の設置/適否の理由) 回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、鳥類等の生息地の消失等を代償できることから、環境保全措置として採用する。

表 14-1 (57) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-195, 196 ア. 環境保全措置の検討の状況 (表 8-5-1-45(3) 環境保全措置の検討の状況の後)</p>	<p>—</p>	<p><u>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息状況や、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。</u> <u>小動物の移動経路を分断する場合の措置については、今後施設や工事の計画を詳細に検討していく段階で、専門家の意見を踏まえ、生息環境の状況が適切に把握できるようなモニタリングを継続して実施した上で検討を進め、その内容については重要種の位置情報に係る情報を除いて公表していく。</u> <u>また両生類、爬虫類のうち、一部の冬眠する重要種については、過去の事例や専門家の意見も踏まえ、確認位置から重要種の生息地の分布範囲を推定し、改変の可能性のある範囲との関係から、一部改変の可能性のある範囲で確認されるものの、殆どは同質の生息環境が広がり、地域個体群に影響を与える程度ではなく、種として生息環境は保全されると予測している。一方で、同質の生息環境が限られている場合は一部保全されないものと予測し、該当する重要種に対しては工事前に移植や生息環境の創出などの環境保全措置を実施する。個体レベルでの影響については、環境保全措置である「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」や「工事に伴う改変地域をできる限り小さくする」などを実施することで、改変の可能性のある範囲で確認されている個体への影響の回避、低減を図るが、今後、事業計画を具体的に検討する段階において、必要に応じて専門家の助言を受け、さらに検討を進める。</u> <u>・オオタカ（長竹地区）について</u> <u>長竹地区の非常口（山岳部）の位置選定として、「出来る限り樹林等の自然環境の改変を避けること」、「トンネルを掘り進め始める非常口の適地として、改変区域をできる限り小さくするよう、平坦地ではなく、山林と平坦地の境目となるような斜面に面している土地であること」、「改変区域をできる限り小さくするよう、工事用車両の通行できるような広い幅員を持った道路から直接乗り入れられる土地であること」、「非常口（山岳部）と本線との距離が小さいと非常口（山岳部）と本線を結ぶ通路の勾配が急になるため、適切な勾配を確保できるよう、ある程度本線と非常口（山岳部）との距</u></p>

表 14-1 (58) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>離が取れる箇所であること」及び「必要面積を確保できる土地であることや用地取得が比較的容易であること」等を勘案し、本非常口の位置を選定したが、やむを得ず改変の可能性のある範囲にオオタカの営巣中心域の一部が含まれることとなった。</p> <p>オオタカの営巣地は改変の可能性のある範囲から約250m離れた場所に位置するものの、その間には小尾根を挟むため、巣から改変区域への視認性は低く、影響の程度としては小さいと考えられる。さらに、改変の可能性のある範囲周辺には幹線道路や学校、幼稚園のような人工物が既に存在し、当該ペアは人為的活動にある程度慣れていると考えられる。</p> <p>営巣エリアや高利用域といった繁殖に重要な地域の改変をできる限り回避するよう、工事に伴う改変区域をできる限り小さくするとともに、オオタカの行動圏と工事区域の境界を明確化すること、コンディショニングを実施しながら、段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等を行う。さらに、工事従事者に対しても不用意に林内へ立ち入らないよう指導を徹底していくことにより、影響の低減を図る。</p> <p>今後は、事後調査を実施して生息状況の確認を行い、工事に対する影響の程度を把握し、改変区域のすぐ近傍において営巣が確認された場合には、施工順序の見直しや工事工程の調整を行い、繁殖への影響の大きな時期に騒音等の少ない作業を実施するなどの措置についても専門家等の助言を踏まえて検討していく。</p>

表 14-1 (59) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-197 イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工所用道路の設置）又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」、「動物の生息環境の創出」、「侵入防止柵の設置」、「小動物等が脱出可能な側溝の設置」、「小動物等の移動経路の確保」、「資材運搬等の適正化」、「代替巣等の設置」、「動物個体の移植」、「汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「コンディショニングの実施」、「工事従事者への講習・指導」及び「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工所用道路の設置）又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」、「<u>侵入防止柵の設置</u>」、「<u>小動物等が脱出可能な側溝の設置</u>」、「<u>小動物等の移動経路の確保</u>」、「<u>工事従事者への講習・指導</u>」、「<u>資材運搬等の適正化</u>」、「<u>汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置</u>」、「<u>防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</u>」、「<u>照明の漏れ出しの抑制</u>」、「<u>コンディショニングの実施</u>」、「<u>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保</u>」、「<u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u>」、「<u>動物の生息環境の創出</u>」、「<u>動物個体の移植</u>」及び「<u>代替巣等の設置</u>」を実施する。なお、「<u>代替巣等の設置</u>」については複数の種が巣を競合するという知見もあるため、今後の継続調査の結果や専門家意見を踏まえ、詳細な設置検討を行っていく。</p> <p>また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。</p>
<p>p. 8-4-1-197 表 8-4-1-46(2) 環境保全措置の内容</p>	<p>（環境保全措置の効果） 重要な種の生息環境の変更をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。</p>	<p>（環境保全措置の効果） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息環境の変更をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。</u></p>

表 14-1(60) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-198 表 8-4-1-46(4) 環境 保全措置の内容	(保全対象種) アカハライモリ、アズマヒキガエル、 シュレーゲルアオガエル等 (種類・方法) 小動物等が脱出可能な側溝の設置 (環境保全措置の効果) 爬虫類及び両生類等への影響を低減で きる。	(保全対象種) <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保 全対象種全般</u> (種類・方法) <u>小動物が脱出可能な側溝の設置</u> (環境保全措置の効果) <u>側溝にスロープ等を設置することによ り、小動物が脱出可能な構造とするこ とで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等 への影響を低減できる。</u>
p. 8-4-1-198 表 8-4-1-46(5) 環境保 全措置の内容	(保全対象種) 哺乳類、爬虫類、両生類等の保全対象 種全般 (種類・方法) 小動物等の移動経路の確保 (環境保全措置の効果) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響 を低減できる。	(保全対象種) <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保 全対象種全般</u> (種類・方法) <u>小動物の移動経路の確保</u> (環境保全措置の効果) <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影 響を低減できる。</u>
p. 8-4-1-199 表 8-4-1-46(10) 環境 保全措置の内容	(実施内容の位置・範囲) 事業区域及びその周囲	(実施内容の位置・範囲) <u>山岳部における事業区域及びその周囲</u>
p. 8-4-1-199 表 8-4-1-46(10) 環境 保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 設置する照明は極力外部に向けないよ う配慮することで、走光性の昆虫類等 への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照 明については、極力外部に向けないよ うな配慮による漏れ光の抑制、昆虫類 等の誘引効果が少ない照明の採用、適 切な照度の設定等を行うとともに、管 理上支障のない範囲で夜間は消灯する など点灯時間への配慮を行うことで、 走光性の昆虫類等への影響を低減で きる。</u>
p. 8-4-1-199 表 8-4-1-46(10) 環境 保全措置の内容	(効果の不確実性) なし	(効果の不確実性) <u>あり</u>
p. 8-4-1-200 表 8-4-1-46(12) 環境 保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事の実施に際し使用した工事施工ヤ ード等の緑化及び林縁の保護緑化を図 ることにより、重要な種の生息環境の 変化に伴う動物への影響を低減でき る。	(環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部において、工事の 実施に際し、周辺の植生を考慮した上 で、使用した工事施工ヤード等の定期 的な下刈りを実施し、適切に管理しな がら緑化及び林縁の保護植栽を図り、 その効果を確認することにより、林内 環境への影響を軽減し、重要な種の生 息環境への影響を低減できる。</u>
p. 8-4-1-200 表 8-4-1-46(13) 環境 保全措置の内容	—	追記

表 14-1(61) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-202 表 8-4-1-47 事後調査の概要	—	以下を追記 (調査項目) <u>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</u> (調査内容) ○調査時期・期間 <u>工事中及び工事完了後</u> ○調査地域・地点 <u>山岳部における工事施工ヤードや供用時の各種施設等における照明設置場所及びその周辺</u> ○調査方法 <u>任意観察等による生息状況の確認</u> <u>※専門家の助言を踏まえながら実施する。</u> (実施主体) <u>東海旅客鉄道株式会社</u>
p. 8-4-1-202 ウ. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針	事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。	事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに、 <u>専門家の助言も踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた変更時期の設定や変更期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</u>
p. 8-4-1-203 ア) 回避又は低減に係る評価	なお、生息環境の創出、代替巢の設置等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は回避又は低減されていると評価する。	なお、生息環境の創出、代替巢の設置等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 <u>さらに、列車の走行に関する騒音等が野生動物に及ぼす影響に関しては、現時点で十分な知見が蓄積されていないが、影響の把握や保全措置等について、整備新幹線での対応状況も見ながら検討を進めていく。</u> このことから、環境への影響は回避又は低減されていると評価する。
p. 8-4-2-11 イ) 高等植物に係る重要な種の確認状況	文献調査及び現地調査により確認された高等植物に係る重要な種は 92 科 328 種類であった	文献調査及び現地調査により確認された高等植物に係る重要な種は <u>91 科</u> 328 種類であった
p. 8-4-2-22 表 8-4-2-9(12) 高等植物に係る重要な種確認一覧	(合計/科名) 92 科 (合計/選定基準⑭, ⑮) 139 種 180 種	(合計/科名) <u>91 科</u> (合計/選定基準⑭, ⑮) 140 種 181 種
p. 8-4-2-42 表 8-4-2-13 現地調査で確認された重要な群落の確認位置	(番号 1/相模原市の改変の可能性のある範囲外の改変の可能性のある範囲の近傍) 空欄	(番号 1/相模原市の改変の可能性のある範囲外の改変の可能性のある範囲の近傍) ○
p. 8-4-2-42 表 8-4-2-13 現地調査で確認された重要な群落の確認位置	(番号 6/相模原市の改変の可能性のある範囲外の改変の可能性のある範囲の近傍) 空欄	(番号 6/相模原市の改変の可能性のある範囲外の改変の可能性のある範囲の近傍) ○
p. 8-4-2-46 表 8-4-2-16(2) 予測対象種及び群落	(区分) 文献調査において事業実施区域に生育する可能性が考えられる重要な種のうち、現地調査で確認されなかった種 (270 種類)	(区分) 文献調査において事業実施区域に生育する可能性が考えられる重要な種のうち、現地調査で確認されなかった種 (214 種類)

表 14-1 (62) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-46 表 8-2-4-16(2) 予測対象種及び群落</p>	<p>(種名及び群落名) マツバラシ、スギラン、イヌカタヒバ、コヒロハハナヤスリ、キジノオシダ、ヒメコケシノブ、コケシノブ、ハマホラシノブ、ミズワラビ、ヒメウラジロ、カラクサシダ、コタニワタリ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、ヤマドリトラノオ、シノブカグマ、イヌイワイタチシダ、タニヘゴ、メニッコウシダ、ムクゲシケシダ、ミドリワラビ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ハリモミ、ヒメコマツ、ネズ、タニガワハンノキ、ウバメガシ、トキホコリ、ミヤマイラクサ、マツグミ、オオツルイタドリ、ナガバノキノネグサ、ホソバイヌタデ、ヌカボタデ、ノダイオウ、マダイオウ、コギシギシ、タチハコベ、ワダソウ、カワラアカザ、ニッケイ、アズマレイジンソウ、ミチノクフクジュソウ、ミスミソウ、スハマソウ、カザグルマ、バイカオウレン、オトコゼリ、ヒメミヤマカラマツ、イワカラマツ、ジュンサイ、オニバス、コウホネ、ヒメコウホネ、ヒツジグサ、マツモ、ウスバサイシン、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク、コオトギリ、アゼオトギリ、イシモチソウ、モウセンゴケ、コンロンソウ、トサミズキ、ミツバベンケイソウ、ツメレンゲ、マツノハマンネングサ、メノマンネングサ、トリアシショウマ、ウメバチソウ、チョウセンキンミズヒキ、ザイフリボク、ヒロハノカワラサイコ、ヤブザクラ、タヌキマメ、イタチササゲ、レンリソウ、イヌハギ、ヨツバハギ、タチフウロ、ミツバフウロ、ノウルシ、ヨコグラノキ、クロツバラ、ハコネグミ、エゾノタチツボスミレ、マルバケスミレ、サクラスミレ、マキノスミレ、タチスミレ、ゲンジスミレ、ゴキヅル、ミズマツバ、ヒシ、ヒメアカバナ、ウスゲチョウジタデ、フサモ、ハナビゼリ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、イブキボウフウ、ムカゴニンジン、ヒカゲミツバ、ベニドウダン、レングツツジ、コバノミツバツツジ、オオヤマツツジ、オオツルコウジ、ノジトラノオ、クリンソウ、サクラソウ、イヌセンブリ、ムラサキセンブリ、アサザ、フナバラソウ、スズサイコ、オオバノヨツバムグラ、ヤブムグラ、ホソバノヨツバムグラ、イナモリソウ、マメダオシ、ムラサキ、ルリソウ、ミズタビラコ、カリガネソウ、ツルカコソウ、タニジャコウソウ、ミヤマトウバナ、キセワタ、シロネ、ヒメハッカ、ヒメナミキ、アオホオズキ、ゴマクサ、サワトウガラシ、オオアブノメ、シソクサ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、サツキヒナノウスツボ、オオヒキヨモギ、イヌノフグリ、クガイソウ、タヌキモ、イヌタヌキモ、カノコソウ、ナベナ、マツムシソウ、フクシマシヤジン、マルバノニンジン、バアソブ、キキョウ、ノコギリソウ、ヒメシオン、カワラノギク、サワシロギク、ウラギク、カニコウモリ、オオガクビソウ、クサヤツデ、フジバカマ</p>	<p>(種名及び群落名) マツバラシ、コヒロハハナヤスリ、キジノオシダ、コケシノブ、ミズワラビ、ヒメウラジロ、カラクサシダ、コタニワタリ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、ヤマドリトラノオ、シノブカグマ、イヌイワイタチシダ、タニヘゴ、メニッコウシダ、ムクゲシケシダ、ミドリワラビ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ハリモミ、ヒメコマツ、ネズ、タニガワハンノキ、トキホコリ、ミヤマイラクサ、マツグミ、オオツルイタドリ、ナガバノキノネグサ、ノダイオウ、コギシギシ、タチハコベ、ワダソウ、カワラアカザ、アズマレイジンソウ、ミチノクフクジュソウ、ミスミソウ、スハマソウ、カザグルマ、イワカラマツ、オニバス、コウホネ、マツモ、ウスバサイシン、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク、コオトギリ、モウセンゴケ、コンロンソウ、ミツバベンケイソウ、ツメレンゲ、マツノハマンネングサ、メノマンネングサ、トリアシショウマ、ウメバチソウ、チョウセンキンミズヒキ、ザイフリボク、ヒロハノカワラサイコ、イブキボウフウ、ムカゴニンジン、ヒカゲミツバ、ベニドウダン、コバノミツバツツジ、オオツルコウジ、ノジトラノオ、クリンソウ、サクラソウ、イヌセンブリ、ムラサキセンブリ、フナバラソウ、スズサイコ、ヤブムグラ、ホソバノヨツバムグラ、イナモリソウ、マメダオシ、ムラサキ、ルリソウ、ミズタビラコ、カリガネソウ、ツルカコソウ、タニジャコウソウ、ミヤマトウバナ、キセワタ、ヒメナミキ、アオホオズキ、オオアブノメ、シソクサ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、サツキヒナノウスツボ、オオヒキヨモギ、イヌノフグリ、クガイソウ、タヌキモ、イヌタヌキモ、ナベナ、マツムシソウ、フクシマシヤジン、バアソブ、キキョウ、ノコギリソウ、ヒメシオン、カワラノギク、サワシロギク、カニコウモリ、オオガクビソウ</p>

表 14-1 (63) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-47 表 8-2-4-16(3) 予測対象種及び群落</p>	<p>(種名及び群落名) アキノハハコグサ、ヤナギタンポポ、<u>ノニガナ</u>、カワラニガナ、メタカラコウ、ミヤコアザミ、ヒメヒゴタイ、セイタカトウヒレン、キクアザミ、<u>コウリンカ</u>、サワオグルマ、オナモミ、トウゴクヘラオモダカ、<u>アギナシ</u>、ヤナギスブタ、クロモ、<u>トチカガミ</u>、ミズオオバコ、セキシヨウモ、コウガイモ、ササバモ、ホソバミズヒキモ、イトモ、ホッスモ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ソクシンラン、ヒメニラ、キジカクシ、<u>キバナノアマナ</u>、クルマバツクバネソウ、オオキツネノカミソリ、<u>ミズアオイ</u>、ノハナショウブ、<u>カキツバタ</u>、<u>アヤメ</u>、ヒナノシヤクジョウ、オカスズメノヒエ、イトイヌノヒゲ、<u>ニッポンイヌノヒゲ</u>、イヌノヒゲ、コウヤザサ、ウンヌケモドキ、ヒメウキガヤ、ハイチゴザサ、ミノボロ、ミチシバ、キダチノネズミガヤ、<u>アイアシ</u>、セイタカヨシ、<u>タチイチゴツナギ</u>、カガミナンブスズ、マキヤマザサ、ミカワザサ、カシダザサ、タキザワザサ、イブキザサ、ケバノカシダザサ、ケスエコザサ、ミヤギザサ、ミクリ、タマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、トダスゲ、マツバスゲ、ジョウロウスゲ、コハリスゲ、<u>ウマスゲ</u>、ヤガミスゲ、<u>タチスゲ</u>、<u>シオクグ</u>、コップモエギスゲ、<u>オニナルコスゲ</u>、マメクグ、シロガヤツリ、<u>オニガヤツリ</u>、ミズハナビ、<u>スジヌマハリイ</u>、コアゼテンツキ、イセウキヤガラ、ユウシュンラン、ナギラン、マヤラン、サガミラン、<u>アツモリソウ</u>、カキラン、タシロラン、アケボノシュスラン、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、スズムシソウ、<u>ヒメフタバラン</u>、アオフタバラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオヤマサギソウ、トキシソウ、ヤマトキシソウ、ヒトツボクロ、オオハクウンラン、キバナノショウキラン</p>	<p>(種名及び群落名) アキノハハコグサ、ヤナギタンポポ、カワラニガナ、メタカラコウ、ミヤコアザミ、ヒメヒゴタイ、セイタカトウヒレン、キクアザミ、サワオグルマ、オナモミ、トウゴクヘラオモダカ、ヤナギスブタ、クロモ、ミズオオバコ、セキシヨウモ、コウガイモ、ササバモ、ホソバミズヒキモ、イトモ、ホッスモ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ソクシンラン、ヒメニラ、キジカクシ、クルマバツクバネソウ、オオキツネノカミソリ、ノハナショウブ、オカスズメノヒエ、イトイヌノヒゲ、イヌノヒゲ、コウヤザサ、ウンヌケモドキ、ヒメウキガヤ、ハイチゴザサ、ミノボロ、ミチシバ、キダチノネズミガヤ、セイタカヨシ、カガミナンブスズ、マキヤマザサ、ミカワザサ、カシダザサ、タキザワザサ、イブキザサ、ケバノカシダザサ、ケスエコザサ、ミヤギザサ、ミクリ、タマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、トダスゲ、マツバスゲ、ジョウロウスゲ、コハリスゲ、ヤガミスゲ、コップモエギスゲ、マメクグ、シロガヤツリ、ミズハナビ、コアゼテンツキ、ユウシュンラン、ナギラン、マヤラン、サガミラン、カキラン、タシロラン、アケボノシュスラン、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、スズムシソウ、アオフタバラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオヤマサギソウ、トキシソウ、ヤマトキシソウ、ヒトツボクロ、オオハクウンラン、キバナノショウキラン</p>

表 14-1 (64) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-61 表 8-4-2-19(23) 重要な種の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生育環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「<u>土地又は工作物の存在</u>」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生育環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u></p>
<p>p. 8-4-2-64 表 8-4-2-19(33) 重要な種の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生育環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「<u>土地又は工作物の存在</u>」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生育環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u></p>
<p>p. 8-4-2-77 表 8-4-2-19(61) 重要な種の予測結果</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生育環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</p>	<p>(予測結果の土地又は工作物の存在) ・相模原市において、本種が確認された地点では、「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「<u>土地又は工作物の存在</u>」により、<u>破碎帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性のあるもの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生育環境への影響は小さいため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることではない。</u></p>

表 14-1 (65) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-85, 86, 87 1) 文献調査でのみ確認された重要な種及び群落の生育環境への影響</p>	<p>文献調査において対象事業実施区域及びその周囲に生育する可能性が考えられる重要な種及び群落のうち、現地調査で確認されなかった重要な種は、高等植物 270 種類、群落は 0 群落、蘚苔類及び地衣類 1 種であった。 工事の実施又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在により、重要な種及び群落の生育環境の一部が消失、縮小する可能性が考えられるが、周辺に同質の生育環境が広く分布すること、工事に伴う排水は必要に応じて沈砂池、濁水処理装置を配置し処理することから生育環境の消失、縮小は一部にとどまる。また、対象事業実施区域の多くの植物は雨水起源の土壌水で生育していると考えられるため、地下水位の変化による生育環境への影響は及ばない。</p>	<p>文献調査において対象事業実施区域及びその周囲に生育する可能性が考えられる重要な種及び群落のうち、現地調査で確認されなかった重要な種は、高等植物 214 種類、群落は 0 群落、蘚苔類及び地衣類 1 種であった。 予測対象種は、<u>マツバラシ、コヒロハハナヤスリ、キジノオシダ、コケシノブ、ミズワラビ、ヒメウラジロ、カラクサシダ、コタニワタリ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、ヤマドリトラノオ、シノブカグマ、イヌイワイタチシダ、タニヘゴ、メニッコウシダ、ムクゲシケシダ、ミドリワラビ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ハリモミ、ヒメコマツ、ネズ、タニガワハンノキ、トキホコリ、ミヤマイラクサ、マツグミ、オオツルイタドリ、ナガバノヤノネグサ、ノダイオウ、コギシギシ、タチハコベ、ワダソウ、カワラアカザ、アズマレイジンソウ、ミチノクフクジュソウ、ミスミソウ、スハマソウ、カザグルマ、イワカラマツ、オニバス、コウホネ、マツモ、ウスバサイシン、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、コオトギリ、モウセンゴケ、コンロンソウ、ミツバベンケイソウ、ツメレンゲ、マツノハマシネングサ、メノマンネングサ、トリアシショウマ、ウメバチソウ、チョウセンキンミズヒキ、ザイフリボク、ヒロハノカワラサイコ、ヤブザクラ、イタチササゲ、レンリソウ、イヌハギ、ヨツバハギ、タチフウロ、ミツバフウロ、ヨコグラノキ、クロツバラ、ハコネグミ、エゾノタチツボスミレ、マルバケスミレ、サクラスミレ、マキノスミレ、タチスミレ、ゲンジスミレ、ゴキヅル、ミズマツバ、ヒシ、ウスゲチヨウジタデ、ハナビゼリ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、イブキボウフウ、ムカゴニンジン、ヒカゲミツバ、ベニドウダン、コバノミツバツツジ、オオツルコウジ、ノジトラノオ、クリンソウ、サクラソウ、イヌセンブリ、ムラサキセンブリ、フナバラソウ、スズサライコ、ヤブムグラ、ホソバノヨツバムグラ、イナモリソウ、マメダオシ、ムラサキ、ルリソウ、ミズタビラコ、カリガネソウ、ツルカコソウ、タニジャコウソウ、ミヤマトウバナ、キセワタ、ヒメナミキ、アオホオズキ、オオアブノメ、シソクサ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、サツキヒナノウスツボ、オオヒキヨモギ、イヌノフグリ、クガイソウ、タヌキモ、イヌタヌキモ、ナベナ、マツムシソウ、フクシマシヤジン、バアソブ、キキョウ、ノコギリソウ、ヒメシオン、カワラノギク、サワシロギク、カニコウモリ、オオガクビソウ、アキノハハコグサ、ヤナギタンポポ、カワラニガナ、メタカラコウ、ミヤコアザミ、ヒメヒゴタイ、セイタカトウヒレン、キクアザミ、サワオグルマ、オナモミ、トウゴクヘラオモダカ、</u></p>

表 14-1 (66) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>ヤナギスブタ、クロモ、ミズオオバコ、セキショウモ、コウガイモ、ササバモ、ホソバミズヒキモ、イトモ、ホッソモ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ソクシンラン、ヒメニラ、キジカクシ、クルマバツクバネソウ、オオキツネノカミソリ、ノハナショウブ、オカスズメノヒユ、イトイヌノヒゲ、イヌノヒゲ、コウヤザサ、ウンヌケモドキ、ヒメウキガヤ、ハイチゴザサ、ミノボロ、ミチシバ、キダチノネズミガヤ、セイタカヨシ、カガミナンブスズ、マキヤマザサ、ミカワザサ、カシダザサ、タキザワザサ、イブキザサ、ケバノカシダザサ、ケスエコザサ、ミヤギザサ、ミクリ、タマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、トダスゲ、マツバスゲ、ジョウロウスゲ、コハリスゲ、ヤガミスゲ、コップモエギスゲ、マメクグ、シロガヤツリ、ミズハナビ、コアゼテンツキ、ユウシュンラン、ナギラン、マヤラン、サガミラン、カキラン、タシロラン、アケボノシュスラン、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、スズムシソウ、アオブタバラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオヤマサギソウ、トキシソウ、ヤマトキシソウ、ヒトツボクロ、オオハクウンラン、キバナノショウキラン、イチョウウキゴケの215種である。</p> <p>これらの種のうち、キジノオシダ、コタニワタリ、シノブカグマ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケシダ、ミドリワラビ、ハリモミ、ヒメコマツ、ネズ、タニガワハンノキ、ミヤマイラクサ、マツグミ、ワダソウ、アズマレイジンソウ、ミスミソウ、スハマソウ、ウスバサイシン、ヤマシャクヤク、トリアシショウマ、チョウセンキンミズヒキ、ザイフリボク、ヤブザクラ、イタチササゲ、ヨコグラノキ、クロツバラ、ハコネグミ、ハナビゼリ、ヒカゲミツバ、ベニドウダン、コバノミツバツツジ、オオツルコウジ、ヤブムグラ、イナモリソウ、ルリソウ、タニジャコウソウ、ミヤマトウバナ、アオホオズキ、サツキヒナノウスツボ、オオヒキヨモギ、フクシマシャジン、カニコウモリ、オオガンクビソウ、ヒメニラ、クルマバツクバネソウ、オオキツネノカミソリ、コウヤザサ、ミチシバ、キダチノネズミガヤ、カガミナンブスズ、マキヤマザサ、ミカワザサ、カシダザサ、タキザワザサ、イブキザサ、ケバノカシダザサ、ケスエコザサ、ミヤギザサ、コップモエギスゲ、ユウシュンラン、ナギラン、マヤラン、サガミラン、タシロラン、アケボノシュスラン、シュスラン、スズムシソウ、アオブタバラン、ジンバイソウ、オオヤマサギソウ、ヒトツボクロ、オオハクウンラン、キバナノショウキランは、山地や里地・里山の樹林が主な生育環境である。オオツルイタドリ、ナガバノヤノネグサ、</p>

表 14-1(67) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>コオトギリ、ヒロハノカワラサイコ、レンリソウ、イヌハギ、ヨツバハギ、タチフウロ、ミツバフウロ、サクラスマレ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、イブキボウフウ、ノジトラノオ、ムラサキセンブリ、フナバラソウ、スズサイコ、マメダオシ、ムラサキ、カリガネソウ、ツルカコソウ、キセウタ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、クガイソウ、ナベナ、マツムシソウ、バアソブ、キキョウ、ノコギリソウ、ヒメシオン、ヤナギタンポポ、ミヤコアザミ、ヒメヒゴタイ、ソクシンラン、オカスズメノヒエ、ウンヌケモドキ、ミノボロ、ヤマトキシソウは、山地や里地・里山、低地・平地の草地が主な生育環境である。コケシノブ、ミズワラビ、カラクサシダ、タニヘゴ、メニッコウシダ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ノダイオウ、コギシギシ、オニバス、コウホネ、マツモ、モウセンゴケ、コンロンソウ、ウメバチソウ、タチスマレ、ゴキヅル、ミズマツバ、ヒシ、ウスゲチョウジタデ、ムカゴニンジン、イヌセンブリ、ホソバノヨツバムグラ、ミズタビラコ、ヒメナミキ、オオアブノメ、シソクサ、タヌキモ、イヌタヌキモ、サワシロギク、メタカラコウ、サワオグルマ、トウゴクヘラオモダカ、ヤナギスブタ、クロモ、ミズオオバコ、セキショウモ、コウガイモ、ササバモ、ホソバミズヒキモ、イトモ、ホッスモ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、イトイヌノヒゲ、イヌノヒゲ、ヒメウキガヤ、ハイチゴザサ、セイタカヨシ、ミクリ、タマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、トダスゲ、マツバスゲ、ジョウロウスゲ、コハリスゲ、ヤガミスゲ、マメクダ、シロガヤツリ、ミズハナビ、コアゼテンツキ、カキラン、サギソウ、ミズトンボ、トキシソウ、イチョウウキゴケは、山地や里地・里山、低地・平地の湿地や水域が主な生育環境である。マツバラシ、ヒメウラジロ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、ヤマドリトラノオ、トキホコリ、タチハコベ、イヌノフグリ、アキノハハコグサ、オナモミは、山地や里地・里山、低地・平地の住宅地が主な生育環境である。ミチノクフクジュソウ、カザグルマ、ベニバナヤマシヤクヤク、エゾノタチツボスマレ、マルバケスマレ、マキノスマレ、ゲンジスマレ、セイタカトウヒレン、キクアザミ、キジカクシ、ツレサギソウ、ヤマサギソウは、山地や里地・里山の樹林や草地が主な生育環境である。クリソウは、山地の樹林や湿地が主な生育環境である。サクラソウ、ノハナシヨウブは、山地や里地・里山の草地や湿地が主な生育環境である。コヒロハハナヤスリは、里地・里山や低地・平地の草地や住宅地が主な生育環境である。カワラアカザ、イワカラマツ、ミツバベンケイソウ、ツメレンゲ、マツ</p>

表 14-1 (68) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p><u>ノハマンネングサ、メノマンネングサ、カワラノギク、カワラニガナ、ヨウラクラン、ウチョウランは、山地や里地・里山、低地・平地のその他の環境(樹幹、岩場、礫河原等)が主な生育環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部)、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設)の存在により、重要な種及び群落の生育環境の一部が消失、縮小する可能性が考えられるが、周辺に同質の生育環境が広く分布すること、工事に伴う排水は必要に応じて沈砂池、濁水処理装置を配置し処理することから生育環境の消失、縮小は一部にとどまる。また、対象事業実施区域の多くの植物は雨水起源の土壤水で生育していると考えられるため、地下水位の変化による生育環境への影響は及ばない。</u></p>
<p>p. 8-4-2-88 ア. 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置)及び鉄道施設(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部)、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設)の存在による植物に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>	<p>さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置)又は鉄道施設(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部)、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設)の存在による植物に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。<u>検討にあたっては、「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u></p>
<p>p. 8-4-2-88 表 8-4-2-21(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) 重要な種の生育環境の変更を出来る限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生育環境の変更を出来る限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1 (69) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-88 表 8-4-2-21(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (保全対象種) <u>保全対象種全般</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗淨や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-2-88 表 8-4-2-21(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(林縁保護植栽等による自然環境の確保/適否の理由) 変更された区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(林縁保護植栽等による自然環境の確保/適否の理由) 変更された区域の一部において、<u>周辺の植生を考慮した上で、定期的に下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することから、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-2-89 表 8-4-2-21(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (保全対象種) <u>トンネルからの湧水を放流する河川・沢を生育環境とする保全対象種全般</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、河川・沢を生育環境とする保全対象種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-2-89 表 8-4-2-21(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(重要な種の生育環境の創出/適否の理由) 重要な種の生育環境を創出することで、重要な種の生育環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(重要な種の生育環境の創出/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生育環境を創出することで、重要な種の生育環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-2-89 表 8-4-2-21(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(重要な種の移植/適否の理由) 重要な種を移植することで、種の消失による影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(重要な種の移植/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種を移植することで、種の消失による影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1 (70) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-89 ア. 環境保全措置の検討の状況 (表 8-4-2-21 (2) 環境保全措置の検討の状況の後)</p>	<p>—</p>	<p><u>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生育状況や、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。</u> <u>重要な種の移植にあたっては、専門家等の助言を踏まえ、対象種ごとに、移植の場所、時期、方法、監視方法等を含む実施計画を作成のうえ、実施する。</u></p>
<p>p. 8-4-2-89 イ. 環境保全措置の実施主体、方法のその他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在による植物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体または一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること」、「重要な種の生育環境の創出」、「林縁保護植栽等による自然環境の確保」、「重要な種の移植」、「汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置」及び「工事従事者への講習・指導」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在による植物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>工事従事者への講習・指導</u>」、「<u>重要な種の生育環境の全体又は一部を回避</u>」、「<u>工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること</u>」、「<u>外来種の拡大抑制</u>」、「<u>林縁保護植栽等による自然環境の確保</u>」、「<u>汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置</u>」、「<u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u>」、「<u>重要な種の生育環境の創出</u>」及び「<u>重要な種の移植</u>」を実施する。 <u>また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。</u></p>
<p>p. 8-4-2-90 表 8-4-2-22 (3) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 重要な種の生育環境の改変を出来る限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生育環境の改変を出来る限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</u></p>
<p>p. 8-4-2-90 表 8-4-2-22 (4) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-4-2-90 表 8-4-2-22 (5) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部において、周辺の植生を考慮した上で、定期的に下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することで、自然環境を確保できる。</u></p>
<p>p. 8-4-2-91 表 8-4-2-22 (7) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>

表 14-1(71) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-91 表 8-4-2-22(9) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 車両基地計画地に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 車両基地計画地等に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は<u>工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査(コドラート調査等)を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。</u>また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</p>
<p>p. 8-4-2-92 イ. 事後調査の項目及び手法</p>	<p>実施する事後調査の内容を、表 8-4-2-23 に示す。</p>	<p>実施する事後調査の内容を、表 8-4-2-23 に示す。<u>なお、移植の事例については資料編(「資料編 20-7 重要な種の移植の手法」参照)に示すとおりである。</u></p>
<p>p. 8-4-2-92 ウ. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針</p>	<p>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに改善を図るものとする。</p>	<p>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに、<u>専門家の助言も踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた変更時期の設定や変更期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</u></p>
<p>p. 8-4-3-21 b) 注目種等の選定</p>	<p>表 8-4-3-5 で示した地域を特徴づける生態系の概況を踏まえ、表 8-4-3-6 における注目種等の選定の観点により表 8-4-3-7 に示す注目種等を選定した。</p>	<p>表 8-4-3-5 で示した地域を特徴づける生態系の概況を踏まえ、表 8-4-3-6 における注目種等の選定の観点により表 8-4-3-7 に示す注目種等を選定した。<u>なお、注目種は異なる生態系区分において、それぞれ上位性、典型性、特殊性の観点から該当する生態系区分を指標する種を選定しており、双方の生態系区分において確認されている場合において必ずしも双方において注目種とならない場合がある。</u></p>
<p>p. 8-4-3-30 図 8-4-3-7 河川・河川敷の生態系(相模川地域)における食物連鎖の模式図</p>	<p>—</p>	<p>(水域の爬虫類・両生類) 「ヒガシニホントカゲ、カジカガエル」から「オオタカ、トビ、ミサゴ、モズ」と「サギ類、カワセミ」へつながる矢印を追加。</p>

表 14-1 (72) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-3-84 ア. 環境保全措置の検討	予測結果より、工事の実施、鉄道施設の存在による生態系への影響を回避、低減するための環境保全措置として、表 8-4-3-51 に示す 18 案を検討した。これらの環境保全措置の実施に伴い、表 8-4-3-50 に示す生態系が保全されない可能性のある注目種等への影響も回避又は低減される。	予測結果より、工事の実施、鉄道施設の存在による生態系への影響を回避、低減するための環境保全措置として、表 8-4-3-51 に示す 20 案を検討した。これらの環境保全措置の実施に伴い、表 8-4-3-50 に示す生態系が保全されない可能性のある注目種等への影響も回避又は低減される。
p. 8-4-3-84 イ. 環境保全措置の検討の状況	さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在による生態系に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。	さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在による生態系に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 <u>検討にあたっては、「重要な種の生息・生育地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u>
p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況	（工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由） 重要な種の生息・生育環境の改変を出来る限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	（工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/適否の理由） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息・生育環境の改変を出来る限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 14-1 (73) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(小動物が脱出可能な側溝の設置/保全対象種) アカハライモリ、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル等 (小動物が脱出可能な側溝の設置/適否の理由) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(小動物が脱出可能な側溝の設置/保全対象種) <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保全対象種全般</u> (小動物が脱出可能な側溝の設置/適否の理由) <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(小動物の移動経路の確保/保全対象種) 哺乳類・爬虫類・両生類等の保全対象種全般 (小動物の移動経路の確保/適否の理由) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(小動物の移動経路の確保/保全対象種) <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保全対象種全般</u> (小動物の移動経路の確保/適否の理由) <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(照明の漏れ出しの抑制/適否の理由) 走光性の昆虫類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(照明の漏れ出しの抑制/適否の理由) <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (保全対象種) <u>保全対象種全般</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1(74) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(林縁保護植栽等による自然環境の確保/適否の理由) 変更された区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(林縁保護植栽等による自然環境の確保/適否の理由) 変更された区域の一部において、周辺の植生を考慮した上で、定期的な下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確保することから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-4-3-86 表 8-4-3-51(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保/適否の理由) 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</p>	<p>(工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保/適否の理由) 変更する区域の一部において、工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りを実施し、適切に管理しながら緑化及び林縁の保護植栽を図り、その効果を確保することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-4-3-86 表 8-4-3-51(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (保全対象種) トンネルからの湧水を放流する河川・沢を生息・生育環境とする保全対象種全般 (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、河川・沢を生息・生育環境とする保全対象種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>

表 14-1 (75) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-3-86 表 8-4-3-51(2) 環境保全措置の検討の状況	(動物の生息環境の創出/適否の理由) 重要な種の生息環境を創出することで、重要な種の生息環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(動物の生息環境の創出/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息環境を創出することで、重要な種の生息環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-3-86 表 8-4-3-51(2) 環境保全措置の検討の状況	(重要な種の生育環境の創出/適否の理由) 重要な種の生育環境を創出することで、重要な種の生育環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(重要な種の生育環境の創出/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生育環境を創出することで、重要な種の生育環境を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-3-87 表 8-4-3-51(3) 環境保全措置の検討の状況	(動物個体の移植/適否の理由) 重要な種の生息地の消失等を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(動物個体の移植/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息地の消失等を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-3-87 表 8-4-3-51(3) 環境保全措置の検討の状況	(重要な種の移植/適否の理由) 重要な種を移植することで、種の消失による影響を代償できることから環境保全措置として採用する。	(重要な種の移植/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種を移植することで、種の消失による影響を代償できることから環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-3-87 表 8-4-3-51(3) 環境保全措置の検討の状況	(代替巣等の設置/適否の理由) 鳥類等の生息地の消失等への影響を代償できることから保全措置として採用する。	(代替巣等の設置/適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、鳥類等の生息地の消失等への影響を代償できることから、保全措置として採用する。</u>

表 14-1(76) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-87 イ. 環境保全措置の検討の状況 (表 8-4-3-51(3) 環境保全措置の検討の状況の後)</p>	<p>—</p>	<p><u>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息・生育状況や、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。</u> <u>小動物の移動経路を分断する場合の措置については、今後施設や工事の計画を詳細に検討していく段階で、専門家の意見を踏まえ、生息環境の状況が適切に把握できるようなモニタリングを継続して実施した上で検討を進め、その内容については重要種の位置情報に係る情報を除いて公表していく。</u> <u>また、両生類、爬虫類のうち、一部の冬眠する重要種については、過去の事例や専門家の意見も踏まえ、確認位置から重要種の生息地の分布範囲を推定し、改変の可能性のある範囲との関係から、一部改変の可能性のある範囲で確認されるものの、殆どは同質の生息環境が広がり、地域個体群に影響を与える程度ではなく、種として生息環境は保全されると予測している。一方で、同質の生息環境が限られている場合は一部保全されないものと予測し、該当する重要種に対しては工事前に移植や生息環境の創出などの環境保全措置を実施する。個体レベルでの影響については、環境保全措置である「重要な種の生息・生育地の全体又は一部を回避」や「工事に伴う改変地域をできる限り小さくする」などを実施することで、改変の可能性のある範囲で確認されている個体への影響の回避、低減を図るが、今後、事業計画を具体的に検討する段階において、必要に応じて専門家の助言を受け、さらに検討を進める。</u> <u>重要な種の移植にあたっては、専門家等の助言を踏まえ、対象種ごとに、移植の場所、時期、方法、監視方法等を含む実施計画を作成のうえ、実施する。</u></p>

表 14-1(77) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-88 ウ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在による生態系に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息・生育地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」、「動物の生息環境の創出」、「重要な種の生育環境の創出」、「林縁保護植栽等による自然環境の確保」、「侵入防止柵の設置」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「小動物の移動経路の確保」、「資材運搬等の適切化」、「代替巣等の設置」、「動物個体の移植」、「重要な種の移植」、「汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「コンディショニングの実施」、「工事従事者への講習・指導」及び「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、車両基地、変電施設）の存在による生態系に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息・生育地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること」、「侵入防止柵の設置」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「小動物の移動経路の確保」、「照明の漏れ出しの抑制」、「工事従事者への講習・指導」、「<u>外来種の拡大抑制</u>」、「林縁保護植栽等による自然環境の確保」、「資材運搬等の適切化」、「汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「<u>コンディショニングの実施</u>」、「<u>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</u>」、「<u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u>」、「動物の生息環境の創出」、「重要な種の生育環境の創出」、「動物個体の移植」、「重要な種の移植」及び「代替巣等の設置」を実施する。<u>なお、「代替巣等の設置」については複数の種が巣を競合するという知見もあるため、今後の継続調査の結果や専門家意見を踏まえ、詳細な設置検討を行っていく。</u>また、工事排水の排出先となる河川においては、<u>モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画</u>としている。</p>
<p>p. 8-4-3-88 表 8-4-3-52(2) 環境保全措置の内容</p>	<p>（環境保全措置の効果） 重要な種の生息・生育環境の変更をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</p>	<p>（環境保全措置の効果） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息・生育環境の変更をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</u></p>
<p>p. 8-4-3-89 表 8-4-3-52(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>（保全対象種） アカハライモリ、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル等 （環境保全措置の効果） 爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>（保全対象種） <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保全対象種全般</u> （環境保全措置の効果） <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 8-4-3-89 表 8-4-3-52(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>（保全対象種） 哺乳類、爬虫類、両生類等の保全対象種全般 （環境保全措置の効果） 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>（保全対象種） <u>小型哺乳類、爬虫類及び両生類等の保全対象種全般</u> （環境保全措置の効果） <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1 (78) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-3-89 表 8-4-3-52(6) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</u>
p. 8-4-3-89 表 8-4-3-52(6) 環境保全措置の内容	(効果の不確実性) なし	(効果の不確実性) <u>あり</u>
p. 8-4-3-90 表 8-4-3-52(8) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-4-3-90 表 8-4-3-52(9) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。	(環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部において、周辺の植生を考慮した上で、定期的な下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することで、自然環境を確保できる。</u>
p. 8-4-3-91 表 8-4-3-52(14) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部において、工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りを実施し、適切に管理しながら緑化及び林縁の保護植栽を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u>
p. 8-4-3-92 表 8-4-3-52(15) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-4-3-93 表 8-4-3-52(19) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 車両基地計画地に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。	(環境保全措置の効果) 車両基地計画地等に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は <u>工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査(コドラート調査等)を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。</u> また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。
p. 8-4-3-94 イ. 事後調査の項目及び手法	実施する事後調査の内容を、表 8-4-3-53 に示す。	実施する事後調査の内容を、表 8-4-3-53 に示す。 <u>なお、移植の事例については資料編(「資料編 20-7 重要な種の移植の手法」参照)に示すとおりである。</u>

表 14-1(79) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-94 表 8-4-3-53 事後調査の概要</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (調査項目) <u>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</u> (調査内容) <u>○調査時期・期間</u> <u>工事中及び工事完了後</u> <u>○調査地域・地点</u> <u>工事施工ヤードや供用時の各種施設等における照明設置場所及びその周辺</u> <u>○調査方法</u> <u>任意観察等による生息状況の確認</u> <u>※専門家の助言を踏まえながら実施する。</u> (実施主体) <u>東海旅客鉄道株式会社</u></p>
<p>p. 8-4-3-94 表 8-4-3-53 事後調査の概要</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (調査項目) <u>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</u> (調査内容) <u>○調査時期・期間</u> <u>工事中及び工事完了後</u> <u>○調査地域・地点</u> <u>工事施工ヤードや供用時の各種施設等における照明設置場所及びその周辺</u> <u>○調査方法</u> <u>任意観察等による生息状況の確認</u> <u>※専門家の助言を踏まえながら実施する。</u> (実施主体) <u>東海旅客鉄道株式会社</u></p>
<p>p. 8-4-3-95 ウ. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針</p>	<p>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに改善を図るものとする。</p>	<p>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに、<u>専門家の助言も踏まえ、必要な場合には種々の特性に合わせた変更時期の設定や変更期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</u></p>
<p>p. 8-5-1-18 b) 主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の変化 (表 8-5-1-8 日常的な視点場からの景観の予測地点の選定の後)</p>	<p>—</p>	<p>なお、<u>関東車両基地周辺の眺望点である丹沢大山国定公園内の遊歩道については、南山遊歩道、虹の大橋、東海自然歩道(焼山付近)の3つの遊歩道があり、南山遊歩道は関東車両基地から1.5km程度の距離にあるが、樹林等によりほとんど計画地を視認できない。虹の大橋は、関東車両基地から1km程度の距離にあるが、計画地を視認できない。東海自然歩道(焼山付近)は関東車両基地から4km以上離れており、間の山にさえぎられること、熟視角は0.5度程度であることから眺望景観に与える影響は少ない。よって丹沢大山国定公園内の遊歩道は予測地点から除外する。</u></p>

表 14-1 (80) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-5-1-44 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設等）の存在による景観等に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>改変区域をできる限り小さくすること</u>」、「<u>橋梁等の形状の配慮</u>」及び「<u>鉄道施設（換気施設等）の視認性への配慮</u>」を実施する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設等）の存在による景観等に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>改変区域をできる限り小さくすること</u>」、「<u>橋梁等の形状の配慮</u>」及び「<u>鉄道施設（換気施設等）の視認性への配慮</u>」を実施する。 <u>なお、車両基地については、盛土構造についてできる限りコンクリート部を小さくし、緑地となる法面を構築することで、<u>圧迫感の低減など、景観に対する配慮を行うことを考えている。</u></u></p>
<p>p. 8-5-2-23 表 8-5-2-7 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（環境保全措置） 鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮</p>	<p>（環境保全措置） 鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮</p>
<p>p. 8-5-2-23 表 8-5-2-7 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（環境保全措置の検討結果） 鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮は、快適性への影響を緩和する効果があることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（環境保全措置の検討結果） 鉄道施設の形状、配置の工夫による周辺景観への調和の配慮により、快適性への影響を緩和する効果があることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-5-2-23 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>鉄道施設の設置位置、構造への配慮</u>」、「<u>鉄道施設の改変区域をできる限り小さくすること</u>」、「<u>風致地区における鉄道施設の視認性への配慮</u>」及び「<u>鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮</u>」を実施する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>鉄道施設の設置位置、構造への配慮</u>」、「<u>鉄道施設の改変区域をできる限り小さくすること</u>」、「<u>風致地区における鉄道施設の視認性への配慮</u>」及び「<u>鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮</u>」を実施する。</p>
<p>p. 8-5-2-24 表 8-5-2-8(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>（実施内容の種類・方法） 鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮</p>	<p>（実施内容の種類・方法） 鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮</p>
<p>p. 8-5-2-24 表 8-5-2-8(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>（環境保全措置の効果） 鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮により、快適性への影響を緩和することができる。</p>	<p>（環境保全措置の効果） 鉄道施設の形状、配置の工夫による周辺景観への調和の配慮により、<u>快適性への影響を緩和することができる。</u></p>
<p>p. 8-6-1-2 表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （環境保全措置） <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> （実施の可否） <u>適</u> （適否の理由） <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できることから環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1(81) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-6-1-3 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別・再資源化」を実施する。</p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」、<u>「副産物の分別・再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」</u>を実施する。また、<u>工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。</u></p>
<p>p. 8-6-1-4 表 8-6-1-3(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-6-1-4 b) 評価結果</p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別・再資源化」の環境保全措置を確実に実施する。</p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」、<u>「副産物の分別・再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」</u>の環境保全措置を確実に実施する。</p>
<p>p. 8-6-1-5 b) 評価結果 (表 8-6-1-4 本事業における減量化、再資源化等の目標の後)</p>	<p>—</p>	<p><u>なお、当社が新たに発生土置き場等を計画する場合には、第 10 章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの方への公表を行っていく。</u></p>
<p>p. 8-6-1-7 表 8-6-1-6 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できることから環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1 (82) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-6-1-7 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別・再資源化」を実施する。	本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」、「副産物の分別・再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」を実施する。また、 <u>工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。</u>
p. 8-6-1-8 表 8-6-1-7(4) 環境保全措置の内容	-	追記
p. 8-6-1-9 b) 評価結果	本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別・再資源化」の環境保全措置を確実に実施する。	本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」、「副産物の分別・再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」の環境保全措置を確実に実施する。
p. 8-6-1-9 b) 評価結果	このことから、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物による環境影響が低減されていると評価する。	このことから、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物による環境影響が低減されていると評価する。 <u>なお、当社が新たに発生土置き場等を計画する場合には、第10章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、第9章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの方への公表を行っていく。</u>
p. 8-6-2-1 8-6-2 温室効果ガス	工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用により、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行った。	工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u> ）及び鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用により、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行った。
p. 8-6-2-1 (1) 予測及び評価	1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1) <u>工事の実施</u>
p. 8-6-2-1 1) 予測の基本的な手法	工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により発生する二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）の3物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO ₂ ）換算で算出した。	工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u> に係る温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u> により生ずる二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）及び一酸化二窒素（N ₂ O）の3物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO ₂ ）換算で算出した。

表 14-1 (83) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																																												
p. 8-6-2-4 c) 建設資材の使用	—	追記																																																												
p. 8-6-2-4 d) 廃棄物の発生	—	追記																																																												
p. 8-6-2-5 e) 工事の実施による温室効果ガス	以上より、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガス排出量を表 8-6-2-3 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものであることから、適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。	工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u> ）による温室効果ガス排出量を表 8-6-2-5 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものである。適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。																																																												
p. 8-6-2-5 表 8-6-2-5 工事の実施による温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">温室効果ガス (CO₂換算) 排出量 (tCO₂)</th> </tr> <tr> <th>小計</th> <th>行為別合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設機械の稼働</td> <td>燃料消費 (CO₂)</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>燃料消費 (N₂O)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>電力消費 (CO₂)</td> <td>190,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設資材等の運搬</td> <td>CO₂</td> <td>270,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 (CO₂換算総排出量) (tCO₂)</td> <td>622,710</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間 CO₂排出量 (平均) (tCO₂/年)</td> <td>44,480</td> </tr> </tbody> </table> <small>注1. 工事期間は14年とし、1年間あたり温室効果ガス排出量 (平均) を算定した。</small>	区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂)		小計	行為別合計	建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	160,000	燃料消費 (N ₂ O)	1,200	電力消費 (CO ₂)	190,000	建設資材等の運搬	CO ₂	270,000	CH ₄	110	N ₂ O	1,400	合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂)		622,710	年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ /年)		44,480	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">温室効果ガス (CO₂換算) 排出量 (tCO₂)</th> </tr> <tr> <th>小計</th> <th>行為別合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設機械の稼働</td> <td>燃料消費 (CO₂)</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>燃料消費 (N₂O)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>電力消費 (CO₂)</td> <td>190,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設資材等の運搬</td> <td>CO₂</td> <td>270,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>建設資材の使用</td> <td>CO₂</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物の発生</td> <td>焼却 (CO₂)</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>焼却 (N₂O)</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>埋立 (CH₄)</td> <td>190,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 (CO₂換算総排出量) (tCO₂)</td> <td>2,922,570</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間 CO₂排出量 (平均) (tCO₂/年)</td> <td>208,755</td> </tr> </tbody> </table> <small>注1. 工事期間は14年とし、1年間あたり温室効果ガス排出量 (平均) を算定した。</small>	区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂)		小計	行為別合計	建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	160,000	燃料消費 (N ₂ O)	1,200	電力消費 (CO ₂)	190,000	建設資材等の運搬	CO ₂	270,000	CH ₄	110	N ₂ O	1,400	建設資材の使用	CO ₂	2,100,000	廃棄物の発生	焼却 (CO ₂)	9,500	焼却 (N ₂ O)	360	埋立 (CH ₄)	190,000	合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂)		2,922,570	年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ /年)		208,755
区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂)																																																													
	小計	行為別合計																																																												
建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	160,000																																																												
	燃料消費 (N ₂ O)	1,200																																																												
	電力消費 (CO ₂)	190,000																																																												
建設資材等の運搬	CO ₂	270,000																																																												
	CH ₄	110																																																												
	N ₂ O	1,400																																																												
合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂)		622,710																																																												
年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ /年)		44,480																																																												
区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂)																																																													
	小計	行為別合計																																																												
建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	160,000																																																												
	燃料消費 (N ₂ O)	1,200																																																												
	電力消費 (CO ₂)	190,000																																																												
建設資材等の運搬	CO ₂	270,000																																																												
	CH ₄	110																																																												
	N ₂ O	1,400																																																												
建設資材の使用	CO ₂	2,100,000																																																												
廃棄物の発生	焼却 (CO ₂)	9,500																																																												
	焼却 (N ₂ O)	360																																																												
	埋立 (CH ₄)	190,000																																																												
合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂)		2,922,570																																																												
年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ /年)		208,755																																																												
p. 8-6-2-5 ア) 環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスによる環境影響を回避又は低減するため「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガスによる環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。	本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスによる環境影響を回避又は低減するため「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u> ）に係る温室効果ガスによる環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。																																																												
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-6 環境保全措置の検討の状況	（低炭素型建設機械の選定/適否の理由） 低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO ₂ 排出量が従来型に比べ 10% 低減）の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。	（低炭素型建設機械の選定/適否の理由） 低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO ₂ 排出量が従来型に比べ 10% 低減）の採用により、温室効果ガスの <u>排出量を低減</u> できることから、環境保全措置として採用する。																																																												

表 14-1 (84) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-6-2-6 表 8-6-2-6 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) 建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持について、<u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-6 表 8-6-2-6 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>副産物の分別・再資源化</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) 場内で細かく分別し、再資源化に努めること、取り扱う副産物の量を低減できることから、<u>温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-6 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガスによる環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」及び「鉄道貨物を活用した発生土の運搬」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>）に係る温室効果ガスによる環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」、<u>「鉄道貨物を活用した発生土の運搬」、</u> <u>「工事従事者への講習・指導」及び「副産物の分別・再資源化」</u>を実施する。</p>
<p>p. 8-6-2-8 表 8-6-2-7(8) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-6-2-9 表 8-6-2-7(9) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>

表 14-1 (85) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																																												
<p>p. 8-6-2-9 i) 評価結果</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガスが排出されるものの、<u>本事業における温室効果ガス年平均排出量は、神奈川県における 1 年間あたりの温室効果ガス 74,050,000tCO₂⁽¹⁾と比較すると 0.06%程度であり、</u>「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」及び「鉄道貨物を活用した発生土の運搬」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。<u>資料⁽¹⁾「神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果（2010 年度速報値）」（平成 24 年 5 月、神奈川県）</u></p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>）による温室効果ガスが排出されるものの、「<u>低炭素型建設機械の選定</u>」、「<u>高負荷運転の抑制</u>」、「<u>工事規模に合わせた建設機械の選定</u>」、「<u>建設機械の点検・整備による性能維持</u>」、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</u>」、「<u>低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化</u>」<u>」</u>、「<u>鉄道貨物を活用した発生土の運搬</u>」<u>」</u>、「<u>工事従事者への講習・指導</u>」及び「<u>副産物の分別・再資源化</u>」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。</p>																																																												
<p>p. 8-6-2-10 i) 予測の基本的な手法</p>	<p>予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用により発生する二酸化炭素（CO₂）とした。</p>	<p>予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用により発生する二酸化炭素（CO₂）、<u>メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の 3 物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO₂）換算で算出した。</u></p>																																																												
<p>p. 8-6-2-11 b) 駅施設における廃棄物の発生</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>																																																												
<p>p. 8-6-2-12 d) 車両基地における廃棄物の発生</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>																																																												
<p>p. 8-6-2-13 f) 鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガス</p>	<p>d) 鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用により発生する温室効果ガス以上より、<u>鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガスの排出量を表 8-6-2-9 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものであることから、適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</u></p>	<p>f) 鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガス 鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガスの排出量を表 8-6-2-13 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものである。<u>適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</u></p>																																																												
<p>p. 8-6-2-13 表 8-6-2-13 鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガス（CO₂換算）排出量</p>	<table border="1" data-bbox="550 1742 965 1865"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">温室効果ガス（CO₂）排出量（tCO₂/年）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅施設において使用する設備機器</td> <td colspan="2">30,000</td> </tr> <tr> <td>車両基地において使用する設備機器</td> <td colspan="2">68,000</td> </tr> <tr> <td>換気施設において使用する設備機器</td> <td colspan="2">21,000</td> </tr> <tr> <td>年間 CO₂排出量（平均）（tCO₂/年）</td> <td colspan="2">119,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（tCO ₂ /年）		合計		駅施設において使用する設備機器	30,000		車両基地において使用する設備機器	68,000		換気施設において使用する設備機器	21,000		年間 CO ₂ 排出量（平均）（tCO ₂ /年）	119,000		<table border="1" data-bbox="1007 1742 1422 1971"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">温室効果ガス（CO₂換算）排出量（tCO₂/年）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">小計</th> <th>行別合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">駅施設において使用する設備機器</td> <td>CO₂</td> <td>30,000</td> <td rowspan="3">30,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>0.0011</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駅施設における廃棄物の発生</td> <td>CO₂</td> <td>1.3</td> <td rowspan="3">18</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>車両基地において使用する設備機器</td> <td>CO₂</td> <td>68,000</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車両基地における廃棄物の発生</td> <td>CO₂</td> <td>75</td> <td rowspan="3">81</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>0.0046</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>換気施設において使用する設備機器</td> <td>CO₂</td> <td>21,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>合計（CO₂換算総排出量）（tCO₂/年）</td> <td colspan="2"></td> <td>119,099</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温室効果ガス（CO ₂ 換算）排出量（tCO ₂ /年）			小計		行別合計	駅施設において使用する設備機器	CO ₂	30,000	30,000	CH ₄	17	N ₂ O	0.0011	駅施設における廃棄物の発生	CO ₂	1.3	18	CH ₄	68,000	N ₂ O	75	車両基地において使用する設備機器	CO ₂	68,000	68,000	車両基地における廃棄物の発生	CO ₂	75	81	CH ₄	0.0046	N ₂ O	5.5	換気施設において使用する設備機器	CO ₂	21,000	21,000	合計（CO ₂ 換算総排出量）（tCO ₂ /年）			119,099
区分	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（tCO ₂ /年）																																																													
	合計																																																													
駅施設において使用する設備機器	30,000																																																													
車両基地において使用する設備機器	68,000																																																													
換気施設において使用する設備機器	21,000																																																													
年間 CO ₂ 排出量（平均）（tCO ₂ /年）	119,000																																																													
区分	温室効果ガス（CO ₂ 換算）排出量（tCO ₂ /年）																																																													
	小計		行別合計																																																											
駅施設において使用する設備機器	CO ₂	30,000	30,000																																																											
	CH ₄	17																																																												
	N ₂ O	0.0011																																																												
駅施設における廃棄物の発生	CO ₂	1.3	18																																																											
	CH ₄	68,000																																																												
	N ₂ O	75																																																												
車両基地において使用する設備機器	CO ₂	68,000	68,000																																																											
車両基地における廃棄物の発生	CO ₂	75	81																																																											
	CH ₄	0.0046																																																												
	N ₂ O	5.5																																																												
換気施設において使用する設備機器	CO ₂	21,000	21,000																																																											
合計（CO ₂ 換算総排出量）（tCO ₂ /年）			119,099																																																											

表 14-1 (86) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-6-2-14 表 8-6-2-14 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の分別・再資源化</u> (実施の適否) 適 (適否の理由) <u>分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-14 表 8-6-2-14 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の処理・処分の円滑化</u> (実施の適否) 適 (適否の理由) <u>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの位置、色彩または形状の工夫等で区別しやすくし、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-14 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用に係る温室効果ガスによる環境影響を低減させるため、環境保全措置として「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」、「設備機器の点検・整備による性能維持」及び「鉄道施設（車両基地）の緑化・植栽」を実施する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用に係る温室効果ガスによる環境影響を低減させるため、環境保全措置として「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」、「設備機器の点検・整備による性能維持」、「<u>鉄道施設（車両基地）の緑化・植栽</u>」、「<u>廃棄物の分別・再資源化</u>」及び「<u>廃棄物の処理・処分の円滑化</u>」を実施する。</p>
<p>p. 8-6-2-15 表 8-6-2-15(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-6-2-16 表 8-6-2-15(6) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-6-2-16 イ) 評価結果</p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガスが排出されるものの、<u>本事業における温室効果ガス年平均排出量は、神奈川県における1年間あたりの温室効果ガス 74,050,000tCO₂⁽¹⁾と比較すると0.16%程度であり、「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」、「設備機器の点検・整備による性能維持」及び「鉄道施設（車両基地）の緑化・植栽」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。資料⁽¹⁾「神奈川県温室効果ガス排出量推計結果（2010年度速報値）」（平成24年5月、神奈川県）</u></p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用による温室効果ガスが排出されるものの、「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」、「設備機器の点検・整備による性能維持」、「<u>鉄道施設（車両基地）の緑化・植栽</u>」、「<u>廃棄物の分別・再資源化</u>」及び「<u>廃棄物の処理・処分の円滑化</u>」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。</p>

表 14-1 (87) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-3 表 9-1-1(2) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>（工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果） 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p>	<p>（工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-4 表 9-1-1(3) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （影響要因） <u>建設機械の稼働</u> （影響） <u>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生</u> （検討の視点） <u>発生量の低減、発生原単位の低減</u> （環境保全措置） <u>工事従事者への講習・指導</u> （環境保全措置の効果） <u>建設機械の使用、建設機械の点検及び整備について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） <u>a</u> （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>
<p>p. 9-4 表 9-1-1(3) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行/環境保全措置） 環境負荷低減を意識した運転の徹底</p>	<p>（工事の実施の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行/環境保全措置） 環境負荷低減を意識した運転の徹底 <u>（資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転）</u></p>
<p>p. 9-4 表 9-1-1(3) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （環境保全措置） <u>工事の平準化</u> （環境保全措置の効果） <u>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） <u>a</u> （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>

表 14-1(88) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-5 表 9-1-1(4) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （環境保全措置） <u>工事従事者への講習・指導</u> （環境保全措置の効果） <u>車両の点検及び整備、環境負荷低減を意識した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） ^a （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>
<p>p. 9-6 表 9-1-1(5) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>（工事の供用の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果） 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できる。</p>	<p>（工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果） <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-8 表 9-1-2(1) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>（仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果） 住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</p>	<p>（仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果） <u>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。</u></p>
<p>p. 9-9 表 9-1-2(2) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （工事の実施の建設機械の稼働） （環境保全措置） <u>工事従事者への講習・指導</u> （環境保全措置の効果） <u>建設機械の高負荷運転の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） ^a （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>

表 14-1 (89) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-9 表 9-1-2(2) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （工事の実施の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） （環境保全措置） <u>工事従事者への講習・指導</u> （環境保全措置の効果） <u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） ^a （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>
<p>p. 9-11 表 9-1-2(4) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>（供用の受音点側の低減の個別家屋対策/環境保全措置の効果） 家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。</p>	<p>（供用の受音点側の低減の個別家屋対策/環境保全措置の効果） <u>対象となる家屋の所有者と調整をしたうえで、防音型アルミサッシへの取替や防振パッキングといった家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-11 表 9-1-2(4) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>（供用の受音点側の低減の沿線の土地利用対策/環境保全措置の効果） 新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できる。</p>	<p>（供用の受音点側の低減の沿線の土地利用対策/環境保全措置の効果） 新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できる。</p>
<p>p. 9-12 表 9-1-3(1) 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （環境保全措置） <u>工事従事者への講習・指導</u> （環境保全措置の効果） <u>建設機械の高負荷運転の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） ^a （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>
<p>p. 9-13 表 9-1-3(2) 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （環境保全措置） <u>工事従事者への講習・指導</u> （環境保全措置の効果） <u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。</u> （措置の区分） <u>低減</u> （実施主体） ^a （効果の不確実性） <u>なし</u> （他の環境要素への影響） <u>なし</u></p>

表 14-1 (90) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-18 表 9-2-1 (1) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。	(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。</u>
p. 9-19 表 9-2-1 (2) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事の実施の水の濁りの回避又は低減の下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(工事の実施の水の濁りの低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-21 表 9-2-1 (4) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	-	以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (環境保全措置の効果) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場所は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) ^a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u>
p. 9-21 表 9-2-1 (4) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事の実施の水の濁りの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(工事の実施の水の濁りの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-22 表 9-2-1 (5) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。	(工事の実施の水の濁りの低減の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。</u>
p. 9-22 表 9-2-1 (5) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事の実施の水の濁りの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(工事の実施の水の濁りの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>

表 14-1 (91) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-23 表 9-2-1 (6) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施の水の汚れの低減の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の水の汚れの低減の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-24 表 9-2-1 (7) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施の水の汚れの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施の水の汚れの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、<u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 9-26 表 9-2-1 (9) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (環境保全措置の効果) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性のある場所は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-26 表 9-2-1 (9) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施の水の汚れの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施の水の汚れの回避又は低減/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、<u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 9-27 表 9-2-1 (10) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(供用の鉄道施設からの排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 鉄道施設(車両基地)から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBOD、全窒素及び全磷を低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</p>	<p>(供用の鉄道施設からの排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 鉄道施設(車両基地)から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、<u>活性汚泥処理等をはじめとした二次処理を行うこと</u>でBOD、全窒素及び全磷を低減させるための処理をしたうえで排水するため、公共用水域への影響を低減できる。</p>

表 14-1(92) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-30 表 9-2-3(2) 水環境(地下水の水質及び水位)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(トンネルの工事の適切な構造及び工法の採用/環境保全措置の効果) 地下水の水位の低下を抑制することにより影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 山岳部のトンネルについては、<u>工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。</u> また、非常口(山岳部)についても、<u>工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。</u> <u>都市部のトンネルにおいて、シールド工法及び止水性の高い山留め工法等の採用によりトンネル内漏水の発生を抑えることで、地下水への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-31 表 9-2-4(1) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(駅)の存在の水資源利用への影響の回避又は低減/環境保全措置) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、<u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 9-33 表 9-2-4(3) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の適切な構造及び工法の採用/環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 山岳部のトンネルについては、<u>工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。</u> また、非常口(山岳部)についても、<u>工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1 (93) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-34 表 9-2-4(4) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (環境保全措置の効果) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場所は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水資源への影響を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) ^a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-35 表 9-2-4(5) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置については、他のトンネル工事においても実績があることから確実な効果が見込まれる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) <u>回避、低減のための措置を講じて、水量の不足等重要な水源の機能をやむを得ず確保できなくなった場合は、代償措置として、水源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置については、他のトンネル工事においても実績があることから確実な効果が見込まれる。</u></p>
<p>p. 9-49 表 9-3-9(1) その他(安全(交通))に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討の視点) <u>交通量、交通流への影響の低減</u> (環境保全措置) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート</u> <u>の配慮</u> (環境保全措置の効果) <u>川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺35号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯(ゼブラゾーン)を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響を低減をできる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) ^a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>

表 14-1 (94) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-51 表 9-3-9(3) その他(安全(交通))に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート</u>の配慮 (環境保全措置の効果) <u>川崎市麻生区東百合丘非常口の工事施工ヤードに進入する資材及び機械の運搬に用いる大型車両については、市道王禅寺 35 号の走行を回避するとともに、麻生区東百合丘非常口付近の市道尻手黒川線中央部の導流帯(ゼブラゾーン)を利用して直接右折でヤードに入る進入口をできるだけ早期に整備・活用することで、大型車両走行による影響を低減できる。</u> (措置の区分) 低減 (実施主体) ^a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
<p>p. 9-53 表 9-4-1(1) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施/環境保全措置の効果) 重要な種の生息環境の改変をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息環境の改変をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 9-54 表 9-4-1(1) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) 爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-54 表 9-4-1(1) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-55 表 9-4-1(3) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>不用意な林内への立ち入り及びゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。</u> (措置の区分) 低減 (実施主体) ^a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>

表 14-1 (95) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-57 表 9-4-1(5) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の昆虫類の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</p>
<p>p. 9-58 表 9-4-1(6) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 変更する区域の一部において、工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りを実施し、適切に管理しながら緑化及び林縁の保護植栽を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</p>
<p>p. 9-58 表 9-4-1(6) 動物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討種) <u>トンネルからの湧水を放流する河川・沢を生息環境とする保全対象種全般</u> (影響) <u>工事に伴う生息環境への影響</u> (検討の視点) <u>工事に伴う生息環境への影響の低減</u> (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (環境保全措置の効果) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性のあるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、河川・沢を生息環境とする保全対象種への影響を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-62 表 9-4-2(1) 植物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施の地表改変による生育環境の消失・縮小/環境保全措置の効果) 重要な種の生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施の地表改変による生育環境の消失・縮小//環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</u></p>

表 14-1 (96) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-63 表 9-4-2(2) 植物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (工事の実施) (環境要因) <u>工事の実施/切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置</u> (検討種) <u>保全対象種全般</u> (影響) <u>工事に伴う生育環境への影響</u> (検討の視点) <u>工事に伴う生育環境への影響の回避又は低減</u> (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (環境保全措置の効果) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u> (措置の区分) <u>回避・低減</u> (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
<p>p. 9-64 表 9-4-2(3) 植物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討種) <u>トンネルからの湧水を放流する河川・沢を生育環境とする保全対象種全般</u> (影響) <u>工事に伴う生育環境への影響</u> (検討の視点) <u>工事に伴う生育環境への影響の低減</u> (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (環境保全措置の効果) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、河川・沢を生育環境とする保全対象種への影響を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>

表 14-1 (97) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-65 表 9-4-2(4) 植物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を創出することで生育環境への影響を代償することができる。なお、生育環境の創出は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地等に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を創出することで生育環境への影響を代償することができる。なお、生育環境の創出は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>
<p>p. 9-66 表 9-4-2(5) 植物に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地等に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は<u>工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査(コドラート調査等)を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</u></p>
<p>p. 9-67 表 9-4-3(1) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 重要な種の生息・生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の保全対象種全般の工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息・生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</u></p>
<p>p. 9-68 表 9-4-3(2) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) 爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-68 表 9-4-3(2) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-68 表 9-4-3(2) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の昆虫類の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の昆虫類等の保全対象種全般/環境保全措置の効果) <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1(98) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-69 表 9-4-3(3) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討の視点) <u>工事に伴う生息・生育環境への影響の回避又は低減</u> (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (環境保全措置の効果) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u> (措置の区分) <u>回避・低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-72 表 9-4-3(6) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施・供用の保全対象種全般/環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部において、工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りを実施し、適切に管理しながら緑化及び林縁の保護植栽を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1 (99) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-72 表 9-4-3(6) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討種) <u>トンネルからの湧水を放流する河川・沢を生息・生育環境とする保全対象</u> (影響) <u>工事に伴う生息・生育環境への影響</u> (検討の視点) <u>工事に伴う生息・生育環境への影響の低減</u> (環境保全措置) <u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u> (環境保全措置の効果) <u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、河川・沢を生息・生育環境とする保全対象種への影響を低減できる。</u> (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
<p>p. 9-74 表 9-4-3(8) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を創出することで生育環境への影響を代償することができる。なお、生育環境の創出は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地等に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を創出することで生育環境への影響を代償することができる。なお、生育環境の創出は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>
<p>p. 9-76 表 9-4-3(10) 生態系に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>	<p>(工事の実施・供用/環境保全措置の効果) 車両基地計画地等に生育する重要な種の生育環境は、やむを得ず縮小、消失することとなるため、代償措置として、類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所等へ移植を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植は<u>工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査(コドラート調査等)を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</u></p>

表 14-1(100) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-81 表 9-5-2(3) 人と自然との触れ合い（人と自然との触れ合いの活動の場）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置） 鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮	（環境保全措置） 鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮
p. 9-81 表 9-5-2(3) 人と自然との触れ合い（人と自然との触れ合いの活動の場）に関する環境保全措置の検討結果	（供用の鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮/環境保全措置の効果） 鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮により、快適性への影響を緩和することができる。	（供用の鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮/環境保全措置の効果） 鉄道施設の形状、配置の工夫による周辺景観への調和の配慮により、快適性への影響を緩和することができる。
p. 9-83 表 9-6-1(2) 環境への負荷（廃棄物等）に関する環境保全措置の検討結果	—	以下を追記 （検討の視点） <u>副産物の発生量の回避・低減</u> （環境保全措置） <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> （環境保全措置の効果） <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。</u> （措置の区分） <u>回避・低減</u> （実施主体） ^a なし （他の環境要素への影響） なし
p. 9-84 表 9-6-1(3) 環境への負荷（廃棄物等）に関する環境保全措置の検討結果	—	以下を追記 （検討の視点） <u>副産物の発生量の回避・低減</u> （環境保全措置） <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> （環境保全措置の効果） <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。</u> （措置の区分） <u>回避・低減</u> （実施主体） ^a なし （他の環境要素への影響） なし

表 14-1(101) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-87 表 9-6-2(2) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-87 表 9-6-2(2) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>副産物の分別・再資源化</u> (環境保全措置の効果) <u>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物(廃棄物含む)の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-88 表 9-6-2(3) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の分別・再資源化</u> (環境保全措置の効果) <u>分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>

表 14-1 (102) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-88 表 9-6-2(3) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の処理・処分の円滑化</u> (環境保全措置の効果) <u>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの位置、色彩または形状の工夫等で区別しやすくし、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-90 表 9-7-1(2) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】</p>	<p>(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-91 表 9-7-1(3) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (影響要因) <u>建設機械の稼働</u> (影響) <u>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生</u> (検討の視点) <u>発生量の低減、発生原単位の低減</u> (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>建設機械の使用、建設機械の点検及び整備について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-91 表 9-7-1(3) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】</p>	<p>(工事の実施/環境保全措置)環境負荷低減を意識した運転の徹底</p>	<p>(工事の実施の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行/環境保全措置)環境負荷低減を意識した運転の徹底 <u>(資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転)</u></p>

表 14-1 (103) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-91 表 9-7-1(3) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事の平準化</u> (環境保全措置の効果) <u>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-92 表 9-7-1(4) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>車両の点検及び整備、環境負荷低減を意識した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-93 表 9-7-1(5) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】</p>	<p>(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の建設機械の稼働の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより変更区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できる。</u></p>

表 14-1(104) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-94 表 9-7-1(6) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【騒音】</p>	<p>(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果) 住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</p>	<p>(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果) <u>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。(防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている (ASJ CN-Model 2007))。</u></p>
<p>p. 9-94 表 9-7-1(6) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【騒音】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>建設機械の高負荷運転の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) ^a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-95 表 9-7-1(7) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【騒音】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) ^a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-96 表 9-7-1(8) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【振動】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>建設機械の高負荷運転の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) ^a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>

表 14-1 (105) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-97 表 9-7-1(9) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【振動】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-98 表 9-7-1(10) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【水質】</p>	<p>(工事の実施の水の濁りの低減/環境保全措置の効果) 工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の水の濁りの低減の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-98 表 9-7-1(10) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【水質】</p>	<p>(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、<u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 9-104 表 9-7-1(16) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【動物】</p>	<p>(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 重要な種の生息環境の変更をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施の工事に伴う変更区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息環境の変更をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 9-105 表 9-7-1(17) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【動物】</p>	<p>(工事の実施の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) 爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-105 表 9-7-1(17) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【動物】</p>	<p>(工事の実施の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1 (106) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-106 表 9-7-1(18) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【動物】</p>	<p>(工事の実施の昆虫類の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 設置する照明は極力外部に向けないように配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の昆虫類等の保全対象種全般/環境保全措置の効果) <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けられないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-108 表 9-7-1(20) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【植物】</p>	<p>(工事の実施の保全対象種全般の工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 重要な種の生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施の保全対象種全般の工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息環境の改変を出来る限り小さくすることで、影響を回避、低減できる。</u></p>
<p>p. 9-108 表 9-7-1(20) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【植物】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討種) <u>保全対象種全般</u> (影響) <u>工事に伴う生育環境への影響</u> (検討の視点) <u>工事に伴う生育環境への影響の回避又は低減</u> (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (環境保全措置の効果) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u> (措置の区分) <u>回避・低減</u> (実施主体) a (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>

表 14-1(107) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-109 表 9-7-1(21) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>(工事の実施の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 重要な種の生息・生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(工事の実施の工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息・生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</u></p>
<p>p. 9-110 表 9-7-1(22) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>(工事の実施の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) 爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の小動物が脱出可能な側溝の設置/環境保全措置の効果) <u>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-110 表 9-7-1(22) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>(工事の実施の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) 哺乳類、爬虫類及び両生類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の小動物の移動経路の確保/環境保全措置の効果) <u>小型哺乳類や爬虫類、両生類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-111 表 9-7-1(23) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>(工事の実施の昆虫類の保全対象種全般/環境保全措置の効果) 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</p>	<p>(工事の実施の昆虫類等の保全対象種全般/環境保全措置の効果) <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</u></p>

表 14-1 (108) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-112 表 9-7-1 (24) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (検討種) <u>保全対象種全般</u> (影響) <u>工事に伴う生息・生育環境への影響</u> (検討の視点) <u>工事に伴う生息・生育環境への影響の回避又は低減</u> (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (環境保全措置の効果) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u> (措置の区分) <u>回避・低減</u> (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
<p>p. 9-115 表 9-7-1 (27) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【廃棄物等】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> (環境保全措置の効果) <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。</u> (措置の区分) <u>回避</u> (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>

表 14-1 (109) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-117 表 9-7-1 (29) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (環境保全措置の効果) <u>建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>
<p>p. 9-117 表 9-7-1 (29) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の分別・再資源化</u> (環境保全措置の効果) <u>分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ること</u> <u>で、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u> (措置の区分) <u>低減</u> (実施主体) <u>a</u> (効果の不確実性) <u>なし</u> (他の環境要素への影響) <u>なし</u></p>

表 14-1(110) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 10-1-1 10-1-2 事後調査の項目及び手法	事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1 に示す。	事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1 に示す。 <u>なお、調査地点等の詳細については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していく。</u>
p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	(水環境/事後調査を行うこととした理由) 地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されている。しかしながら、地下水を利用した水資源に与える影響の予測には不確実性があることから、事後調査を実施する。	(水環境/事後調査を行うこととした理由) 地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されている。しかしながら、 <u>山岳部のトンネル及び非常口(山岳部)において、地下水を利用した水資源に与える影響の予測には不確実性があることから、事後調査を実施する。</u>
p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	(水環境の井戸の水位 湧水の水量の地下水の水位/調査内容の調査範囲及び地点) ・予測検討範囲内で、工事着手前の井戸の利用状況等の調査を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。	(水環境の井戸の水位 湧水の水量の地下水の水位/調査内容の調査範囲及び地点) ・ <u>非常口(山岳部)も含む</u> 予測検討範囲内で、工事着手前の井戸の利用状況等の調査を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・ <u>断層や破碎帯の性状や連続性及び地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。</u>
p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	(水環境の地表水の流量の工事着手前/調査内容の調査範囲及び地点) ・トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があるとして想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等	(水環境の地表水の流量の工事着手前/調査内容の調査範囲及び地点) ・ <u>断層や破碎帯の性状や連続性も考慮</u> のうえで、 <u>非常口(山岳部)も含む</u> トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があるとして想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等
p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	(地表水の流量/調査内容の項目) ・地表水の流量 水温 pH 電気伝導率	(地表水の流量/調査内容の項目) ・地表水の流量※ 水温 pH 電気伝導率 <u>透視度</u>
p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	(地表水の流量/調査内容の手法) 「地下水調査及び観測指針(案)」 (平成5年 建設省河川局)に準拠	(地表水の流量/調査内容の手法) 「地下水調査及び観測指針(案)」 (平成5年 建設省河川局)に準拠 <u>※なお、河川・沢における調査については、定常的なものと考えられる流水等が新たに確認された場合はその流量等の把握を行ったうえで、水系ごとに、流量の少ない源流部や支流部を含めて複数の地点を定める。</u>

表 14-1(111) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境要素の区分) <u>地盤沈下</u> <u>地表面の沈下</u> (影響要因の区分) (工事の実施) ・<u>トンネルの工事(山岳部)</u> (事後調査実施時期及び頻度) <u>工事着手前 工事着手前に1回</u> <u>工事中 トンネルの切羽が測定地点から一定の範囲内にある期間は月1回程度の計測を継続、及び掘削工事完了後、覆工コンクリートの施工が完了するまでの期間中に1回</u> <u>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されている。しかしながら、トンネル(山岳部)の土被りが小さく、地質的に未固結である区間においては、地表面の沈下量の予測に不確実性がある。従って、トンネル(山岳部)の土被りが小さく、地質的に未固結である区間のうち、地上に住宅等が存在する区間においては環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</u> (調査内容/項目) <u>地表面の沈下量</u> (調査内容/調査範囲及び地点) ・<u>土被りが小さく、地質的に未固結であるトンネル区間(山岳部)のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定</u> (調査内容/手法) <u>変位計測の実施</u></p>
<p>p. 10-1-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要</p>	<p>—</p>	<p>(注釈) <u>※地表水の流量の測定にあたっては、専門家等の助言を踏まえて計測地点や計測頻度に係る計画を策定のうえで、実施する。</u></p>
<p>p. 10-1-5 表 10-1-1(2) 事後調査の概要</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (動物) (事後調査時期及び頻度) <u>工事中、工事完了後</u> (事後調査を行うこととした理由) <u>照明の漏れ出しの抑制に係る環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</u> (調査内容の項目) <u>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</u> (調査内容の手法) <u>任意観察等による生息状況の確認</u> <u>※専門家の助言を踏まえながら実施する。</u></p>

表 14-1(112) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 10-1-5 表 10-1-1(2) 事後調査の概要	—	以下を追記 (生態系) (事後調査時期及び頻度) <u>工事中、工事完了後</u> (事後調査を行うこととした理由) <u>照明の漏れ出しの抑制に係る環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</u> (調査内容の項目) <u>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</u> (調査内容の手法) <u>任意観察等による生息状況の確認</u> <u>※専門家の助言を踏まえながら実施する。</u>
p. 10-1-5 表 10-1-1(2) 事後調査の概要	(動物/事後調査時期及び頻度) 工事中、工事後の繁殖期 各保全対象種の生活史及び生息特性等に応じて設定	(動物/事後調査時期及び頻度) 工事中、工事後の繁殖期 [※] 各保全対象種の生活史及び生息特性等に応じて設定 [※]
p. 10-1-5	(植物/事後調査時期及び頻度) 各保全対象種の生活史及び生育特性等に応じて設定	(植物/事後調査時期及び頻度) 各保全対象種の生活史及び生育特性等に応じて設定 [※]
表 10-1-1(2) 事後調査の概要	(生態系/事後調査時期及び頻度) 工事中、工事後の繁殖期 各保全対象種の生活史及び生息・生育特性等に応じて設定	(生態系/事後調査時期及び頻度) 工事中、工事後の繁殖期 [※] 各保全対象種の生活史及び生息・生育特性等に応じて設定 [※]
p. 10-1-5 表 10-1-1(2) 事後調査の概要	—	(注釈) <u>※期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等にも相談しながら、決定する。</u>
p. 10-1-7 表 10-1-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設(発生土置き場等)に関する事後調査の概要	(動物/事後調査時期及び頻度) 施工中、施工後	(動物/事後調査時期及び頻度) <u>各保全対象種の生活史及び生息特性等に応じて設定[※]</u>
p. 10-1-7 表 10-1-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設(発生土置き場等)に関する事後調査の概要	(植物/事後調査時期及び頻度) 対象種の生活史及び生育特性等に応じて設定	(植物/事後調査時期及び頻度) <u>各保全対象種の生活史及び生育特性等に応じて設定[※]</u>
p. 10-1-7 表 10-1-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設(発生土置き場等)に関する事後調査の概要	(生態系/事後調査時期及び頻度) 施工中、施工後	(生態系/事後調査時期及び頻度) <u>各保全対象種の生活史及び生息・生育特性等に応じて設定[※]</u>
p. 10-1-7 表 10-1-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設(発生土置き場等)に関する事後調査の概要	—	(注釈) <u>※期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等にも相談しながら、決定する。</u>

表 14-1 (113) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 10-2-1 10-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査</p>	<p>その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場等を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下のとおり環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。</p>	<p>その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場等を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下のとおり環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。なお、<u>場所の選定にあたっては、生物多様性の保全上重要な自然環境・地域を出来る限り避けるとともに、本章に示す調査及び影響検討を実施し、第9章に示す環境保全措置を詳細なものにしていく所存である。</u></p>
<p>p. 10-2-14 10-2-5 結果の公表</p>	<p>調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画、及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行う。</p>	<p>発生土置き場等の位置や規模、調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画、及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行う。</p>
<p>p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(大気質の工事の実施(建設機械の稼働)/環境保全措置) ①排出ガス対策型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑤工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること ⑥工事の平準化 ⑦揮発性有機化合物の排出抑制</p>	<p>(大気質の工事の実施(建設機械の稼働)/環境保全措置) ①排出ガス対策型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑤工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること ⑥工事の平準化 ⑦揮発性有機化合物の排出抑制 ⑧工事従事者への講習・指導</p>
<p>p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(大気質の工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)/環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④貨物列車による発生土の運搬 ⑤揮発性有機化合物の排出抑制</p>	<p>(大気質の工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)/環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 <u>(資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転)</u> ④貨物列車による発生土の運搬 ⑤工事の平準化 ⑥揮発性有機化合物の排出抑制 ⑦工事従事者への講習・指導</p>
<p>p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(騒音/環境保全措置) ①低騒音型建設機械の採用 ②仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 ③工事規模に合わせた建設機械の設定 ④建設機械の使用時における配慮 ⑤建設機械の点検・整備による性能維持 ⑥工事の平準化</p>	<p>(騒音/環境保全措置) ①低騒音型建設機械の採用 ②仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 ③工事規模に合わせた建設機械の設定 ④建設機械の使用時における配慮 ⑤建設機械の点検・整備による性能維持 ⑥工事の平準化 ⑦工事従事者への講習・指導</p>

表 14-1(114) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-7 表 11-1(3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(騒音の工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)/環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化</p>	<p>(騒音の工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)/環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化 ⑤工事従事者への講習・指導</p>
<p>p. 11-9, 11, 13 表 11-1(4)～(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(騒音の列車の走行(地下を走行する場合を除く。)/評価結果) ②基準又は目標との整合の検討 騒音について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」にある類型の具体的な指定は工事实施計画認可後に行われることになるが、今後、防音壁等による騒音対策に加えて、左記の総合的な騒音対策の実施により、基準値との整合を図るよう努めることとする。</p>	<p>(騒音の列車の走行(地下を走行する場合を除く。)/評価結果) ②基準又は目標との整合の検討 <u>評価の指標となる「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策(個別家屋対策)、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「新幹線鉄道騒音対策要綱」(昭和51年3月5日閣議了解)においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。</u> <u>生活環境の保全に配慮すべき住居等が多く存在している集落の区域においては、音源対策として防音防災フードを設置することを基本に考えており、結果として、地上区間の多くの部分において、この考え方により防音防災フードを設置することを想定している。</u> <u>しかしながらその一方で、景観上からは、防音防災フードの景観への影響や日常的な視点場における圧迫感をできる限り低減する必要があるとともに、観光振興の観点等から、走行するリニア車両を一定の区間見えるようにしてほしい、との地元自治体からの要請もあるという現状がある。</u> <u>走行するリニア車両の騒音を音源対策として抑制するためには、防音防災フードのように隙間のない構造とする必要があるが、透明材でフードを構成することは技術的に極めて困難であり、現時点においてはコンクリート製のフードとする必要がある。一方で、走行するリニア車両を見えるようにするためには、防音防災フードではなく、防音壁とする必要がある。これにより、防音防災フードによる景観への影響や日常的な視点場における圧迫感を低減することにもつながる。</u></p>

表 14-1 (115) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		<p>したがって、連続した防音壁区間を確保するため、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある箇所に該当しない、河川部、農用地、工業専用地域となっている区間の他、これらに挟まれた比較的家屋の少ない区間についても防音壁とすることを想定している。仮に、こうした場所について類型指定がなされる場合、Ⅱ類型であったとしても防音壁という音源対策だけでは基準を達成することができないため、新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置といった土地利用対策を関係機関に要請していくが、それらの対策によっても環境基準が達成できない場合には、障害防止対策（個別家屋対策）を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていく。</p> <p>これらの点を踏まえて、音源対策としての環境対策工の配置については、関係機関による土地利用対策の考え方も勘案し、現状の住居等の分布状況や土地利用の状況に基づいて、県および沿線市町と協議して決定し、計画の進捗に合わせて今後各段階で実施する説明会等の場で住民の皆様へ説明し、ご理解を深めて頂く考えである。</p> <p>また、土地利用対策については、昭和50年に環境庁大気保全局長から各都道府県の知事に通知された環大特第100号において、「新幹線鉄道沿線地域を含む土地利用計画を決定し、又は変更しようとする場合は、この基準の維持達成に資するよう配慮すること」とされていることから、工事期間中や供用後を含めこの趣旨に沿った取扱いが継続して進められるよう、関係機関に協力を要請していく。</p>
<p>p. 11-15 表 11-1 (7) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(振動の工事の実施（建設機械の稼働）/環境保全措置) ①低振動型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤工事の平準化</p>	<p>(振動の工事の実施（建設機械の稼働）/環境保全措置) ①低振動型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤工事の平準化 ⑥工事従事者への講習・指導</p>

表 14-1(116) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 11-15 表 11-1(7) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(振動の工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)/環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化	(振動の工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)/環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化 ⑤工事従事者への講習・指導
p. 11-19 表 11-1(9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(微気圧波/予測結果) 微気圧波の予測結果は、緩衝工端部中心から20mで42Pa、50mで28Pa、80mで18Pa、非常口(都市部)又は地下駅の換気口中心から20mで17Pa、50mで11Pa、非常口(山岳部)の換気口中心から20mで18Pa、50mで9Paである。	(微気圧波/予測結果) 微気圧波の予測結果は、緩衝工端部中心から20mで42Pa、50mで28Pa、80mで18Pa、非常口(都市部)又は地下駅の換気口中心から20mで17Pa、50mで11Pa、非常口(山岳部)の非常口中心から20mで18Pa、50mで9Paである。
p. 11-21 表 11-1(10) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水の濁り/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④下水道への排水	(水の濁り/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④下水道への排水 ⑤放流時の放流箇所及び水温の調整
p. 11-23 表 11-1(11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水の汚れの工事の実施(トンネルの工事)/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④下水道への排水	(水の汚れの工事の実施(トンネルの工事)/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④下水道への排水 ⑤放流時の放流箇所及び水温の調整
p. 11-31 表 11-1(15) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水資源/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④止水性の高い山留め工法等の採用 ⑤地下水の継続的な監視 ⑥下水道への排水	(水資源/環境保全措置) ①下水道への排水 ②工事排水の適切な処理 ③工事排水の監視 ④処理設備の点検・整備による性能維持 ⑤止水性の高い山留め工法等の採用 ⑥地下水の継続的な監視
p. 11-33 表 11-1(16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水資源/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④適切な構造及び工法の採用 ⑤薬液注入工法における指針の順守 ⑥地下水の継続的な監視 ⑦応急措置の体制整備 ⑧代替水源の確保	(水資源/環境保全措置) ①工事排水の適切な処理 ②工事排水の監視 ③処理設備の点検・整備による性能維持 ④適切な構造及び工法の採用 ⑤薬液注入工法における指針の順守 ⑥地下水の継続的な監視 ⑦放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧応急措置の体制整備 ⑨代替水源の確保

表 14-1(117) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 11-39 表 11-1(19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地盤沈下の工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(都市トンネル、非常口(都市部))の存在/予測結果) 山岳部については、地山が安定していること、地山が緩むおそれのある箇所では地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し地山の安定を確保することから、地盤沈下はないと予測する。	(地盤沈下の工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(都市トンネル、非常口(都市部))の存在/予測結果) 山岳部については、地山が安定していること、地山が緩むおそれのある箇所では地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し地山の安定を確保することから、地盤沈下は <u>小さいと予測する</u> 。
p. 11-39 表 11-1(19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地盤沈下の工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(都市トンネル、非常口(都市部))の存在/事後調査) 実施しない。	(地盤沈下の工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(都市トンネル、非常口(都市部))の存在/事後調査) トンネル(山岳部)の土被りが小さく、 <u>地質的に未固結である区間のうち、地上に住宅等が存在する区間においては、下記の事後調査を実施する。</u> <u>①地表面の沈下量</u>
p. 11-47 表 11-1(23) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(文化財/予測結果) 埋蔵文化財包蔵地については、16箇所において鉄道施設を設置することとなるが、文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続き、試掘・確認調査、必要により発掘調査を行うことから、影響は小さいと予測する。	(文化財/予測結果) 埋蔵文化財包蔵地については、16箇所において鉄道施設を設置することとなるが、文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続きを行い、 <u>試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、影響は小さいと予測する。</u>
p. 11-49 表 11-1(24) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(安全(交通)/環境保全措置) 【交通量、交通流】 ①貨物列車による発生土の運搬 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 【交通安全】 ①工事に使用する道路、搬入時間及び法定制限速度の遵守 ②工事従事者への講習・指導 ③工事計画の周知 ④交通誘導員による誘導 ⑤迂回ルートの設定時に対する配慮 ⑥車両整備の徹底	(安全(交通)/環境保全措置) 【交通量、交通流】 ①貨物列車による発生土の運搬 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 <u>③資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの配慮</u> 【交通安全】 ①工事に使用する道路、搬入時間及び法定制限速度の遵守 ②工事従事者への講習・指導 ③工事計画の周知 ④交通誘導員による誘導 ⑤迂回ルートの設定時に対する配慮 ⑥車両整備の徹底 <u>⑦資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの配慮</u>

表 14-1(118) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-57 表 11-1(28) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(動物/環境保全措置) ①重要な種の生息地の全体又は一部を回避 ②工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること ③動物の生息環境の創出 ④侵入防止柵の設置 ⑤小動物等が脱出可能な側溝の設置 ⑥小動物等の移動経路の確保 ⑦資材運搬等の適正化 ⑧代替巣等の設置 ⑨動物個体の移植 ⑩汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置 ⑪防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑫照明の漏れ出しの抑制 ⑬コンディショニングの実施 ⑭工事従事者への講習・指導 ⑮工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保</p>	<p>(動物/環境保全措置) ①重要な種の生息地の全体又は一部を回避 ②工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること ③侵入防止柵の設置 ④小動物等が脱出可能な側溝の設置 ⑤小動物等の移動経路の確保 ⑥工事従事者への講習・指導 ⑦資材運搬等の適正化 ⑧汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置 ⑨防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑩照明の漏れ出しの抑制 ⑪コンディショニングの実施 ⑫工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保 ⑬放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑭動物の生息環境の創出 ⑮動物個体の移植 ⑯代替巣等の設置</p>
<p>p. 11-57 表 11-1(28) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(動物/事後調査計画) 環境保全措置の効果に不確実性があることから下記の事後調査を実施する。 ①猛禽類等の生息状況調査 ②創出、移植した生息環境の状況</p>	<p>(動物/事後調査計画) 環境保全措置の効果に不確実性があることから下記の事後調査を実施する。 ①猛禽類等の生息状況調査 ②創出、移植した生息環境の状況 ③照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</p>
<p>p. 11-59 表 11-1(29) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(植物/調査結果) また、重要な種及び群落として、高等植物 92 科 328 種、高等植物に係る重要な群落 8 群落、蘚苔類・地衣類 8 科 9 種を確認した。</p>	<p>(植物/調査結果) また、重要な種及び群落として、高等植物 91 科 328 種、高等植物に係る重要な群落 8 群落、蘚苔類・地衣類 8 科 9 種を確認した。</p>
<p>p. 11-59 表 11-1(29) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(植物/環境保全措置) ①重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ②工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること ③重要な種の生育環境の創出 ④林縁保護植栽等による自然環境の確保 ⑤重要な種の移植 ⑥汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置 ⑦工事従事者への講習・指導</p>	<p>(植物/環境保全措置) ①工事従事者への講習・指導 ②重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ③工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること ④外来種の拡大抑制 ⑤林縁保護植栽等による自然環境の確保 ⑥汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置 ⑦放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧重要な種の生育環境の創出 ⑨重要な種の移植</p>

表 14-1 (119) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-61 表 11-1 (30) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(生態系/環境保全措置)</p> <p>①重要な種の生息・生育地の全体又は一部を回避</p> <p>②工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること</p> <p>③動物の生息環境の創出</p> <p>④重要な種の生育環境の創出</p> <p>⑤林縁保護植栽等による自然環境の確保</p> <p>⑥侵入防止柵の設置</p> <p>⑦小動物が脱出可能な側溝の設置</p> <p>⑧小動物の移動経路の確保</p> <p>⑨資材運搬等の適正化</p> <p>⑩代替巢等の設置</p> <p>⑪動物個体の移植</p> <p>⑫重要な種の移植</p> <p>⑬汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置</p> <p>⑭防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</p> <p>⑮照明の漏れ出しの抑制</p> <p>⑯コンディショニングの実施</p> <p>⑰工事従事者への講習・指導</p> <p>⑱工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</p>	<p>(生態系/環境保全措置)</p> <p>①重要な種の生息・生育地の全体又は一部を回避</p> <p>②工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること</p> <p>③侵入防止柵の設置</p> <p>④小動物が脱出可能な側溝の設置</p> <p>⑤小動物の移動経路の確保</p> <p>⑥照明の漏れ出しの抑制</p> <p>⑦工事従事者への講習・指導</p> <p>⑧外来種の拡大抑制</p> <p>⑨林縁保護植栽等による自然環境の確保</p> <p>⑩資材運搬等の適正化</p> <p>⑪汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置</p> <p>⑫防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</p> <p>⑬コンディショニングの実施</p> <p>⑭工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保</p> <p>⑮放流時の放流箇所及び水温の調整</p> <p>⑯動物の生息環境の創出</p> <p>⑰重要な種の生育環境の創出</p> <p>⑱動物個体の移植</p> <p>⑲重要な種の移植</p> <p>⑳代替巢等の設置</p>
<p>p. 11-61 表 11-1 (30) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(生態系/事後調査計画)</p> <p>環境保全措置の効果に不確実性があることから下記の事後調査を実施する。</p> <p>①猛禽類等の生息状況調査</p> <p>②創出、移植した生息環境の状況</p>	<p>(生態系/事後調査計画)</p> <p>環境保全措置の効果に不確実性があることから下記の事後調査を実施する。</p> <p>①猛禽類等の生息状況調査</p> <p>②創出、移植した生息環境の状況</p> <p>③照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</p>
<p>p. 11-63 表 11-1 (31) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(人と自然との触れ合いの活動の場の鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設)の存在/環境保全措置)</p> <p>①鉄道施設の設置位置、構造への配慮</p> <p>②鉄道施設の改変区域をできる限り小さくすること</p> <p>③風致地区における鉄道施設の視認性への配慮</p> <p>④鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮</p>	<p>(人と自然との触れ合いの活動の場の鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設)の存在/環境保全措置)</p> <p>①鉄道施設の設置位置、構造への配慮</p> <p>②鉄道施設の改変区域をできる限り小さくすること</p> <p>③風致地区における鉄道施設の視認性への配慮</p> <p>④鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮</p>
<p>p. 11-65 表 11-1 (32) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(建設工事に伴う副産物の工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去)/環境保全措置)</p> <p>①建設発生土の再利用</p> <p>②建設汚泥の脱水処理</p> <p>③副産物の分別・再資源化</p>	<p>(建設工事に伴う副産物の工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去)/環境保全措置)</p> <p>①建設発生土の再利用</p> <p>②建設汚泥の脱水処理</p> <p>③副産物の分別・再資源化</p> <p>④発生土を有効利用する事業者への情報提供</p>

表 14-1(120) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 11-65 表 11-1(32) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(建設工事に伴う副産物の工事の実施(トンネルの工事)/環境保全措置) ①建設発生土の再利用 ②建設汚泥の脱水処理 ③副産物の分別・再資源化	(建設工事に伴う副産物の工事の実施(トンネルの工事)/環境保全措置) ①建設発生土の再利用 ②建設汚泥の脱水処理 ③副産物の分別・再資源化 ④発生土を有効利用する事業者への情報提供
p. 11-65 表 11-1(32) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(温室効果ガス/影響要因の区分) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	(温室効果ガス/影響要因の区分) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用、廃棄物の発生)
p. 11-65 表 11-1(32) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(温室効果ガス/予測結果) 温室効果ガス排出量の予測結果は、CO ₂ 換算で 44,480tCO ₂ /年である。なお、これを神奈川県における 1 年間あたりの温室効果ガス排出量 74,050,000tCO ₂ と比較すると 0.06%程度である。	(温室効果ガス/予測結果) 温室効果ガス排出量の予測結果は、CO ₂ 換算で 208,755tCO ₂ /年である。
p. 11-65 表 11-1(32) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(温室効果ガス/環境保全措置) ①低炭素型建設機械の選定 ②高負荷運転の抑制 ③工事規模に合わせた建設機械の選定 ④建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ⑥低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 ⑦鉄道貨物を活用した発生土の運搬	(温室効果ガス/環境保全措置) ①低炭素型建設機械の選定 ②高負荷運転の抑制 ③工事規模に合わせた建設機械の選定 ④建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ⑥低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 ⑦鉄道貨物を活用した発生土の運搬 ⑧工事従事者への講習・指導 ⑨副産物の分別・再資源化
p. 11-67 表 11-1(33) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(温室効果ガス/予測結果) 温室効果ガス排出量の予測結果は、CO ₂ 換算で 119,000tCO ₂ /年である。なお、これを神奈川県における 1 年間あたりの温室効果ガス排出量 74,050,000tCO ₂ と比較すると 0.16%程度である。	(温室効果ガス/予測結果) 温室効果ガス排出量の予測結果は、CO ₂ 換算で 119,099tCO ₂ /年である。
p. 11-67 表 11-1(33) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(温室効果ガス/環境保全措置) ①省エネルギー型製品の導入 ②温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③設備機器の点検・整備による性能維持 ④鉄道施設(車両基地)の緑化・植栽	(温室効果ガス/環境保全措置) ①省エネルギー型製品の導入 ②温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③設備機器の点検・整備による性能維持 ④鉄道施設(車両基地)の緑化・植栽 ⑤廃棄物の分別・再資源化 ⑥廃棄物の処理・処分の円滑化

表 14-1 (121) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	(開削部の 5. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(開削部の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械台数	(開削部の 5. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(開削部の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械台数	(非開削部の 4. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部の 4. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械台数	(非開削部の 4. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(非開削部の 4. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-7 表 3-3-3 建設機械台数	(開削部の 5. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(開削部の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械台数	(開削部の 5. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(開削部の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-9 表 3-3-4 建設機械台数	(非開削部の 4. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部の 4. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-11 表 3-3-5 建設機械台数	(開削部の 5. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(開削部の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-15 表 3-3-6(2) 建設機械台数	(中央部の 5. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(中央部の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-19 表 3-3-6(4) 建設機械台数	(非開削部の 8. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部の 8. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-23 表 3-3-7(2) 建設機械台数	(相模川橋梁の 6. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(相模川橋梁の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-23 表 3-3-7(2) 建設機械台数	(高架橋の 6. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 400 t	(高架橋の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-25 表 3-3-7(3) 建設機械台数	(非開削部 2 の 7. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部 2 の 7. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-27 表 3-3-7(4) 建設機械台数	(変電施設の 3. 電気機械設備工) ラフタークレーン 250 t	(変電施設の 3. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-29 表 3-3-8 建設機械台数	(非開削部の 7. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 400 t	(非開削部の 7. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-31 表 3-3-9(1) 建設機械台数	(橋梁の 6. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(橋梁の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-33 表 3-3-9(2) 建設機械台数	(非開削部の 6. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-37 表 3-3-10(2) 建設機械台数	(非開削部の 7. 電気機械設備工) 400 t ラフター400t	(非開削部の 7. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-37 表 3-3-10(2) 建設機械台数	(非開削部の 7. 電気機械設備工) 250 t ラフター250t	(非開削部の 7. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-39 表 3-3-11 建設機械台数	(車両基地の 5. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 250 t	(車両基地の 5. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-41 表 3-3-12 建設機械台数	(非開削部の 6. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t
p. 事 3-3-41 表 3-3-12 建設機械台数	(非開削部の 6. 電気機械設備工) 250 t ラフター	(非開削部の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 250t
p. 事 3-3-43 表 3-3-13 建設機械台数	(非開削部の 6. 電気機械設備工) 400 t ラフター	(非開削部の 6. 電気機械設備工) クローラークレーン 400t

表 14-1(122) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 事 6-1 6 これまで実施した地質調査の概要	—	追記
p. 事 7-1 7 工事着手までの流れと関係地域住民への説明について	—	追記
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(1) 建設機械の大気質排出量	—	以下を追記 <u>クローラクレーン 250t</u>
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(1) 建設機械の大気質排出量	—	以下を追記 <u>クローラクレーン 400t</u>
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(2) 建設機械の大気質排出量	ラフテレーンクレーン 250t (一次排出ガス対策型)	削除
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(2) 建設機械の大気質排出量	ラフテレーンクレーン 400t	削除
p. 環 1-3-13 表 1-3-1-2(5) 予測に用いた気象条件	地点番号：06～07	地点番号： <u>06</u>
p. 環 1-3-14 表 1-3-1-2(6) 予測に用いた気象条件	地点番号：08	地点番号： <u>07～08</u>
p. 環 1-3-16 表 1-3-1-2(8) 予測に用いた気象条件	地点番号：12～13	地点番号： <u>12</u>
p. 環 1-3-17 表 1-3-1-2(9) 予測に用いた気象条件	地点番号：14	地点番号： <u>13～14</u>
p. 環 1-3-28 表 1-3-2-2(2) 気象条件一覧	地点番号：06～07 地点番号：08	地点番号： <u>06</u> 地点番号： <u>07～08</u>
p. 環 1-3-29 表 1-3-2-2(3) 気象条件一覧	地点番号：12～13 地点番号：14	地点番号： <u>12</u> 地点番号： <u>13～14</u>

表 14-1 (123) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
<p>p. 環 1-6-1 1-6 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 大気質の予測にあたっては、年平均濃度を予測するため、予測地点および測定状況を踏まえ、下記の通り設定した。 <u>①予測対象地域において通年の現地調査を実施している場合は、現地調査で得られたデータを気象条件として用いた。</u> <u>②現地調査が4季連続1週間測定の予測地点については、周辺に一般環境大気測定局があり、現地調査結果との相関係数が0.7以上の場合は、一般環境大気測定局の通年データを現地測定結果で補正し、気象条件として用いた。</u> <u>③現地調査が4季連続1週間測定の予測地点のうち、周辺に一般環境大気測定局がない場合及び周辺にあっても相関係数が0.7を下回る場合は、現地調査で得られた4季連続1週間のデータを用いた。</u> <u>このうち、②および③については、①の場合に比べて誤差のレベルが問題とならないかの検証を行った。まず、②の場合について、現地調査の4季連続1週間のデータによる予測結果と、一般環境測定局の通年データ（風向・風速）のうち同じ期間分のデータ、すなわち4季1週間のデータを抜き出して補正係数（一般環境測定局の風速が現地調査の風速の何倍になるかを計算してもとめたもの）を乗じ、そのデータによる予測結果との誤差を比較することで、補正した一般環境測定局のデータが現地の地域の気象を代表するものとして用いることができるかを地域代表性と定義して、検討を行った。</u> <u>次に、③の場合について、4季1週間のデータが通年のデータを代表できるかを期間代表性と定義して検討を行った。具体的には、通年データのある現地調査箇所又は一般環境大気測定局において、通年データによる予測結果と、4季1週間分のデータのみを抜き出しそれによる予測結果との誤差を比較し検証を行った。以下にそれらの内容を示す。</u></p>
<p>p. 環 2-1-1 表2-1-1(1) 建設機械騒音原単位一覧</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 クローラクレーン 250t</p>
<p>p. 環 2-1-1 表2-1-1(1) 建設機械騒音原単位一覧</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 クローラクレーン 400t</p>
<p>p. 環 2-1-1 表2-1-1(1) 建設機械騒音原単位一覧</p>	<p>ラフテレーンクレーン 250t</p>	<p>削除</p>
<p>p. 環 2-1-1 表2-1-1(1) 建設機械騒音原単位一覧</p>	<p>ラフテレーンクレーン 400t</p>	<p>削除</p>

表 14-1(124) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

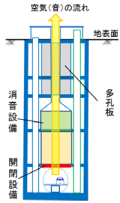
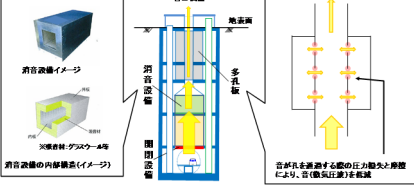
補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 2-12-1 2-12-1 非常口（都市部） 区間	これらの設備の設置により、非常口（都市部）の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない。	これらの設備の設置により、非常口（都市部）の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない。 <u>以上より、地下における列車の走行騒音については評価項目に選定しない。</u>
p. 環 2-12-1 2-12-1 非常口（都市部） 区間	その結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約 23dB(換気口中心から 20m 離れ、1.2m 高さ)と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。	その結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約 23dB(換気口中心から 20m 離れ、1.2m 高さ)と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。 <u>開閉設備透過後のパワーレベルの設定にあたっては、山梨リニア実験線模擬立坑の開閉設備の寸法が約 12m²であるのに対し、営業線での開閉設備の寸法が約 50m²であるため、透過後のパワーレベルが開閉設備の面積に比例すると考え以下の補正式にて、開閉設備透過後のパワーレベルを補正した。</u> $\Delta Ls=10\log(S1/S2)$ S1:営業線における開閉設備面積 S2:実験線における開閉設備面積
p. 環 2-12-1 図 2-12-1-1 開閉設備の配置		 <p>図中に「消音設備の内部構造（イメージ）」及び「音が孔を通過する際の圧力損失と摩擦により、音（微小圧波）を低減するイメージ」を追記した。</p>
p. 環 2-12-2 図 2-12-1-3 多孔板のイメージ	—	追記
p. 環 3-1-1 表 3-1-1(1) 建設機械 振動原単位一覧	—	以下を追記 クローラクレーン 250t
p. 環 3-1-1 表 3-1-1(1) 建設機械 振動原単位一覧	—	以下を追記 クローラクレーン 400t
p. 環 3-1-1 表 3-1-1(1) 建設機械 振動原単位一覧	ラフテレーンクレーン 250t	削除
p. 環 3-1-1 表 3-1-1(1) 建設機械 振動原単位一覧	ラフテレーンクレーン 400t	削除
p. 環 3-2-1 3-2 環境振動現地調査結果	環境振動の現地調査結果を以下に示す。	環境振動の現地調査結果を以下に示す。 <u>なお地盤の状況については、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく予測に必要となる、地盤種別について調査を行った。</u>
p. 環 3-3-1 3-3 道路交通振動現地調査結果	道路交通振動の現地調査結果を以下に示す。	道路交通振動の現地調査結果を以下に示す。 <u>なお、調査地点の断面図は騒音と同様である。なお地盤の状況については、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく予測に必要となる、地盤種別及び地盤卓越振動数について調査を行った。</u>

表 14-1 (125) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 3-11-1	—	「3-11 地盤等の条件の違いによる影響について」を追記
p. 環 4-3-1 4-3-1 緩衝工	山梨リニア実験線では数値解析や走行試験等によって開発を推進し緩衝工の効果を検証しており、中央新幹線では図 4-3-1-2 に示す円形の形状の緩衝工を設置することを計画している。	山梨リニア実験線では数値解析や走行試験等によって開発を推進し緩衝工の効果を検証しており、中央新幹線では図 4-3-1-2 に示す円形の形状の緩衝工を設置することを計画している。 <u>山梨リニア実験線においても、緩衝工を設置することで微気圧波を低減できることを確認している。また、試験的に入口緩衝工の延長を約3倍にした場合、微気圧波が約5割低減できることを確認していることから、緩衝工を延長することで微気圧波を低減できると考える。</u>
p. 環 4-7-1	—	「4-7 多孔板の延長による効果について」を追記
p. 環 5-1-1 5-1 列車走行に伴う低周波音について	これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」(山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成20年4月)の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が20Pa以上」を下回っており、沿線への影響は小さい。	これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」(山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成20年4月)の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が20Pa以上」を下回っており、沿線への影響は小さい。 <u>なお、万が一、列車走行により線路近傍の民家において建具のガタつきが発生した場合、列車走行との因果関係を把握し、必要に応じ適切な対応を行う。</u>
p. 環 6-4-2 A) 全窒素の予測結果	車両基地排水量 0.0037 m ³ /s×1,000=3.7L/s	車両基地排水量 0.0017 m ³ /s×1,000=1.7L/s
p. 環 6-4-2 A) 全燐の予測結果	車両基地排水量 0.0037 m ³ /s×1,000=3.7L/s	車両基地排水量 0.0017 m ³ /s×1,000=1.7L/s
p. 環 7-3-7 図 7-3-2-3 地下水質区分	—	(注釈) <u>※予測に用いた浅層帯水層は東京礫層とし、深層帯水層は上総層群のトンネル付近の層とした。</u>
p. 環 7-5-1 7-5 環境保全措置の具体的な内容	—	追記
p. 環 8-3-1 8-3-1 実験線区間の水資源等への影響検討について	山梨リニア実験線においては、工事に先立ち、実験線区間のトンネル掘削に伴う水資源等への影響検討を行っており、その結果は表 8-3-1-1 のとおりである。	山梨リニア実験線においては、工事に先立ち、実験線区間のトンネル掘削に伴う代表的な水資源等への影響検討を行っており、その結果は表 8-3-1-1 のとおりである。
p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果	(位置・場所) 境川～御坂町 ①竹居～上黒駒間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、基盤層に亀裂が発達しており、地下水位下の施工となるため、地下水位の低下が予測され、路線周辺の井戸等の一部に影響があることが予測される。	(位置・場所) 境川～御坂町 ①竹居～上黒駒間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、基盤層に亀裂が発達しており、地下水位下の施工となるため、地下水位の低下が予測され、路線周辺の井戸等の一部に影響があることが予測される。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況) 天川流域において減渇水が確認された。</u>

表 14-1 (126) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 御坂町～大月市笹子町 ②上黒駒～奥野沢間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、基盤層は揉まれており、トンネル掘削に伴う地下水位の低下により狩屋野川の流量が影響をうけ減少すると予測される。</p>	<p>(位置・場所) 御坂町～大月市笹子町 ②上黒駒～奥野沢間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、基盤層は揉まれており、トンネル掘削に伴う地下水位の低下により狩屋野川の流量が影響を受け、減少すると予測される。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>狩屋野川流域のほか、戸倉川流域、達沢流域において減濁水が確認された。</u></p>
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 大月市笹子町～都留市小形山 ③奥野沢～丸田沢間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、基盤層は揉まれており、割れ目も発達し、それに沿って粘土化もしている。トンネル掘削に伴う地下水位の低下により奥野沢、穴沢及び日影沢の流量が影響をうけ減水すると予測される。</p>	<p>(位置・場所) 大月市笹子町～都留市小形山 ③奥野沢～丸田沢間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、基盤層は揉まれており、割れ目も発達し、それに沿って粘土化もしている。トンネル掘削に伴う地下水位の低下により奥野沢、穴沢及び日影沢の流量が影響を受け、減水すると予測される。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>日影沢流域において減濁水が確認された。</u> <u>奥野沢川流域、カラ沢(穴沢)流域においては、明確な流量の減少は確認されなかった。</u></p>
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 大月市笹子町～都留市小形山 ④丸田沢～中谷間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は比較的固結度がよく透水性も小さい。また、この区間の沢は降雨量に左右され、付替が可能なことから影響はほとんどないものと考えられる。</p>	<p>(位置・場所) 大月市笹子町～都留市小形山 ④丸田沢～中谷間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、比較的固結度がよく透水性も小さい。また、この区間の沢は降雨量に左右され、付替が可能なことから影響はほとんどないものと考えられる。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>明確な流量の減少は確認されなかった。</u></p>
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 都留市小形山～朝日曾雌 ⑤九鬼～大平間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。</p>	<p>(位置・場所) 都留市小形山～朝日曾雌 ⑤九鬼～大平間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>朝日小沢流域において減濁水が確認された。</u></p>
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 都留市小形山～朝日曾雌 ⑥大平～朝日曾雌間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。</p>	<p>(位置・場所) 都留市小形山～朝日曾雌 ⑥大平～朝日曾雌間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>明確な流量の減少は確認されなかった。</u></p>

表 14-1 (127) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 朝日曾雌～南都留郡秋山村 ⑦朝日曾雌～大の入川間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は全体的には良好である、しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、棚ノ入沢が影響を受けることが予測される。</p>	<p>(位置・場所) 朝日曾雌～南都留郡秋山村 ⑦朝日曾雌～大の入川間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、全体的には良好である。しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、棚ノ入沢が影響を受けることが予測される。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>棚ノ入沢流域において減濁水が確認された。</u></p>
<p>p. 環 8-3-1 表 8-3-1-1 影響検討結果</p>	<p>(位置・場所) 朝日曾雌～南都留郡秋山村 ⑧大の入川～安寺沢間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は全体的には良好である、しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、暮ヶ沢が影響を受けることが予測される。</p>	<p>(位置・場所) 朝日曾雌～南都留郡秋山村 ⑧大の入川～安寺沢間のトンネル (影響検討結果) この区間の地質は、全体的には良好である。しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、暮ヶ沢が影響を受けることが予測される。 <u>(水資源の減少、枯渇等の状況)</u> <u>暮ヶ沢流域においては、明確な流量の減少は確認されなかった。</u> <u>一方で、秋山カントリークラブ付近の沢において減濁水が確認された。</u></p>
<p>p. 環 8-3-2 8-3-2 工事中の影響及び対応</p>	<p>地元と協議の上、測定箇所を選定して継続的に流量観測を行い、減水の兆候を事前に把握するよう努めた。また、より精緻な調査のため一部の地区については、観測用の井戸を設けるなどの対応をとった。その結果、竹居～上黒駒間のトンネル、上黒駒～奥野沢間のトンネル、朝日曾雌～大の入川間のトンネル、大の入川～安寺沢間のトンネルにおいて流量の減少等が観測されたが、住民(水利用者)の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施しており、その後も流量観測を継続し、住民の皆様と協議をしながら、必要な恒久対策を実施している。</p>	<p>実験線の影響予測においては、一部において影響があると予測されたこと、<u>代表的な河川を抽出しており、それ以外の河川に減濁水が生じる可能性もあることから</u>地元と協議の上、測定箇所を選定して継続的に流量観測を行い、減水の兆候を事前に把握するよう努めた。また、より精緻な調査のため一部の地区については、観測用の井戸を設けるなどの対応をとった。その結果、竹居～上黒駒間のトンネル、上黒駒～奥野沢間のトンネル、朝日曾雌～大の入川間のトンネル、大の入川～安寺沢間のトンネルにおいて流量の減少等が観測されたが、住民(水利用者)の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施しており、その後も流量観測を継続し、住民の皆様と協議をしながら、必要な恒久対策を実施している。</p>
<p>p. 環 8-3-2 8-3-3 トンネル工事実施時の水資源に対する対応の基本的な考え方</p>	<p>施工中は河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査を継続的に行い、トンネル掘削に伴う湧水で地表水の枯渇減少等により地表水利用に対する影響監視を継続的に実施する。工事中に減水・濁水などの兆候が認められた地区については、住民(水利用者)の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施する。</p>	<p><u>山梨リニア実験線区間での影響検討と、本評価書における予測は、ともに水文・地質学的検討を基本に定性的に行っており、水収支解析を実施し定量的に予測している南アルプス区間を除き予測の考え方には基本的には違いはない。</u>そのため施工中は河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査を継続的に行い、トンネル掘削に伴う湧水で地表水の枯渇減少等により地表水利用に対する影響監視を継続的に実施する。工事中に減水・濁水などの兆候が認められた地区については、住民(水利用者)の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施する。</p>

表 14-1 (128) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 10-1-3 図 10-1-2(1) 地質柱状図 (地点番号 01) 項目名	孔内水位/測定月日	孔内水位
p. 環 10-1-4 図 10-1-2(2) 地質柱状図 (地点番号 02) 項目名	孔内水位/測定月日	孔内水位
p. 環 10-1-4 図 10-1-2(2) 地質柱状図 (地点番号 02)	(74.00/土質区分) -	(74.00/土質区分) <u>固結シルト</u>
p. 環 10-1-4 図 10-1-2(2) 地質柱状図 (地点番号 02)	(79.00/土質区分) -	(79.00/土質区分) <u>固結シルト</u>
p. 環 11-1-1 11-1 掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について	①自然由来重金属等に関する対策の要否の判断材料を得ることを目的として、資料等調査や地質調査の結果に基づき、以後の段階で詳しく調査をすべき地質の絞り込みを行う。 ②絞り込みを行った結果、工事実施区域において自然由来重金属等の問題が生じる懸念がある場合は、詳しく調査をすべき地質を中心に地質調査（ボーリング等）を行い、対策が必要な地質の分布状況、溶出特性及びその土量等を把握する。 ③施工中調査の計画（試験方法、調査頻度等）については、問題が生じる懸念のある地質の状況を踏まえ、学識経験者と相談するなどして策定する。なお、調査計画の検討にあたっては、実際の施工管理を考慮して迅速判定試験の活用等も含めて検討する。	①資料等調査などの結果に基づき、以後の段階で詳しく調査をすべき地質の絞り込みを行う。その結果、 <u>工事実施区域において自然由来重金属等の問題が生じる可能性がある場合には、地質調査の結果等から対策が必要な地質の分布状況、溶出特性等を把握する。</u> ②施工中調査の計画（試験方法、調査頻度等）については、 <u>問題が生じる可能性のある地質の状況を踏まえ、学識経験者と相談するなどして策定する。なお、調査計画の検討にあたっては、実際の施工管理を考慮して迅速判定試験の活用等も含めて検討するとともに、①の段階で絞り込みの対象としなかった地質における調査内容についても検討する。</u>
p. 環 15-1-2 15-1-2 国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の基準について	なお、低レベルの磁界の長期曝露の影響については、世界保健機関（WHO）及び ICNIRP によりレビューが行われたが、明確な影響の証拠といえるものはなく、WHO は 2007 年 6 月のファクトシート No. 322 において、恣意的に低いばく露制限値を採用する政策は是認されるべきではないことを述べている。	なお、低レベルの磁界の長期曝露の影響については、世界保健機関（WHO）及び ICNIRP によりレビューが行われたが、明確な影響の証拠といえるものはなく、WHO は 2007 年 6 月のファクトシート No. 322 において、恣意的に低いばく露制限値を採用する政策は是認されるべきではないことを述べている。 <u>長期曝露の影響については、今後も知見の収集に努めていく。</u>
p. 環 15-9-1 15-9 磁界の測定結果について	山梨リニア実験線で計測した磁界を付属資料 1～11 に示す。各付属資料の内容およびその測定箇所については下記のとおりである。なお、この測定作業は、平成 25 年 12 月 5 日に沿線各都県市（東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、山梨県、静岡県、静岡市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市）の環境審査会と自治体担当者の計 20 名及び報道各社の立会のもと、公開した。	<u>山梨リニア実験線の沿線における磁界の測定データについては、環境影響評価準備書において、測定点 1（超電導磁石から水平 6m の位置：付属資料 4 を参照）で 0.19mT、測定点 2（高架下 8m の位置：付属資料 8 を参照）で 0.02mT という結果を提示した。本測定データ自体は、平成 9 年 3 月に山梨県及び山梨大学の立会のもとに当社が計測したものであり、平成 10 年 6 月の（公財）鉄道総合技術研究所の論文” Environmental Magnetic Fields in the Yamana</u>

表 14-1 (129) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
		<p>shi Test Line, T.SASAKAWA et al, QR of RTRL, Vol. 39, No. 2” (付属資料 1 を参照) にて報告された公知のものである。</p> <p>また、山梨リニア実験線において、平成 25 年 12 月 5 日に沿線各都県市 (東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、山梨県、静岡県、静岡市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市) の環境審査会と自治体担当者の計 20 名及び報道各社の立会のもと、公開で実施した測定作業において計測した磁界データを付属資料 2～12 に示す。測定方法については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について (平成 24 年 8 月 1 日国鉄技第 42 号) によって通達された「特殊鉄道告示の解釈基準」に規定された IEC62110 (2009) 及び IEC/TS62597 (2011) に則っている。</p> <p>平成 25 年 12 月 5 日の磁界測定公開時の測定結果の有効性については、付属資料 2 にも記載があるが、次のように公知の事実となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の測定方法が国際基準に則った適切なものであることを、電磁気学の専門家にご確認頂いた、具体的には愛知県環境影響評価審査会リニア中央新幹線部会委員の藤原修・名古屋工業大学名誉教授 (電磁環境工学) から、国際基準に則った方法により測定していること、測定方法に問題ないとのコメントを頂いており新聞等で報道もなされている。 <p>また、環境影響評価準備書における実測値の有効性についても、次の事実から明らかである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価準備書の測定点 1 (超電導磁石から水平 6m の位置：付属資料 4 を参照) 及び測定点 2 (高架下 8m の位置：付属資料 8 を参照) の山梨県及び山梨大学立ち会いによる実測値に対して、上記のとおり測定方法の有効性が確認された中で行われた平成 25 年 12 月 5 日の磁界測定の公開における測定値は同等 (測定点 1=0.19mT (準備書)、0.19mT (公開時測定値)、測定点 2=0.02mT (準備書)、0.021mT (公開時測定値)) であり、値が一貫していることを確認し、準備書に記載の実測値についても改めて有効性を確認した。 <p>なお、各付属資料の内容およびその測定箇所については下記のとおりである。</p> <p>付属資料 1 山梨リニア実験線における沿線磁界に関する論文</p>

表 14-1 (130) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 15-9-2 15-9 磁界の測定結果について	なお、心臓ペースメーカ等への対応について、当日の測定結果をもとに整理した結果を付属資料 12 に示す。	資料の測定結果のうち、×印を付している箇所は運営上の時間的な制約から、12/4 及び 12/5 の測定を行わなかった箇所である。 なお、心臓ペースメーカ等への対応について、当日の測定結果をもとに整理した結果を付属資料 13 に示す。
p. 環 15-9-3 15-9 磁界の測定結果について	—	「付属資料 1 山梨リニア実験線における沿線磁界に関する論文」を追記
p. 環 15-11-1 15-11 磁界に関する基本的な内容について	—	追記
p. 環 16-1-1 16-1 地域社会への影響について ③ 地域の祭祀の状況と把握	従って、地域の祭祀への影響はないと考えている。	工事については地元の意向を踏まえて配慮を行っていく計画であり、特に工事期間中に祭祀が開催される場合には、地域の団体等と打合せをして、スケジュール等も考慮し、対応をしていく予定である。
p. 環 18-10-48～51 18-10 交差点需要率算定表	hr を 4.5 としている	hr を 3.5 で計算し直し
p. 環 19-2-1 表 19-2-1-1 哺乳類確認種一覧	(ネコのイタチのホンデオゴジョ/選定基準⑨) —	(ネコのイタチのホンデオゴジョ/選定基準⑨) 絶滅
p. 環 19-2-1 表 19-2-1-1 哺乳類確認種一覧	(計/選定基準⑨) 15 種	(計/選定基準⑨) 16 種
p. 環 19-2-2 表 19-2-2-1(1) 鳥類確認種一覧	(カモのカモのマガン/選定基準①) —	(カモのカモのマガン/選定基準①) 天
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(スズメのヤイロチョウのヤイロチョウ/選定基準②) —	(スズメのヤイロチョウのヤイロチョウ/選定基準②) 国内
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑧) —	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑧) NT
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑨) 希少種
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(計/文献 No. 1) 94 種	(計/文献 No. 1) 93 種
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(計/選定基準①) 3 種	(計/選定基準①) 4 種
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(計/選定基準②) 7 種	(計/選定基準②) 8 種
p. 環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(計/選定基準⑧) 39 種	(計/選定基準⑧) 40 種
p. 環 19-2-4 表 19-2-2-2(1) 鳥類確認種一覧	(カモのカモのマガン/選定基準①) —	(カモのカモのマガン/選定基準①) 天

表 14-1 (131) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2(2) 鳥類確認種一覧	(スズメのヤイロチョウのヤイロチョウ/選定基準②) -	(スズメのヤイロチョウのヤイロチョウ/選定基準②) <u>国内</u>
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2(2) 鳥類確認種一覧	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑧) -	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑧) <u>NT</u>
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2(2) 鳥類確認種一覧	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(スズメのホオジロのノジコ/選定基準⑨) <u>希少種</u>
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2(2) 鳥類確認種一覧	(計/選定基準①) 3種	(計/選定基準①) <u>4種</u>
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2(2) 鳥類確認種一覧	(計/選定基準②) 7種	(計/選定基準②) <u>8種</u>
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2(2) 鳥類確認種一覧	(計/選定基準⑧) 39種	(計/選定基準⑧) <u>40種</u>
p. 環 19-2-9 表 19-2-5-1(2) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) -	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) <u>NT</u>
p. 環 19-2-9 表 19-2-5-1(2) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) -	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) <u>絶滅</u>
p. 環 19-2-10 表 19-2-5-1(3) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) <u>情報不足B</u>
p. 環 19-2-12 表 19-2-5-1(5) 昆虫類確認種一覧	(計/選定基準⑨) 283種	(計/選定基準⑨) <u>284種</u>
p. 環 19-2-14 表 19-2-5-2(2) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) -	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) <u>NT</u>
p. 環 19-2-14 表 19-2-5-2(2) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) -	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) <u>絶滅</u>
p. 環 19-2-15 表 19-2-5-2(3) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) <u>情報不足B</u>
p. 環 19-2-17 表 19-2-5-2(5) 昆虫類確認種一覧	(計/選定基準⑨) 283種	(計/選定基準⑨) <u>284種</u>
p. 環 19-2-19 表 19-2-5-3(2) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) -	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) <u>NT</u>
p. 環 19-2-19 表 19-2-5-3(2) 昆虫類確認種一覧	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) -	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) <u>絶滅</u>

表 14-1 (132) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 19-2-20 表 19-2-5-3(3) 昆虫類 確認種一覧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) 情報不足B
p. 環 19-2-22 表 19-2-5-3(5) 昆虫類 確認種一覧	(計/選定基準⑨) 283 種	(計/選定基準⑨) 284 種
p. 環 19-2-24 表 19-2-5-4(2) 昆虫類 確認種一覧	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) -	(コウチュウのオサムシのオオトックリゴミムシ/選定基準⑧) NT
p. 環 19-2-24 表 19-2-5-4(2) 昆虫類 確認種一覧	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) -	(コウチュウのゲンゴロウのシャープツブゲンゴロウ/選定基準⑨) 絶滅
p. 環 19-2-25 表 19-2-5-4(3) 昆虫類 確認種一覧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) 準絶滅危惧	(コウチュウのオオキノコムシのキバラチビオオキノコ/選定基準⑨) 情報不足B
p. 環 19-2-27 表 19-2-5-4(5) 昆虫類 確認種一覧	(計/選定基準⑨) 283 種	(計/選定基準⑨) 284 種
p. 環 19-2-28 表 19-2-6-1 魚類確認種一覧	(コイのコイのキンブナ/選定基準⑧) NT	(コイのコイのキンブナ/選定基準⑧) VU
p. 環 19-2-28 表 19-2-6-1 魚類確認種一覧	(No. 18/種名) メダカ類	(No. 18/種名) メダカ南日本集団
p. 環 19-2-29 表 19-2-6-2 魚類確認種一覧	(コイのコイのキンブナ/選定基準⑧) NT	(コイのコイのキンブナ/選定基準⑧) VU
p. 環 19-2-29 表 19-2-6-2 魚類確認種一覧	(No. 18/種名) メダカ類	(No. 18/種名) メダカ南日本集団
p. 環 19-2-30 表 19-2-7-1 (1) 底生動物確認種一覧	(原始紐舌のタニシのオオタニシ/選定基準⑧) -	(原始紐舌のタニシのオオタニシ/選定基準⑧) NT
p. 環 19-2-30 表 19-2-7-1 (1) 底生動物確認種一覧	(原始紐舌のタニシのモノアラガイ/選定基準⑧) -	(原始紐舌のタニシのモノアラガイ/選定基準⑧) NT
p. 環 19-2-30 表 19-2-7-1 (1) 底生動物確認種一覧	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) -	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) DD
p. 環 19-2-31 表 19-2-7-1(2) 底生動物確認種一覧	(計/目名 科名 選定基準⑧) 10目 32科 33種	(計/目名 科名 選定基準⑧) 9目 31科 36種
p. 環 19-2-32 表 19-2-7-2(1) 底生動物確認種一覧	(原始紐舌のタニシのオオタニシ/選定基準⑧) -	(原始紐舌のタニシのオオタニシ/選定基準⑧) NT
p. 環 19-2-32 表 19-2-7-2(1) 底生動物確認種一覧	(原始紐舌のタニシのモノアラガイ/選定基準⑧) -	(原始紐舌のタニシのモノアラガイ/選定基準⑧) NT
p. 環 19-2-32 表 19-2-7-2(1) 底生動物確認種一覧	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) -	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) DD

表 14-1 (133) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 19-2-33 表 19-2-7-2(2) 底生動物確認種一覧	(計/目名 科名 選定基準⑧) 10 目 32 科 33 種	(計/目名 科名 選定基準⑧) <u>9 目 31 科 36 種</u>
p. 環 19-2-34 表 19-2-7-3(1) 底生動物確認種一覧	(原始紐舌のタニシのオオタニシ/選定基準⑧) -	(原始紐舌のタニシのオオタニシ/選定基準⑧) <u>NT</u>
p. 環 19-2-34 表 19-2-7-3(1) 底生動物確認種一覧	(原始紐舌のタニシのモノアラガイ/選定基準⑧) -	(原始紐舌のタニシのモノアラガイ/選定基準⑧) <u>NT</u>
p. 環 19-2-34 表 19-2-7-3(1) 底生動物確認種一覧	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) -	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) <u>DD</u>
p. 環 19-2-34 表 19-2-7-3(1) 底生動物確認種一覧	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) -	(基眼のヒラマキガイのヒラマキミズマイマイ/選定基準⑧) <u>DD</u>
p. 環 19-2-35 表 19-2-7-3(2) 底生動物確認種一覧	(計/文献 No.) 10 種 32 科 92 種 1 種 1 種 2 種 1 種 1 種 1 種 2 種 1 種 4 種 34 種	(計/文献 No.) <u>2 種 5 種 19 種 1 種 72 種 9 種 1 種 3 種 1 種 27 種</u>
p. 環 19-2-35 表 19-2-7-3(2) 底生動物確認種一覧	(計/選定基準⑧) 33 種	(計/選定基準⑧) <u>36 種</u>
p. 環 19-4-1 19-4 ビオトープ概要	動物、植物、生態系における環境保全措置「動物の生息環境の創出」、「重要な種の生育環境の創出」として、下記に示すビオトープのようなものを設置することを考えている。	動物、植物、生態系における環境保全措置「動物の生息環境の創出」、「重要な種の生育環境の創出」として、下記の <u>整備フロー例や事例等を踏まえ、</u> に示すビオトープ等を設置することを考えている。 また、現段階では現況の湿地、草地等に類似した約1~2haのビオトープ等を車両基地の周辺に計画し、 <u>流水域及び止水域を形成して重要な動植物が生息・生育できるものを想定している。</u> <u>詳細な設計を行う段階で、対象種の生息・生育する植生を考慮し同種の生息・生育環境が確保できると考えられる場所を選定し、専門家等の助言を踏まえ、対象種、創出する環境の内容及び創出手法等を含む実施計画を作成し、生息・生育環境の創出に努める。</u>
p. 環 19-5-1 19-5 確認調査 (動物) の結果	-	追記
p. 環 19-6-1 19-6 カヤネズミの生息地の保全について	-	追記
p. 環 20-2-4 表 20-2-1-1(4) 高等植物確認種一覧	(計/文献 No. 10) 7 種	(計/文献 No. 10) <u>4 種</u>
p. 環 20-5-1 20-5 外来種の拡大抑制に関する事例	-	追記

表 14-1 (134) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 20-6-1 20-6 林縁保護植栽の成功事例	—	追記
p. 環 20-7-1 20-7 重要な種の移植の手法	—	追記
p. 環 21-2-1 21-2 生態系におけるハビタットの機能等の変化に対する予測について	—	追記
p. 環 22-1-10 (3) 景観検討会における意見の概要	—	追記
p. 環 23-2-1 (1) 建設発生土	泥水式シールドマシンによる掘削で発生する一次処理土 ^{*1} の量を建設発生土の発生量とした。発生量は掘削断面にトンネル延長及び一次処理土の発生率を掛けることで算出した。一次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に設定した。	泥水式シールドマシンによる掘削で発生する一次処理土 ^{*1} の量を建設発生土の発生量とした。発生量は掘削断面にトンネル延長及び一次処理土の発生率を掛けることで算出した。一次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に、 <u>固形回収率を掘進区間 0～2km で 70%、2～5km で 50%、5km 以上で 30%に設定した。</u>
p. 環 23-2-1 (2) 建設汚泥	地中連続壁の施工に用いる安定液 ^{*2} から発生する廃液の量を建設汚泥の発生量とした。発生量は、掘削断面に地中連続壁の掘削延長及び廃液の発生率を掛けることで算出した。廃液の発生率はこれまでの地中連続壁の施工実績より設定した。	地中連続壁の施工に用いる安定液 ^{*2} から発生する廃液の量を建設汚泥の発生量とした。発生量は、掘削断面に地中連続壁の掘削延長及び廃液の発生率を掛けることで算出した。廃液の発生率は <u>地中連続壁協会の指針を参考に、廃液処理係数を 0.6 に設定した。</u>
p. 環 23-2-1 (2) 建設汚泥	泥水式シールドマシンによる掘削は発生する二次処理土 ^{*3} の量、土圧式シールドマシンによる掘削は発生する全土量を建設汚泥の発生量とした。二次処理土の発生量は、掘削断面にトンネル延長及び二次処理土(泥水式の場合のみ)の発生率を掛けることで算出した。二次処理土の発生率は、これまでの泥水式シールドマシンの施工実績より設定した。	泥水式シールドマシンによる掘削は発生する二次処理土 ^{*3} の量、土圧式シールドマシンによる掘削は発生する全土量を建設汚泥の発生量とした。二次処理土の発生量は、掘削断面にトンネル延長及び二次処理土(泥水式の場合のみ)の発生率を掛けることで算出した。二次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に、 <u>固形回収率を掘進区間 0～2km で 70%、2～5km で 50%、5km 以上で 30%に設定した。</u>
p. 環 23-7-1 23-7 廃棄物の再生利用の方法と目標とする量	—	追記
p. 環 24-1-2 表 24-1-1-1(2) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位	—	以下を追記 クローラクレーン 250t
p. 環 24-1-2 表 24-1-1-1(2) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位	ラフテレーンクレーン 250t	削除

表 14-1 (135) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 24-1-2 表 24-1-1-1(2) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位	ラフテレーンクレーン 400t	削除
p. 環 24-3-1 24-3 CO ₂ 削減のための具体的な取り組みとその効果について	—	追記
p. 環 25-1 25 モニタリングについて	本編第 10 章に示す事後調査とは別に、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取り組みとして表 25 1 及び表 25 2 に示す工事期間中のモニタリング及び完成後の測定を実施し、希少動植物の確認位置に関する情報および個人に関する情報など非公開とすべき情報を除き、結果について公表していく。	本編第 10 章に示す事後調査とは別に、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取り組みとして表 25-1 及び表 25-2 に示す工事期間中及び完成後のモニタリングを実施し、希少動植物の確認位置に関する情報および個人に関する情報など非公開とすべき情報を除き、結果について公表していく。 <u>なお、事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリング調査についても、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。</u>
p. 環 25-1, 2, 3 25 モニタリングについて	表 25-1(1) モニタリングの計画 表 25-1(2) モニタリングの計画 表 25-1(3) モニタリングの計画	表 25-1(1) <u>工事期間中のモニタリングの計画</u> 表 25-1(2) <u>工事期間中のモニタリングの計画</u> 表 25-1(3) <u>工事期間中のモニタリングの計画</u>
p. 環 25-2 表 25-1(2) 工事期間中のモニタリングの計画	—	以下を追記 (調査項目) <u>水温</u> (調査地域・地点の考え方) <u>切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</u> (調査期間の考え方) <u>工事前に 1 回</u> <u>工事中に毎年 1 回渇水期に実施</u> <u>その他、排水放流時の水質については継続的に測定</u> (調査方法) <u>「地下水調査及び観測指針(案)」に定める測定方法</u>
p. 環 25-2 表 25-1(2) 工事期間中のモニタリングの計画	(水質の水素イオン濃度 (pH) /調査地域・地点の考え方) 切土工、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点	(水質の水素イオン濃度 (pH) /調査地域・地点の考え方) 切土工、 <u>トンネル工事</u> 、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点

表 14-1(136) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 25-2 表 25-1(2) 工事期間中のモニタリングの計画	(水質の自然由来の重金属(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)の切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点/調査期間の考え方) 工事前に1回 工事中に1回以上濁水期に実施	(水質の自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)の切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点/調査期間の考え方) 工事前に1回 工事中に <u>毎年1回以上濁水期に実施</u> その他、排水放流時の水質については <u>定期的に測定</u>
p. 環 25-3 表 25-1(3) 工事期間中のモニタリングの計画	(地盤沈下/調査地域・地点の考え方) 被りの小さいトンネル区間(山岳部・都市部)のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定 非常口(都市部)及び地下駅付近の地点 大深度地下トンネルについては他事例を参考にして必要性を検討	(地盤沈下/調査地域・地点の考え方) 被りの小さいトンネル区間(<u>都市部</u>)のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定した地点 非常口(都市部)及び地下駅付近の地点 大深度地下トンネルについては他事例を参考にして必要性を検討
p. 環 25-3 表 25-1(3) 工事期間中のモニタリングの計画	(安全(交通)/調査方法) 交通量及び資材及び機械の運搬に用いる車両の影響の確認	(安全(交通)/調査方法) 交通量、資材及び機械の運搬に用いる車両の影響の確認(<u>使用車種に応じた交通状況の確認</u>)
p. 環 25-3 表 25-1(3) 工事期間中のモニタリングの計画	-	以下を追記 (調査項目) <u>動物</u> <u>河川の周辺に生息する重要種(魚類、底生動物を含む)</u> (調査地域・地点の考え方) <u>工事中の水位観測により減水の兆候の見られる箇所</u> (調査期間の考え方) <u>各種の生活史及び生息特性等に応じて設定</u> (調査方法) <u>任意観察等による生息状況の確認</u>
p. 環 25-3 表 25-1(3) 工事期間中のモニタリングの計画	-	以下を追記 (調査項目) <u>植物</u> <u>河川の周辺に生育する重要種(魚類、底生動物を含む)</u> (調査地域・地点の考え方) <u>工事中の水位観測により減水の兆候の見られる箇所</u> (調査期間の考え方) <u>各種の生活史及び生育特性等に応じて設定</u> (調査方法) <u>任意観察等による生育状況の確認</u>
p. 環 25-3 25 モニタリングについて (表 25-1(3) 工事期間中のモニタリング計画の後)	-	資材及び機械の運搬に用いる車両の <u>主要なルートに追加や変更があった場合には、必要に応じて調査地点の追加や変更を行う。</u> <u>動物に関するモニタリングについては、種ごとの特性、生息環境に応じ、専門家等の助言を踏まえて調査範囲を設定していく。また、その結果について必要に応じて専門家の助言を得て、適切な環境保全措置を検討する。</u> <u>なお、工事中のモニタリング結果により、必要に応じて追加的な環境保全措置の検討を行う。</u>

表 14-1(137) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書資料編の該当箇所	補正前の環境影響評価書資料編	補正後の環境影響評価書資料編
p. 環 25-4 表 25-2 完成後のモニタリング(測定)の計画	(大気質/測定項目) 粉じん等	(大気質/測定項目) <u>二酸化窒素</u> <u>浮遊粒子状物質</u>
p. 環 25-4 25 モニタリングについて	表 25-2 完成後の測定の計画	表 25-2 完成後の <u>モニタリング(測定)</u> の計画
p. 環 25-4 表 25-2 完成後のモニタリング(測定)の計画	(微気圧波/測定地域・地点の考え方) 各トンネル坑口、各非常口(地下駅)周辺の学校、住居等に配慮した地点	(微気圧波/測定地域・地点の考え方) 各トンネル坑口、各非常口(都市部、山岳部)及び地下駅周辺の学校、住居等に配慮した地点
p. 環 25-4 25 モニタリングについて (表 25-2 完成後のモニタリング(測定)の計画の後)	—	モニタリングの結果、列車走行騒音について「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」との整合が図られていない場合及び列車走行振動について「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に示す勧告値を上回った場合には因果関係を把握し、必要な環境保全措置を講じていく。 また、列車走行に係る微気圧波についても、測定値が予測値を大幅に上回り、衝撃音(ドン音)や周辺家屋の窓枠や戸が著しく振動する場合には因果関係を把握し、必要な環境保全措置を講じていく。
p. 環 25-5 表 25-3(1) 発生土置き場等に関するモニタリングの計画	—	以下を追記 (調査項目) <u>水素イオン濃度(pH)</u> (調査地域・地点の考え方) 発生土置き場等の工事排水を放流する箇所の下流地点 (調査期間の考え) <u>工事前に1回</u> <u>工事中に毎年1回以上渇水期に実施</u> その他、排水放流時の水質については継続的に測定 (調査方法) 「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法
p. 環 25-5 表 25-3(1) 発生土置き場等に関するモニタリングの計画	(水質の自然由来の重金属(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)/調査期間の考え方) 工事前に1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	(水質の自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)/調査期間の考え方) 工事前に1回 工事中に毎年1回以上実施 工事後に1回
p. 環 25-6 25 モニタリングについて (表 25-3(2) 発生土置き場等に関するモニタリングの計画の後)	モニタリングや供用開始後の測定の結果については、神奈川県と調整のうえで公表を行う。	モニタリングの具体的な内容については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していくことになるが、モニタリングの結果については、神奈川県と調整のうえで公表を行う。